明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕

○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律（八一）　四

〔政　令〕

○在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（三九三）　四

○消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令（三九四）　五

○新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（三九五）　六

○投資事業有限責任組合契約に関する法律施行令の一部を改正する政令（三九六）　六

○令和六年能登半島地震による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令の一部を改正する政令（三九七）　六

○令和六年能登半島地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（三九八）　六

○中小企業等協同組合法施行令及び中小企業団体の組織に関する法律施行令の一部を改正する政令（三九九）　七

○漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（四〇〇）　八

○漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（四〇一）　八

○水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（四〇二）　九

〔府　令〕

○大規模地震対策特別措置法施行規則等の一部を改正する内閣府令（**内閣府**一一七）　二

○子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（四〇三）　二

○母子保健法施行規則の一部を改正する内閣府令（**同**一一八）　三

〔府令・省令〕

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令（**内閣府・厚生労働**二〇）　七

○消費生活用製品安全法施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・農林水産・経済産業**一）　七

○住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・国土交通**九）　八

〔省　令〕

○電波法施行規則等の一部を改正する省令（**総務**一一九～一二一）　一七

○電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（**同**一二二）　一九

○地方財政法第三十二条に規定する事業を定める省令の一部を改正する省令（**同**一二三）　一九

○災害対策基本法第百二条第一項の徴収金等の範囲を定める省令の一部を改正する省令（**同**一二四）　一九

○在外選挙人名簿及び在外投票人名簿に関する事務についての領事官の管轄区域を定める省令の一部を改正する省令（**総務・外務**四）　二〇

○租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令（**総務・財務**七）　二五

○健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（**厚生労働**一六三）　二五

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（**同**一六四）　二六

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同**一六五）　二八

○身体障害者補助犬法第十六条に規定する業務を行う者を指定する省令の一部を改正する省令（**同**一六六）　二八

○国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令（**同**一六七）　二八

○農業保険法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**六六）　二八

○地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令（**農林水産・経済産業・国土交通・環境**二）　二八

○特定輸入事業者の輸入に係る特定製品関係報告規則（**経済産業**九一）　二九

○特定輸入事業者の輸入に係るガス用品関係報告規則（**同**九二）　二九

○特定輸入事業者の輸入に係る電気用品関係報告規則（**同**九三）　二九

○特定輸入事業者の輸入に係る液化石油ガス器具等関係報告規則（**同**九四）　二九

（以下次のページへ続く）

（前のページより続き）

○海上運送法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（**国土交通**一〇九）　一〇一

○地方航空局組織規則の一部を改正する省令（**同**一一〇）　一〇五

○建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（**同**一一一）　一〇七

○航空法施行規則の一部を改正する省令（**同**一一二）　一〇八

○海上運送法等の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整理等に関する省令（**環境**三五）　一〇九

〔告　示〕

○特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件（**こども家庭庁**一八）　一一一

○小型船舶等の義務船舶局が備えなければならない無線設備の機器に代えることができる機器を定める件の一部を改正する件（**総務**四五七）　一一七

○船舶に備えなければならないレーダーの技術的条件を定める件の一部を改正する件（**同**四五八）　一一七

○海上移動業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める件の一部を改正する件（**同**四五九）　一一七

○船上通信局又は船舶局が船上通信設備を使用して通信を行う場合のＦ一Ｄ電波及びＦ一Ｅ電波又はＦ三Ｅ電波四五〇MHzを超え四七〇MHz以下の周波数を定める件の一部を改正する件（**同**四六〇）　一一七

○船舶の入港中に定期に行う義務船舶局等の無線設備の点検の方法を定める件の一部を改正する件（**同**四六一）　一一七

○電波法施行規則第二十八条の五第一項の機器を備えることが困難又は不合理である場合の予備設備の機器を定める件の一部を改正する件（**同**四六二）　一一八

○義務船舶局等の遭難通信の通信方法に関する事項を定める件の一部を改正する件（**同**四六三）　一一八

○船舶局及び海岸局のデジタル選択呼出装置の技術的条件を定める件の一部を改正する件（**同**四六四）　一二〇一

○無線機器の型式検定に係る試験の方法等を定める件の一部を改正する件（**同**四六五）　一二〇一

○船舶に設置する無線航行のためのレーダーで無線設備規則の規定を適用することが困難又は不合理であるもの及びその技術的条件を定める件の一部を改正する件（**同**四六六）　一二〇一

○特性試験の試験方法を定める件の一部を改正する件（**同**四六七）　一二〇四

○電波法関係手数料令第十条ただし書に規定する型式検定手続の一部省略について定める件の一部を改正する件（**同**四六八）　一二〇四

○無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件の一部を改正する件（**同**四六九）　一二〇五

○狭帯域直接印刷電信装置の機器の構造及び性能の条件並びに機械的及び電気的条件を廃止する件（**同**四七〇）　一二〇五

○無線従事者養成課程の実施要領を定める件の一部を改正する件（**同**四七一）　一二〇七

○周波数割当計画の一部を変更する件（**同**四七二）　一二〇七

○高周波利用設備の型式についての指定の申請書及び添付書類の様式等を定める件の一部を改正する件（**同**四七三）　一二〇九

○一般用非接触電力伝送装置及び電気自動車用非接触電力伝送装置における高周波出力、電源端子における妨害波電圧及び利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の測定方法を定める件の一部を改正する件（**同**四七四）　一二一七

○一般用非接触電力伝送装置及び電気自動車用非接触電力伝送装置からの電波の強度に対する安全施設の状況を定める件の一部を改正する件（**同**四七五）　一二一七

○無線局免許申請書等に添付する無線局事項書の無線局の目的コードの欄及び通信事項コードの欄に記載するためのコード表を定める件の一部を改正する件（**同**四七六）　一二一七

○災害対策基本法施行令の規定に基づき令和六年能登半島地震による災害及び令和六年九月二十日から同月二十三日までの間の豪雨による災害に係る同令第四十三条第三項の地方公共団体を定める件（**同**四七七）　一二一八

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件（**厚生労働**三七三）　一二一九

○厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件（**同**三七四）　一二一九

○農業経営収入保険基準収入金額等設定準則の一部を改正する件（**農林水産**二三五一）　一二二〇

○株式会社脱炭素化支援機構支援基準の一部を改正する告示（**環境**八一）　一二二二

〔官庁報告〕

官庁事項

武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第二条第七号に規定する指定公共機関を公示する件の一部を改正する件（内閣）　一二二三

本日公布された法令の「あらまし」は、三ページに掲載されています。

本号で公布された法令のあらまし

◇国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律（法律第八一号）（国会）

1　各議院の議長、副議長及び議員は、毎年一回、その年に支給を受けた調査研究広報滞在費の金額及びこれを充てた支出に関する事項を記載した報告書を、当該支出に係る領収書等の写しを添付して、その属する議院の議長に提出しなければならないこととした。（第九条第三項関係）

2　1の報告書及び領収書等の写しは、公開することとした。（第九条第四項関係）

3　各議院の議長、副議長及び議員は、その年に支給を受けた調査研究広報滞在費の総額から、その年に調査研究広報滞在費を充てた支出の総額を控除し残余があるときは、残余の額に相当する額を返還しなければならないこととした。（第九条第五項関係）

4　任期満限の場合等の取扱いに関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定めることとした。（第九条第六項関係）

5　この法律は、令和七年八月一日から施行し、この法律の施行の日以後に支給を受けた調査研究広報滞在費及び同日以後に調査研究広報滞在費を充てた支出について適用することとした。

◇在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（政令第二九二号）（外務省）

1　一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七二号）の一部の施行に伴い、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の規定を引用する規定を改正することとした。（第三条関係）

2　在ナイロビ国際機関日本政府代表部に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定めることとした。（別表第一及び別表第二関係）

3　この政令は、令和七年一月一日から施行することとした。ただし、第三条の改正規定は、同年四月一日から施行することとした。

◇消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三九四号）（総務省）

1　消防団員等公務災害補償等共済基金又は指定法人が市町村に支払う消防団員退職報償金の勤務年数区分に、新たに「三五年以上」区分を追加することとした。（第三条及び別表関係）

2　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三九五号）（経済産業省）

新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和七年四月一日とすることとした。

◇投資事業有限責任組合契約に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三九六号）（経済産業省）

1　投資事業有限責任組合契約に係る付随事業として事業者のために発行される暗号資産の保有に伴う暗号資産等の取得及び保有等を加えることとした。（第三条関係）

2　この政令は、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年四月一日）から施行することとした。

◇令和六年能登半島地震による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令の一部を改正する政令（政令第三九七号）（内閣府本府）

1　政令の題名を「令和六年能登半島地震による災害及び令和六年九月二十日から同月二十三日までの間の豪雨による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令」とすることとした。（題名関係）

2　令和六年能登半島地震による災害について、災害対策基本法（昭和三六年法律第二二三号）第一〇二条第一項の規定による地方債をもって地方公共団体の財源とすることができる期限を延長することとした。（本則関係）

3　令和六年九月二〇日から同月二三日までの間の豪雨による災害について、災害対策基本法第一〇二条第一項の規定による地方債をもって地方公共団体の財源とすることができる年度を定めるとともに、同項の規定による地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の償還方法の特例を定めることとした。（本則関係）

4　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇令和六年能登半島地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第三九八号）（内閣府本府）

1　令和六年能登半島地震による激甚災害について、雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例の適用期間を令和七年六月三〇日まで延長することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇中小企業等協同組合法施行令及び中小企業団体の組織に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三九九号）（経済産業省）

一　中小企業等協同組合法施行令の一部改正関係

事業協同組合等に関する内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣又は環境大臣の権限に属する事務の一部等を都道府県知事が行うこと等とした。（第二九条～第三一条関係）

二　中小企業団体の組織に関する法律施行令の一部改正関係

協業組合等に関する内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣又は環境大臣の権限に属する事務の一部等を都道府県知事が行うこと等とした。（第一〇条関係）

三　施行期日等

1　この政令の施行に伴う所要の経過措置について規定することとした。（附則第二条及び第三条関係）

2　この政令は、令和六年一二月二八日から施行することとした。

◇漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第四〇〇号）（農林水産省）

漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六六号）の施行期日は令和八年四月一日とし、同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は令和七年一〇月一日とすることとした。

◇漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第四〇一号）（農林水産省）

一　漁業法施行令の一部改正関係

漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六六号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。（第一条関係）

二　特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第一三条第二項の規定により都道府県が処理する事務に関する政令の一部改正関係

1　題名を「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行令」とすることとした。（第二条関係）

2　指定交付機関の指定の有効期間は、三年とすることとした。（第二条関係）

3　特定第一種第二号水産動植物採捕事業者（採捕の事業を一の都道府県知事が設定した知事管理区分のみにおいて行うものに限る。）等による情報の伝達、取引等の記録の作成及び保存に係る勧告等に関する事務を都道府県知事が処理する事務として定めることとした。（第二条関係）

三　卸売市場法施行令の一部改正関係
　卸売市場法（昭和四六年法律第三五号）第五条第二号の政令で定める法律として、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和二年法律第七九号）を加えることとした。（第三条関係）
四　農林水産省組織令の一部改正関係
　消費・安全局及び同局消費者行政・食育課、水産庁漁政部及び同部加工流通課並びに同庁資源管理部及び同部漁獲監理官の所掌事務を変更することとした。（第四条関係）
五　附則
1　この政令の施行に伴う所要の経過措置について定めることとした。（附則第二項関係）
2　この政令は、一部の規定を除き、改正法の施行の日（令和八年四月一日）から施行することとした。

◇水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第四〇二号）（経済産業省）
1　特定水銀使用製品に特定の電池等を指定することとした。（第一条関係）
2　この政令の施行に伴う所要の経過措置について定めることとした。（附則関係）
3　この政令は、一部の規定を除き、令和八年一月一日から施行することとした。

◇子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（政令第四〇三号）（こども家庭庁）
1　子どものための教育・保育給付の支給に要する費用のうち、施設型給付費等負担対象額の満三歳未満児相当分について、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第六六条の三第一項の規定により政令で定める拠出金をもって充てる割合は、一、〇〇〇分の二〇〇とすることとした。（第二四条の二関係）
2　この政令による改正後の第二四条の二の規定は、令和六年度以後の年度分の法第六七条第一項の規定により都道府県が負担する額及び法第六八条第一項の規定により国が負担する額の算定に係る法第六六条の三第一項に規定する拠出金充当額について適用することとした。（附則第二項関係）
3　この政令は、公布の日から施行することとした。

法　律

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十二月二十七日

内閣総理大臣　石破　茂

法律第八十一号

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「調査研究広報滞在費」の下に「（以下この条及び第十一条において単に「調査研究広報滞在費」という。）」を加え、同条に次の四項を加える。

3　各議院の議長、副議長及び議員は、両議院の議長が協議して定めるところにより、毎年一回、その年において支給を受けた調査研究広報滞在費の金額及びこれを充てた支出に関する事項を記載した報告書を、当該支出に係る領収書その他の支出を証すべき書面（次項において「領収書等」という。）の写しを添付して、その属する議院の議長に提出しなければならない。

4　前項の報告書及び領収書等の写しは、両議院の議長が協議して定めるところにより、公開する。

5　各議院の議長、副議長及び議員は、両議院の議長が協議して定めるところにより、その年において支給を受けた調査研究広報滞在費の総額から、その年において調査研究広報滞在費を充てた支出の総額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額を返還しなければならない。

6　議長、副議長及び議員が、任期満限、辞職、退職、除名若しくは死亡の場合又は衆議院の解散の場合における前三項の規定の適用に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

第十一条中「第九条の」を削る。

附　則

（施行期日）
1　この法律は、令和七年八月一日から施行する。

（適用区分）
2　この法律による改正後の国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第九条第三項から第六項までの規定は、この法律の施行の日以後に支給を受けた同条第一項の調査研究広報滞在費及び同日以後に同項の調査研究広報滞在費を充てた支出について適用する。

（両院議長協議決定への委任）
3　前項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

内閣総理大臣　石破　茂

政　令

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十二月二十七日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百九十三号

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号）の一部の施行に伴い、並びに在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十条第一項及び第十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令（昭和四十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第十五条の二第二項」を「第十五条第二項」に改める。

別表第一のうち三　政府代表部の表アフリカの項中「（アフリカ連合）

850,000	802,900	778,400	741,600	680,300	619,000	557,700	508,700	484,200

」を「

459,700	435,200	（アフリカ連合） ナイロビ （在ナイロビ国際機関）	870,000	850,000	802,900	778,400	741,600	680,300	619,000	557,700	508,700	484,200
			790,000	770,000	722,000	697,500	660,800	599,600	538,400	477,200	428,200	403,800	379,300	354,800

」に改める。

別表第二のうち三　政府代表部の表アフリカの項中「（アフリカ連合）

アメリカ合衆国ドル	4,720	3,835	3,393	2,950	2,655	2,655	12.6%

」を「

（アフリカ連合） ナイロビ （在ナイロビ国際機関）	12.6%	アメリカ合衆国ドル	4,720	3,835	3,393	2,950	2,655	2,655
	18.7%	アメリカ合衆国ドル	3,165	2,571	2,275	1,978	1,780	1,780

」に改める。

附　則

この政令は、令和七年一月一日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、同年四月一日から施行する。

外務大臣　岩屋　毅
内閣総理大臣　石破　茂

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十二月二十七日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百九十四号

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第百七号）第六条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表　消防団員退職報償金支払額表（第三条関係）

階級	勤務年数					
	五年以上十年未満	十年以上十五年未満	十五年以上二十年未満	二十年以上二十五年未満	二十五年以上三十年未満	三十年以上三十五年未満	三十五年以上
団長	二三九千円	三四四千円	四五九千円	五九四千円	七七九千円	九七九千円	一、〇七九千円
副団長	二二九	三二九	四二九	五三四	七〇九	九〇九	一、〇〇九
分団長	二一九	三一八	四一三	五一三	六五九	八四九	九四九
副分団長	二一四	三〇三	三八八	四七八	六二四	八〇九	九〇九
部長及び班長	二〇四	二八三	三五八	四三八	五六四	七三四	八三四
団員	二〇〇	二六四	三三四	四〇九	五一九	六八九	七八九

備考

一　階級については、退職した日にその者が属していた階級とする。ただし、その階級及びその階級より上位の階級に属していた期間が一年に満たないときは、その階級（団員を除く。）の直近下位の階級とし、退職した日にその者が属していた階級より上位の階級に属していた期間が一年以上あるときは、総務省令で定める階級とする。

二　勤務年数については、その者が非常勤消防団員として勤務していた期間を合算するものとする。ただし、既に退職報償金の支給を受けた場合におけるその基礎とされた期間及び再び非常勤消防団員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの期間が一年に満たない場合における当該期間については、この限りでない。

三　勤務年数の計算は、非常勤消防団員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。ただし、退職した日の属する月と再び非常勤消防団員となつた日の属する月が同じ月である場合には、その月は、後の就職に係る勤務年数には算入しない。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の別表の規定は、この政令の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

総務大臣　村上誠一郎
内閣総理大臣　石破　茂

新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十二月二十七日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百九十五号

新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十五号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和七年四月一日とする。

経済産業大臣　武藤　容治
内閣総理大臣　石破　茂

投資事業有限責任組合契約に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十二月二十七日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百九十六号

投資事業有限責任組合契約に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項第十号の規定に基づき、この政令を制定する。

投資事業有限責任組合契約に関する法律施行令（平成十年政令第二百三十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項に次の二号を加える。

四　法第三条第一項第六号の二に規定する暗号資産の保有に伴う暗号資産等（暗号資産（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第十四項に規定する暗号資産をいう。次号において同じ。）、電子決済手段（同条第五項に規定する電子決済手段をいう。同号において同じ。）又はこれら以外の財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限る。）であって電子情報処理組織を用いて移転することができるものとして経済産業省令で定めるものをいう。同号において同じ。）の取得及び保有並びに法第三条第一項第六号の二に規定する暗号資産又は当該暗号資産等の運用又は貸付けを行う事業

五　法第三条第一項第一号から第七号まで又は第九号に掲げる事業での支払に使用する同項第六号の二に規定する暗号資産以外の暗号資産又は電子決済手段の取得及び保有（当該保有に伴う暗号資産等の取得及び保有を含む。）並びに当該暗号資産若しくは電子決済手段又は当該暗号資産等の運用又は貸付けを行う事業

附　則

この政令は、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

経済産業大臣　武藤　容治
内閣総理大臣　石破　茂

令和六年能登半島地震による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十二月二十七日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百九十七号

令和六年能登半島地震による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第百二条第一項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

令和六年能登半島地震による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令（令和六年政令第四十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

令和六年能登半島地震による災害及び令和六年九月二十日から同月二十三日までの間の豪雨による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令

第一条中「令和六年度」の下に「及び令和七年度とし、令和六年九月二十日から同月二十三日までの間の豪雨による災害（令和六年九月二十日から同月二十三日までの間の豪雨による災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和六年政令第三百二十九号）に規定する災害をいう。次条において同じ。）についての同項の政令で定める年度は、令和七年度」を加える。

第二条中「による災害」の下に「及び令和六年九月二十日から同月二十三日までの間の豪雨による災害」を加える。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
財務大臣　加藤　勝信

令和六年能登半島地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十二月二十七日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百九十八号

令和六年能登半島地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二十五条第一項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

令和六年能登半島地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和六年政令第四号）の一部を次のように改正する。

第四条中「令和六年十二月三十一日」を「令和七年六月三十日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂
財務大臣　加藤　勝信
厚生労働大臣　福岡　資麿

中小企業等協同組合法施行令及び中小企業団体の組織に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十二月二十七日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百九十九号

中小企業等協同組合法施行令及び中小企業団体の組織に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第百十一条第二項から第五項まで及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）第百一条の三の規定に基づき、この政令を制定する。

（中小企業等協同組合法施行令の一部改正）

第一条　中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十九条を次のように改める。

（内閣総理大臣から金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限）

第二十九条　法第百十一条第二項に規定する政令で定める権限は、次に掲げる権限とする。

一　法第九条の九第一項第一号又は第三号の事業を行う協同組合連合会に対する権限のうち次に掲げるもの

イ　法第二十七条の二第一項の規定による設立の認可

ロ　法第百六条第二項の規定による解散の命令

ハ　法第百六条の二第四項及び第五項の規定による設立の認可の取消し

二　法第九条の二第七項、法第九条の二の三、第九条の六の二第一項及び第四項並びに第九条の七の二第一項、第二項及び第五項（これらの規定を法第九条の九第五項において準用する場合を含む。）、法第九条の七の五第一項（法第九条の九第五項において準用する保険業法第三百五条第一項、第三百六条及び第三百七条第一項第三号並びに法第九条の九第四項、第二十七条の二第一項、第三十一条、第三十五条の二、第四十八条、第五十一条第二項、第五十七条の三第五項、第五十七条の五、第五十八条の四、第六十二条第二項及び第四項、第六十六条第一項、第九十六条第五項、第百四条、第百五条、第百五条の二第一項及び第二項、第百五条の三第一項から第四項まで、第百六条の四第一項から第四項まで、第百六条第一項から第三項まで、第百六条の二（第三項を除く。）並びに第百六条の三に規定する行政庁（管轄都道府県知事を除く。次条第二項及び第三十一条において同じ。）の権限（以下「行政庁権限」という。）であつて、事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会（法第九条の九第一項第一号又は第三号の事業を行うものを除く。次条第一項及び第三十一条第一号において同じ。）でその組合員の資格として定款に定められる事業の全部又は一部が金融庁長官の所管に属するもの（全国を地区とするものを除く。）に係るもの

三　事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会のうちその組合員の資格として定款に定められる事業が金融庁長官の所管に属しないものに係る権限

第三十条第一項中「法第九条の二第七項、法第九条の二の三、第九条の六の二第一項及び第四項並びに第九条の七の二第一項、第二項及び第五項（これらの規定を法第九条の九第五項において準用する場合を含む。）、法第九条の七の五第一項（法第九条の九第五項において準用する保険業法第三百五条第一項、第三百六条及び第三百七条第一項第三号並びに法第九条の九第四項、第二十七条の二第一項、第三十一条、第三十五条の二、第四十八条、第五十一条第二項、第五十七条の三第五項、第五十七条の五、第五十八条の四、第六十二条第二項及び第四項、第六十六条第一項、第九十六条第五項、第百四条、第百五条、第百五条の二第一項及び第二項、第百五条の三第一項から第四項まで、第百六条の四第一項から第四項まで、第百六条の二（第三項を除く。）並びに第百六条の三に規定する行政庁（管轄都道府県知事を除く。以下同じ。）の権限」を「行政庁権限」に改め、同項第一号中「法第九条の九第一項第一号又は第三号の事業を行うものを除く。以下この項において同じ。）」を削り、「貸金業法第二条第一項に規定する貸金業であるもの（その地区が都道府県の区域を超えるものに限る。）」を「国家公安委員会、金融庁長官又はこども家庭庁長官の所管に属するもの（全国を地区とするものを除く。）」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣」を「総務大臣、法務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣又は環境大臣」に改め、同号を同項第三号とする。

第三十一条中「法第九条の二第七項、法第九条の二の三、第九条の六の二第一項及び第四項並びに第九条の七の二第一項、第二項及び第五項（これらの規定を法第九条の九第五項において準用する場合を含む。）、法第九条の七の五第一項（法第九条の九第五項において準用する保険業法第三百五条第一項、第三百六条及び第三百七条第一項第三号並びに法第九条の九第四項、第二十七条の二第一項、第三十一条、第三十五条の二、第四十八条、第五十一条第二項、第五十七条の三第五項、第五十七条の五、第五十八条の四、第六十二条第二項及び第四項、第六十六条第一項、第九十六条第五項、第百四条、第百五条、第百五条の二第一項及び第二項、第百五条の三第一項から第四項まで、第百六条の四第一項から第四項まで、第百六条の二（第三項を除く。）並びに第百六条の三に規定する行政庁の権限」を「行政庁権限（法第五十八条の四に規定する行政庁の権限を除く。）」に改め、同条第一号中「（法第九条の九第一項第一号又は第三号の事業を行うものを除く。）」を削り、「以下」を「次号において」に改め、同条第二号及び第三号を削り、同条第四号を同条第二号とする。

（中小企業団体の組織に関する法律施行令の一部改正）

第二条　中小企業団体の組織に関する法律施行令（昭和三十三年政令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣」を「総務大臣、法務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、国家公安委員会、金融庁長官又はこども家庭庁長官」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣」を「総務大臣、法務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、国家公安委員会、金融庁長官又はこども家庭庁長官」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項を同条第五項とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和六年十二月二十八日から施行する。

（処分、申請等に関する経過措置）

第二条　この政令の施行前に内閣総理大臣若しくは金融庁長官（その権限が財務局長又は福岡財務支局長に委任されている場合にあっては、当該財務局長又は福岡財務支局長。以下この条において同じ。）、総務大臣、法務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣又は環境大臣若しくは地方環境事務所長が中小企業等協同組合法又は中小企業団体の組織に関する法律の規定によりした処分その他の行為（この政令による改正後の中小企業等協同組合法施行令又は中小企業団体の組織に関する法律施行令の規定により都道府県知事が行うこととされた事務に係るものに限る。以下この項において「処分等」という。）は、都道府県知事がした処分等とみなし、この政令の施行前にこれらの法律の規定により内閣総理大臣若しくは金融庁長官、総務大臣、法務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣又は環境大臣若しくは地方環境事務所長に対してされた申請その他の行為（この政令による改正後のこれらの政令の規定により都道府県知事が行うこととされた事務に係るものに限る。以下この項において「申請等」という。）は、都道府県知事に対してされた申請等とみなす。

2　この政令の施行前に中小企業等協同組合法又は中小企業団体の組織に関する法律の規定により内閣総理大臣若しくは金融庁長官、総務大臣、法務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣又は環境大臣若しくは地方環境事務所長に対して届出その他の手続をしなければならない事項（この政令による改正後の中小企業等協同組合法施行令又は中小企業団体の組織に関する法律施行令の規定により都道府県知事が行うこととされた事務に係るものに限る。）で、この政令の施行前にその手続がされていないものについては、これを、これらの法律の規定により都道府県知事に対して届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、これらの法律の規定を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第三条　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
法務大臣　鈴木　馨祐
文部科学大臣　阿部　俊子
厚生労働大臣　福岡　資麿
経済産業大臣　武藤　容治
環境大臣　浅尾慶一郎

漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十二月二十七日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第四百号

漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十六号）附則第一条本文及び第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は令和八年四月一日とし、同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は令和七年十月一日とする。

農林水産大臣　江藤　拓
内閣総理大臣　石破　茂

漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十二月二十七日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第四百一号

漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十六号）の施行に伴い、並びに同法附則第八条並びに特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和二年法律第七十九号）第十八条第一項及び第三十三条第二項、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第五条第二号（同法第十四条において準用する場合を含む。）並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（漁業法施行令の一部改正）

第一条　漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「第百八十三条第一項」を「第百八十四条第一項」に改める。

第二十一条中「第百八十三条第二項」を「第百八十四条第二項」に改める。

（特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第十三条第二項の規定により都道府県が処理する事務に関する政令の一部改正）

第二条　特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第十三条第二項の規定により都道府県が処理する事務に関する政令（令和四年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行令

本則第一項中「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（以下「法」という。）」を「法」に改め、同項ただし書中「第七号及び第八号」を「第八号及び第九号」に改め、「特定第一種水産動植物等取扱事業者」の下に「（特定第一種第二号水産動植物採捕事業者（法第七条第一項に

規定する特定第一種第二号水産動植物採捕事業者をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を加え、「、その」を「その」に、「いう。）が」を「いう。）又は特定第一種第二号水産動植物採捕事業者であって特定第一種第二号水産動植物の採捕の事業を一の都道府県知事が設定した知事管理区分をいう。）のみにおいて行うもの（以下「地域特定第一種第二号水産動植物採捕事業者」という。）が」に改め、同項第一号中「特定第一種水産動植物の」を「特定第一種第一号水産動植物の」に、「特定第一種水産動植物又は」を「特定第一種第一号水産動植物又は」に、「特定第一種水産動植物等」を「特定第一種第一号水産動植物等（昭和二十四年法律第二百六十七号）」を削り、同項第三号中「第七条第一項」を「第十条第一項」に改め、同項第四号中「第七条第二項」を「第十条第二項」に改め、同項第五号中「第七条第一項」を「第十条第一項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同項第八号中「第十二条第一項」を「第三十二条第一項」に、「第十条」を「第十三条」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「第十二条第一項」を「第三十二条第一項」に、「第十条」を「第十三条」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「第八条第一項」を「第十一条第一項」に、「に関するもの」を「又は地域特定第一種第二号水産動植物採捕事業者に関するもの」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　法第十条第二項又は第三項の規定による勧告及び当該勧告に係る同条第四項の規定による命令（地域特定第一種第二号水産動植物採捕事業者に関するものに限る。）に関する事務　当該都道府県知事

本則第五項中「第五号」を「第六号」に改め、本則第六項中「同項第七号又は第八号」を「同項第八号又は第九号」に、「第五号」を「第六号」に改め、本則第七項中「又はその者」を「若しくは地域特定第一種第二号水産動植物採捕事業者又はこれらの者」に、「第十二条第一項」を「第三十二条第一項」に改め、「当該地域特定第一種水産動植物等取扱事業者」の下に「又は地域特定第一種第二号水産動植物採捕事業者」を加え、「第六条」を「第九条」に、「第七条第一項若しくは第二項」を「第十条第一項から第三項まで」に、「同項第三号又は第四号」を「同項第三号、第四号又は第六号」に改め、本則第八項中「同項第七号又は第八号」を「同項第八号又は第九号」に改め、本則を第二条とし、同条に見出しとして「（都道府県が処理する事務）」を付し、同条の前に次の一条を加える。

第一条　特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第十八条第一項の政令で定める期間は、三年とする。

（卸売市場法施行令の一部改正）

第三条　卸売市場法施行令（昭和四十六年政令第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

二十六　特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和二年法律第七十九号）

（農林水産省組織令の一部改正）

第四条　農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第八号中「第二条第二項」を「第二条第三項」に、「同法第七条第一項又は第二項」を「届出採捕者（同法第三条第三項に規定する届出採捕者をいう。第三十四条第十号において同じ。）及び特定第一種水産動植物等取扱事業者（特定第一種第二号水産動植物採捕事業者（同法第七条第一項に規定する特定第一種第二号水産動植物採捕事業者をいう。第百二十三条第八号及び第百三十八条第二号において同じ。）以外の同法第二条第五項に規定する特定第一種水産動植物等取扱事業者をいう。第三十四条第十号において同じ。）に対する同法第十条第一項又は第二項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「第十二条第一項」を「第三十二条第一項」に改める。

（農林水産省設置法の一部改正）

第五条　農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第十七条第十号中「関すること（」の下に「届出採捕者及び特定第一種水産動植物等取扱事業者に対する」を加え、「第七条第一項又は第二項」を「第十条第一項又は第二項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「第十二条第一項」を「第三十二条第一項」に改める。

第百二十二条第十六号中「消費・安全局」の下に「、資源管理部」を加える。

第百二十三条に次の一号を加える。

八　特定第一種第二号水産動植物等（特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第二条第四項に規定する特定第一種第二号水産動植物等をいう。第百三十八条第二号において同じ。）の取引等に係る情報の記録及び伝達に関すること（特定第一種第二号水産動植物採捕事業者に対する同法第十条第二項又は第三項の規定による勧告、同条第四項の規定による命令並びに同法第三十二条第一項の規定による報告の徴収、物件の提出の要求及び立入検査の実施に係るものに限る。）。

第百三十二条第一号中「消費・安全局」の下に「、資源管理部」を加える。

第百三十五条第二号中「第百三十八条」を「第百三十八条第一号」に改める。

第百三十八条を次のように改める。

（漁獲監理官の職務）

第百三十八条　漁獲監理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　特定水産資源（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第二項第三号に規定する特定水産資源をいう。）の漁獲の指導及び監督に関すること。

二　特定第一種第二号水産動植物等の取引等に係る情報の記録及び伝達に関すること（特定第一種第二号水産動植物採捕事業者に対する特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第十条第二項又は第三項の規定による勧告、同条第四項の規定による命令並びに同法第三十二条第一項の規定による報告の徴収、物件の提出の要求及び立入検査の実施に係るものに限る。）。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。ただし、次項の規定は、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

（経過措置）

2　改正法附則第五条第二項の規定による届出（第二条の規定による改正後の特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行令第二条第一項ただし書に規定する地域特定第一種水産動植物等取扱事業者及び地域特定第一種第二号水産動植物採捕事業者に関するものに限る。）に関する事務は、当該都道府県知事が行うこととする。

水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十二月二十七日

農林水産大臣　江藤　拓

内閣総理大臣　石破　茂

内閣総理大臣　石破　茂

政令第四百二号

水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）第二条第一項及び第三十条の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条　水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号を次のように改める。

一　電池

第一条第三号中「及び電球形蛍光ランプ」を削り、「限る。）」の下に「及び一般照明用の電球形蛍光ランプ（定格消費電力が三十ワット以下のものに限る。）」を加え、同条第六号中「のうち、次に掲げるもの」を削り、同号イからハまでを削り、同条第十一号を次のように改める。

十一　圧力計のうち、次に掲げるもの

イ　非電気式のもの（二百三十度以上の温度で計ることができるダイアフラム式圧力計であって目量（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第二条第二号イ(1)に規定する目量をいう。以下同じ。）が五メガパスカル以下のもの及び温度の大きな変化、著しい振動その他の厳しい条件の下で計ることができる真空計であって次に掲げるものを除く。）

(1)　計ることのできる最大の圧力（絶対圧力をいう。(2)において同じ。）が千三百パスカル以下であって、目量が三百パスカル以下のマクラウド真空計

(2)　計ることのできる最大の圧力が六万六千パスカル以下であって、目量が二百パスカル以下のU字管真空計

ロ　電気式であって、加熱により液体となる物の圧力の測定用のもの（二百三十度以上の温度で計ることができるものであって、次に掲げるものを除く。）

(1)　計ることのできる最大のゲージ圧力に対する測定の誤差が一パーセント以内のもの

(2)　計ることのできる最大のゲージ圧力に対する測定の誤差が三パーセント以内のもの（(1)に該当するものを除き、耐食性のあるニッケル合金を用いたダイアフラム若しくは摩耗を少なくするための表面処理がされたダイアフラムを用いたもの、防爆型のもの又は圧力を伝えるための水銀を封入した導管の長さが一・五メートル以上のものに限る。）

第二条　水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令の一部を次のように改正する。

第一条第三号を次のように改める。

三　一般照明用のコンパクト形蛍光ランプ及び一般照明用の電球形蛍光ランプ

第一条第四号ロを次のように改める。

ロ　ハロりん酸塩を主成分とする蛍光体を用いたもの

第一条中第十八号を第十九号とし、第十一号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十号中「第十二号イ」を「第十三号イ」に改め、同号を同条第十一号とし、同条中第九号を第十号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　一般照明用のコンパクト形蛍光ランプ、電球形蛍光ランプ及び直管形蛍光ランプ以外の一般照明用の蛍光ランプであって、ハロりん酸塩を主成分とする蛍光体を用いたもの

第三条　水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令の一部を次のように改正する。

第一条第四号イを次のように改める。

イ　三波長形の蛍光体を用いたもの

第一条第五号中「であって、ハロりん酸塩を主成分とする蛍光体を用いた」を「のうち、次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

イ　三波長形の蛍光体を用いたもの

ロ　ハロりん酸塩を主成分とする蛍光体を用いたもの

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和八年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　次条及び附則第三条第二項の規定　令和七年七月一日

二　附則第四条及び第五条第二項の規定　令和八年七月一日

三　第二条並びに附則第五条第一項及び第三項の規定　令和九年一月一日

四　附則第六条及び第七条第二項の規定　令和九年七月一日

五　第三条及び附則第七条第一項の規定　令和十年一月一日

（第一条の規定による改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令第一条第一号、第三号、第六号及び第十一号に掲げる特定水銀使用製品（水銀による環境の汚染の防止に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項に規定する特定水銀使用製品をいう。以下同じ。）であって第一条の規定による改正前の水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令（次条第三項において「旧水銀汚染防止法施行令」という。）第一条第一号、第三号、第六号及び第十一号に掲げるものであるもの以外のものに係る法第六条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行の日前においても、その申請を行うことができる。

第三条　この政令の施行の日前に製造され、又は輸入された前条に規定する特定水銀使用製品であって、当該特定水銀使用製品の使用が水銀に関する水俣条約（以下「条約」という。）で認められた用途に適合するものとして当該特定水銀使用製品の製造又は輸入に係る事業を所管する大臣の承認を受けたものを部品として他の製品の製造に用いる場合は、法第十二条の規定は、適用しない。

2　前項の承認を受けようとする者は、この政令の施行の日前においても、その申請を行うことができる。

3　平成三十年一月一日から令和二年十二月三十日までの間に製造され、又は輸入された旧水銀汚染防止法施行令第一条第一号及び第十一号に掲げる特定水銀使用製品についての第一条の規定の施行後における水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令（以下「水銀汚染防止法施行令」という。）附則第四条の規定の適用については、同条中「前条第一項に規定する」とあるのは、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第四百二号）第一条の規定による改正前の第一条第一号（ボタン電池であるアルカリマンガン電池に限る。）及び第十一号に掲げる」とする。

（第二条の規定による改正に伴う経過措置）

第四条　第二条の規定による改正後の水銀汚染防止法施行令第一条第三号から第五号までに掲げる特定水銀使用製品であって第二条の規定による改正前の水銀汚染防止法施行令（次条第三項において「第三号改正前水銀汚染防止法施行令」という。）第一条第三号及び第四号に掲げるものであるもの以外のものに係る法第六条第一項の許可を受けようとする者は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前においても、その申請を行うことができる。

第五条　附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に製造され、又は輸入された前条に規定する特定水銀使用製品であって、当該特定水銀使用製品の使用が条約で認められた用途に適合するものとして当該特定水銀使用製品の製造又は輸入に係る事業を所管する大臣の承認を受けたものを部品として他の製品の製造に用いる場合は、法第十二条の規定は、適用しない。

2　前項の承認を受けようとする者は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前においても、その申請を行うことができる。

3　附則第三条第三項に規定する期間に製造され、又は輸入された第三号改正前水銀汚染防止法施行令第一条第五号、第八号から第十号まで、第十二号及び第十三号に掲げる特定水銀使用製品についての第二条の規定の施行後における水銀汚染防止法施行令附則第四条の規定の適用については、同条中「前条第一項に規定する」とあるのは、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第四百二号）第二条の規定による改正前の第一条第五号、第八号（マーキュロクロム液に限る。）から第十号まで、第十二号及び第十三号に掲げる」とする。

（第三条の規定による改正に伴う経過措置）

第六条　第三条の規定による改正後の水銀汚染防止法施行令第一条第四号及び第五号に掲げる特定水銀使用製品であって第三条の規定による改正前の水銀汚染防止法施行令第一条第四号及び第五号に掲げるものであるもの以外のものに係る法第六条第一項の許可を受けようとする者は、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日前においても、その申請を行うことができる。

第七条　附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日前に製造され、又は輸入された前条に規定する特定水銀使用製品であって、当該特定水銀使用製品の使用が条約で認められた用途に適合するものとして当該特定水銀使用製品の製造又は輸入に係る事業を所管する大臣の承認を受けたものを部品として他の製品の製造に用いる場合は、法第十二条の規定は、適用しない。

2　前項の承認を受けようとする者は、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日前においても、その申請を行うことができる。

経済産業大臣　武藤　容治
環境大臣　浅尾慶一郎
内閣総理大臣　石破　茂

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十二月二十七日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第四百三号

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令

内閣は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十六条の三第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の二中「千分の百八十一・六」を「千分の二百」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の第二十四条の二の規定は、令和六年度以後の年度分の子ども・子育て支援法第六十七条第一項の規定により都道府県が負担する額及び同法第六十八条第一項の規定により国が負担する額の算定に係る同法第六十六条の三第一項に規定する拠出金充当額について適用する。

内閣総理大臣　石破　茂

府　令

○内閣府令第百十七号

海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、大規模地震対策特別措置法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年十二月二十七日　内閣総理大臣　石破　茂

大規模地震対策特別措置法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（大規模地震対策特別措置法施行規則の一部改正）

第一条　大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和五十四年総理府令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第八条第一項第八号の内閣府令で定めるもの）	（法第八条第一項第八号の内閣府令で定めるもの）
第三条　法第八条第一項第八号の計画又は規程に準ずるものとして内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 ［一～三　略］ 四　海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）第七条の四（同令第二十二条の六において準用する場合を含む。）及び第二十条の十一の安全管理規程 五　［略］	**第三条**　法第八条第一項第八号の計画又は規程に準ずるものとして内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 ［一～三　同上］ 四　海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）第七条の二（同令第二十三条の四において準用する場合を含む。）及び第二十一条の十九の安全管理規程 五　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第二条　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行規則（平成十五年内閣府令第七十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第八条第一項第九号の内閣府令で定めるもの）	（法第八条第一項第九号の内閣府令で定めるもの）
第三条　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号。以下「法」という。）第八条	**第三条**　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号。以下「法」という。）第八条

改正後	改正前
第一項第九号の計画又は規程に準ずるものとして内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 ［一～三　略］ 四　海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）第七条の四（同令第二十二条の六において準用する場合を含む。）及び第二十条の十一の安全管理規程 五　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	第一項第九号の計画又は規程に準ずるものとして内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 ［一～三　同上］ 四　海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）第七条の二第一項（同令第二十三条の四において準用する場合を含む。）及び第二十一条の十九第一項の運航管理規程 五　［同上］

（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第三条　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行規則（平成十七年内閣府令第九十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（対策計画の特例） **第三条**　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第七条第一項第八号の計画又は規程に準ずるものとして内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 ［一～三　略］ 四　海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）第七条の四（同令第二十二条の六において準用する場合を含む。）及び第二十条の十一の安全管理規程 五　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（対策計画の特例） **第三条**　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第七条第一項第八号の計画又は規程に準ずるものとして内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 ［一～三　同上］ 四　海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）第七条の二（同令第二十三条の四において準用する場合を含む。）及び第二十一条の十九の安全管理規程 五　［同上］

附　則

この府令は、海上運送法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

○内閣府令第百十八号

母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十六条第三項の規定に基づき、母子保健法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年十二月二十七日

内閣総理大臣　石破　茂

母子保健法施行規則の一部を改正する内閣府令

母子保健法施行規則（昭和四十年厚生省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

様式第三号中十八ページ及び四十四ページから五十一ページまでを次のように改める。

検査の記録

検査項目	検査年月日	備考
先天性代謝異常等検査	年　月　日	
新生児聴覚検査 （自動ＡＢＲ・ＯＡＥ） リファー（要再検査）の場合	年　月　日	右（パス・リファー） 左（パス・リファー）
先天性サイトメガロウイルス検査	年　月　日	陰性・陽性

※検査結果を記録する場合は、保護者に説明し同意を得ること。

乳児

予備欄

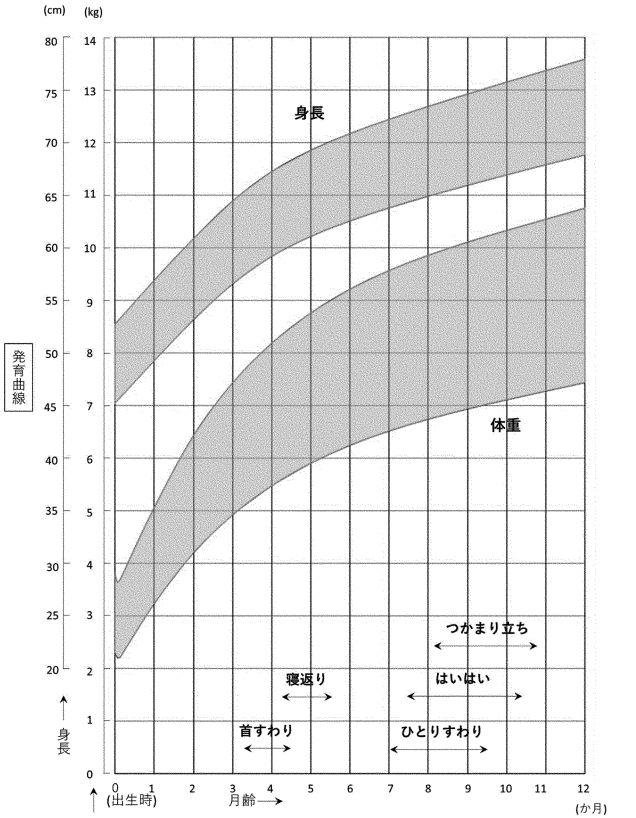
保護者の記録【２週間頃】（　　年　　月　　日記録）

○泣き声やお乳を飲む力が弱いと思いますか。　いいえ　はい
○寝かせるときは、あお向けに寝かせていますか。　はい　いいえ
○自動車に乗るとき、チャイルドシートを使用していますか。　はい　いいえ
○保護者ご自身の睡眠で困っていることはありますか。　いいえ　はい
○子育てについて気軽に相談できる人はいますか。　はい　いいえ
○子育てについて不安や困難を感じることはありますか。　いいえ　はい
○成長の様子、育児の心配、かかった病気、感想などを自由に記入しましょう。　何ともいえない

※このページは医療機関、こども家庭センター等で参考にするので、丁寧に記入しましょう。気になることがあれば、医師や保健師、助産師などに相談しましょう。

＜お子さんの体重や身長をこのグラフに記入しましょう。＞

男の子 乳児身体発育曲線（令和５年調査）

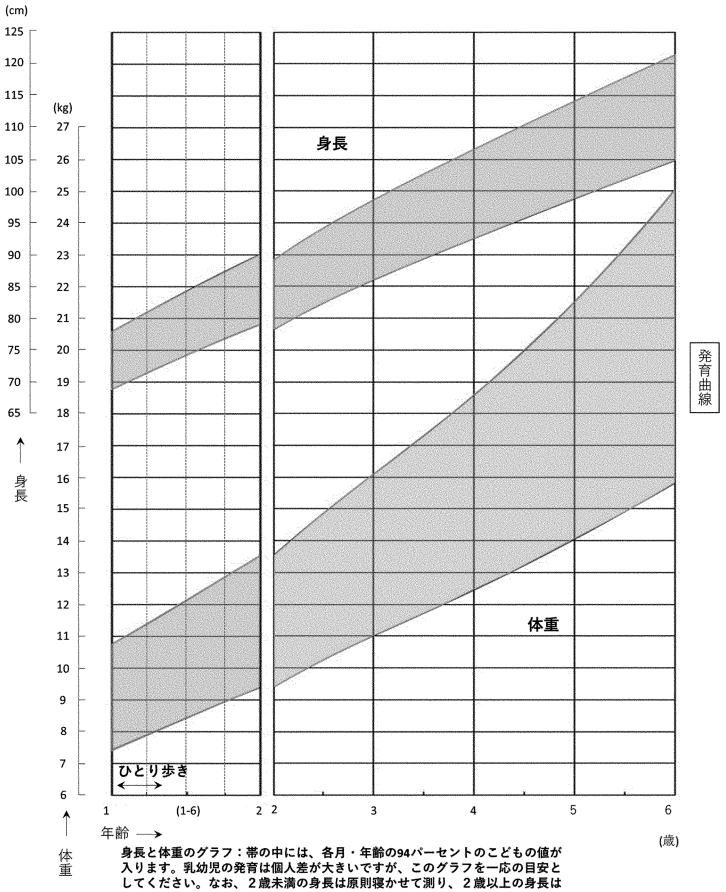


首すわり、寝返り、ひとりすわり、はいはい、つかまり立ち及びひとり歩きの矢印は、約半数のこどもができるようになる月・年齢から、約９割のこどもができるようになる月・年齢までの目安を表したものです。
お子さんができるようになったときを矢印で記入しましょう。

（出典）こども家庭庁令和５年乳幼児身体発育調査報告

＜お子さんの体重や身長をこのグラフに記入しましょう。＞

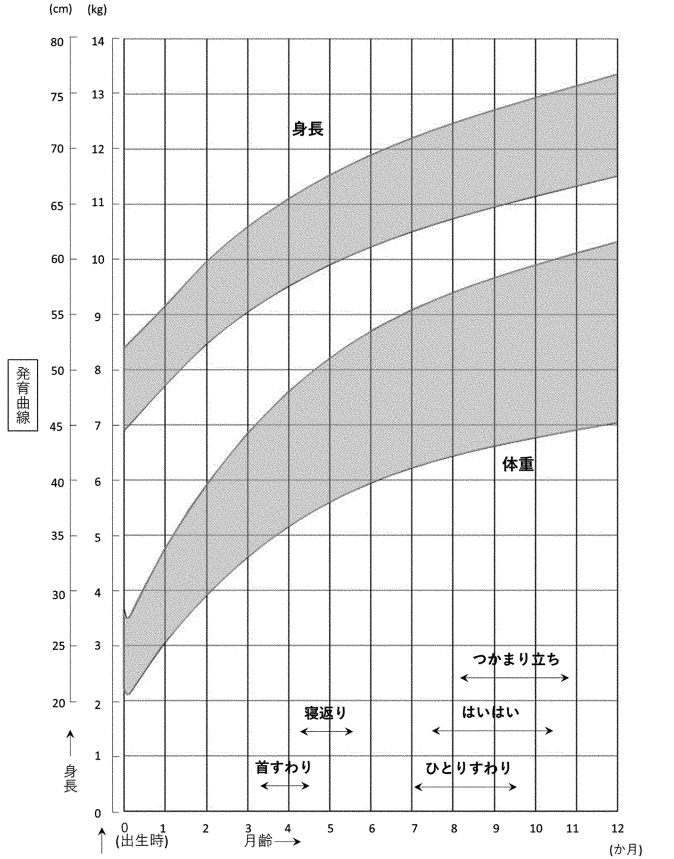
男の子 幼児身体発育曲線（令和５年調査）



身長と体重のグラフ：帯の中には、各月・年齢の94パーセントのこどもの値が入ります。乳幼児の発育は個人差が大きいですが、このグラフを一応の目安としてください。なお、２歳未満の身長は原則寝かせて測り、２歳以上の身長は立たせて測ったものです。

＜お子さんの体重や身長をこのグラフに記入しましょう。＞

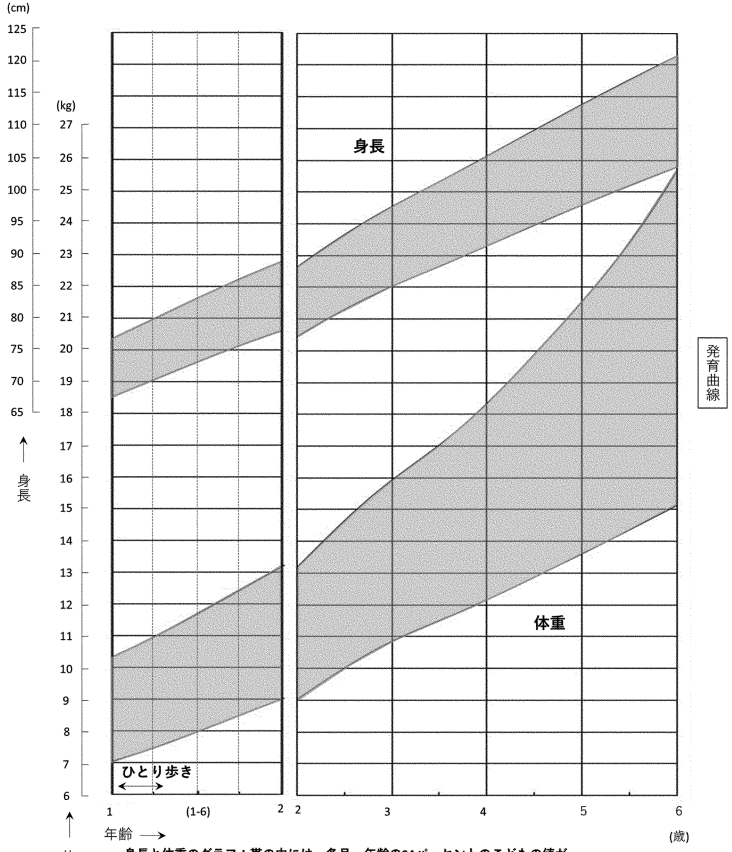
女の子　乳児身体発育曲線（令和５年調査）



首すわり、寝返り、ひとりすわり、はいはい、つかまり立ち及びひとり歩きの矢印は、約半数のこどもができるようになる月・年齢から、約９割のこどもができるようになる月・年齢までの目安を表したものです。
お子さんができるようになったときを矢印で記入しましょう。

＜お子さんの体重や身長をこのグラフに記入しましょう。＞

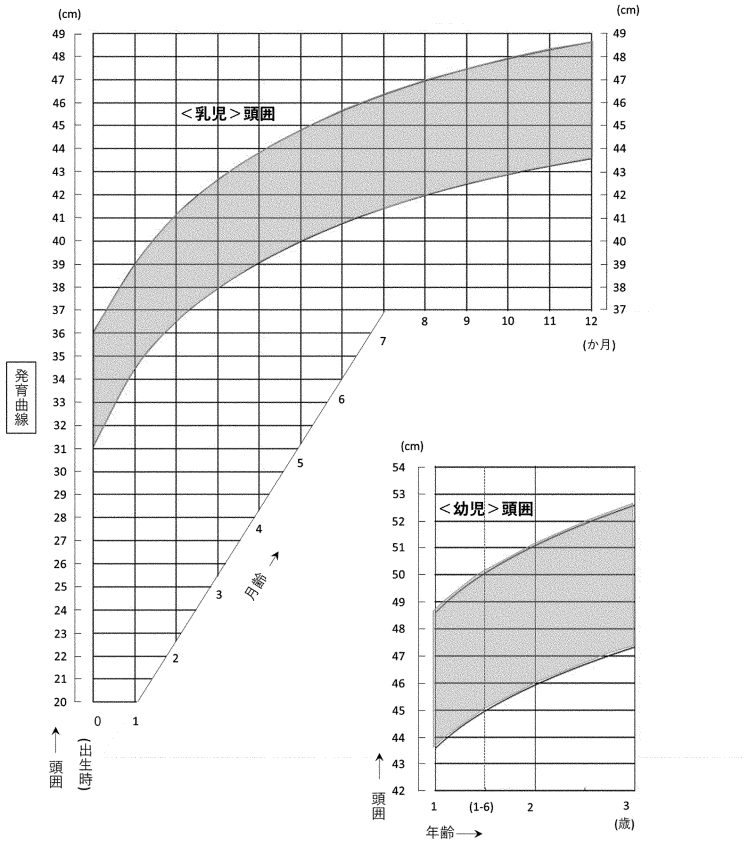
女の子　幼児身体発育曲線（令和５年調査）



身長と体重のグラフ：帯の中には、各月・年齢の94パーセントのこどもの値が入ります。乳幼児の発育は個人差が大きいですが、このグラフを一応の目安としてください。なお、２歳未満の身長は原則寝かせて測り、２歳以上の身長は立たせて測ったものです。

＜お子さんの頭囲をこのグラフに記入しましょう。＞

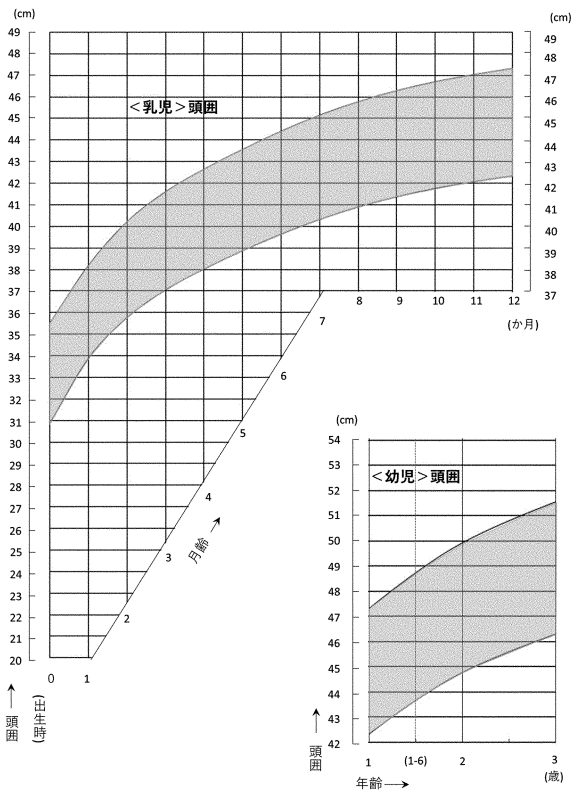
男の子 乳幼児身体発育曲線（令和５年調査）



頭囲のグラフ；帯の中に94パーセントのこどもの値が入ります。なお、
頭囲は左右の眉の直上を通るようにして測ったものです。

＜お子さんの頭囲をこのグラフに記入しましょう。＞

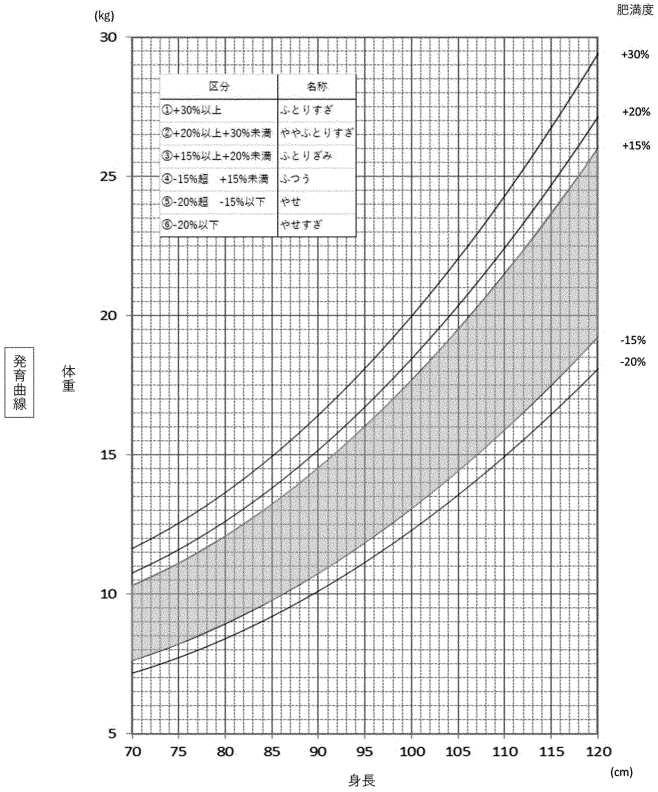
女の子 乳幼児身体発育曲線（令和５年調査）



頭囲のグラフ；帯の中に94パーセントのこどもの値が入ります。なお、
頭囲は左右の眉の直上を通るようにして測ったものです。

＜お子さんの体重と身長が交差する点をグラフに記入しましょう。＞

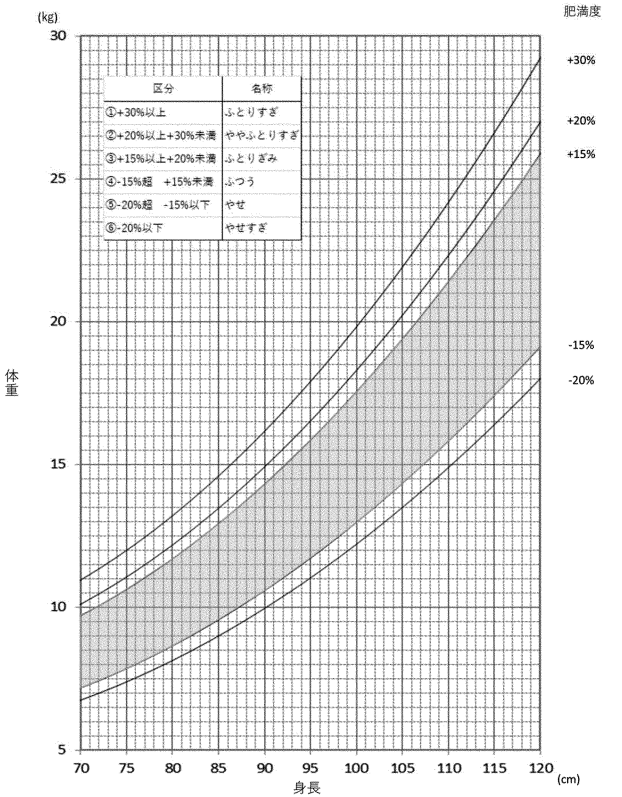
男の子　幼児の身長体重曲線（令和５年調査）



こどものからだつきは成長とともに変化し、個人差も大きいのですが、この曲線を肥満とやせの一応の目安としてください。「ふつう」に入らないからといってただちに異常というわけではありませんが、心配な場合は医師等に相談しましょう。身体計測を行ったときはこのグラフに記入し、成長に伴う変化をみるようにしましょう。

＜お子さんの体重と身長が交差する点をグラフに記入しましょう。＞

女の子　幼児の身長体重曲線（令和５年調査）



こどものからだつきは成長とともに変化し、個人差も大きいのですが、この曲線を肥満とやせの一応の目安としてください。「ふつう」に入らないからといってただちに異常というわけではありませんが、心配な場合は医師等に相談しましょう。身体計測を行ったときはこのグラフに記入し、成長に伴う変化をみるようにしましょう。

附　則

（施行期日）

１　この府令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

２　この府令の施行の際現にあるこの府令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

３　この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

府令・省令

○内閣府厚生労働省令第二十号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和六年法律第五十三号）の施行に伴い、並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十三条第三項及び第八十条第二項の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年十二月二十七日

内閣総理大臣　石破　茂
厚生労働大臣　福岡　資麿

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第一条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（食事） **第八十六条**　（略） ２・３　（略） ４　指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定生活介護事業所に栄養士又は管理栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。	（食事） **第八十六条**　（略） ２・３　（略） ４　指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第二条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（食事） **第四十五条**　（略） ２・３　（略） ４　生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、生活介護事業所に栄養士又は管理栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。	（食事） **第四十五条**　（略） ２・３　（略） ４　生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

附　則

この命令は、令和七年四月一日から施行する。

○内閣府農林水産省経済産業省令第一号

消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律（令和六年法律第六十七号）の一部の施行に伴い、並びに消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、消費生活用製品安全法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年十二月二十七日

内閣総理大臣　石破　茂
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　武藤　容治

消費生活用製品安全法施行規則の一部を改正する命令

消費生活用製品安全法施行規則（昭和四十九年農林省通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の二条を加える。

（氏名等の公表方法）

第二条の二　主務大臣は、法第四十六条の二の規定に基づき、法令等違反行為を行った者の氏名又は名称その他法令等違反行為による危害の発生及び拡大を防止するために必要な事項を公表するときは、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（意見を述べる機会の供与）

第二条の三　主務大臣は、法第四十六条の二の規定に基づき、法令等違反行為を行った者の氏名又は名称を公表しようとするときは、あらかじめ、当該法令等違反行為を行った者又は国内管理人にその旨を通知して、当該法令等違反行為を行った者が自ら又は国内管理人を通じて意見を述べる機会を与えるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一　消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生及び拡大の防止の観点から、緊急に公表する必要があるため、意見を述べる機会を与えるための手続を執るいとまがないとき。

二　法令等違反行為を行った者の所在が判明しないときその他やむを得ない事情のため当該者と連絡することができないとき。

様式を次のように改める。

様式

（表面）

第　　号

消費生活用製品安全法第41条第１項又は第２項の規定による

写

真

押　出
スタンプ

立　入　検　査　証

官職及び氏名

年　　月　　日生

年　　月　　日交付

主務大臣（経済産業局長・都道府県知事・市長）　　印

（裏面）

消費生活用製品安全法抜粋

（立入検査）

第41条　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、消費生活用製品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者（特定輸入事業者である届出事業者にあつては、その国内管理人を含む。）又は特定保守製品取引事業者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、消費生活用製品、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、国内登録検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

３　内閣総理大臣は、前章第二節の規定を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、消費生活用製品、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

４　前３項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

５～11　（略）

12　第１項から第３項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第59条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

一～十二　（略）

十三　第41条第１項から第３項までの規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

十四　（略）

（備考）　用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ８とすること。

附　則

この命令は、消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十二月二十五日）から施行する。

○内閣府・国土交通省令第九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項及び第二項の規定に基づき、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年十二月二十七日

内閣総理大臣　石破　茂

国土交通大臣　中野　洋昌

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号。附則第三項及び第四項において「住宅品質確保法施行規則」という。）の一部を次のように改正する。

第一条中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号を第十四号とし、第十六号を第十五号とする。

第七条第二項第五号ただし書中「第二号」の下に「若しくは同法第十八条第三十八項第一号若しくは第二号」を加える。

別記第六号様式、別記第十号様式及び別記第十一号様式中「印」を削る。

附　則

（施行期日）

１　この命令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第七条第二項第五号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

３　この命令の施行の日前に交付されたこの命令による改正前の住宅品質確保法施行規則第一条各号に掲げる事項が記載された住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項に規定する住宅性能評価書（以下この項において単に「住宅性能評価書」という。）は、この命令による改正後の住宅品質確保法施行規則第一条各号に掲げる事項が記載された住宅性能評価書とみなす。

４　この命令の施行の日前に交付されたこの命令による改正前の住宅品質確保法施行規則別記第六号様式及び別記第十一号様式による検査報告書並びに別記第十号様式による通知書並びに別記第十一号様式による検査報告書は、この命令による改正後の住宅品質確保法施行規則別記第六号様式及び別記第十一号様式による通知書並びに別記第十号様式による検査報告書とみなす。

省令

○総務省令第百十九号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十三条から第三十五条まで、第三十七条、第三十八条、第三十八条の二の二、第三十九条第一項及び第六十一条の規定に基づき、同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月二十七日

総務大臣　村上誠一郎

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（具備すべき電波等） **第十二条**　デジタル選択呼出装置により通信を行う船舶局は、当該船舶局の区別に従い、次の表に掲げる電波を送り、及び受けることができるものでなければならない。 ［表略］ ［2　略］ ［削る］	（具備すべき電波等） **第十二条**　［同上］ ［表同上］ ［2　同上］ 3　第一項の船舶局で狭帯域直接印刷電信装置により通信を行うものは、同項の規定によるほか、当該船舶局の区別に従い、次の表に掲げる電波を送り、及び受けることができるものでなければならない。

船舶局の区別	具備すべき電波	
	送る電波の型式及び周波数	受ける電波の型式及び周波数
一、六〇六・五kHzを超え三、九〇〇kHz以下の周波数帯の電波を送信に使用するもの	F一B電波二、一七四・五kHz及び総合通信局長が指示する周波数	F一B電波二、一七四・五kHz及び総合通信局長が指示する周波数
四MHzを超え二六・一七五MHz以下の周波数帯の電波を送信に使用するもの	F一B電波四、一七七・五kHz、六、二六八kHz、八、三七六・五kHz、一二、五二〇kHz及び一六、六九五kHz並びに総合通信局長が指示する周波数	F一B電波四、一七七・五kHz、六、二六八kHz、八、三七六・五kHz、一二、五二〇kHz及び一六、六九五kHz並びに総合通信局長が指示する周波数

3～12　［略］

（義務船舶局の無線設備の機器）

第二十八条　法第三十三条の規定により船舶及び航行区域の区分に応じて義務船舶局の無線設備に備えなければならない機器は、次のとおりとする。ただし、当該義務船舶局のある船舶の船体の構造その他の事情により当該機器を備えることが困難であると総合通信局長が認めるものについては、この限りでない。

［一・二　略］

三　A一海域、A二海域及びその他の海域を航行する船舶の義務船舶局にあつては、次の機器

(1)　送信設備及び受信設備の機器

［(一)　略］

(二)　中短波帯の無線設備（デジタル選択呼出装置及び無線電話による通信が可能なものに限る。）の機器　一台

［(2)・(3)　略］

(4)　その他の機器

［(一)～(三)　略］

(四)　中短波帯のデジタル選択呼出専用受信機　一台

［(五)・(六)　略］

［2～6　略］

7　第一項第三号の船舶であつて、総務大臣が別に告示するインマルサット人工衛星局の通信圏を超えて航行するもの（船舶安全法（昭和八年法律第十一号）の規定により第十二条第五項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備を備えるものを除く。）の義務船舶局は、中短波帯及び短波帯（四MHzを超え二六・一七五MHz以下の周波数帯をいう。以下この項及び第三十二条の十において同じ。）の無線設備（デジタル選択呼出装置及び無線電話が可能なものに限る。）の機器及び中短波帯及び短波帯のデジタル選択呼出専用受信機を備えなければならない。

8　前項の場合において、その義務船舶局には、第一項第三号の(1)の(二)及び(4)の(四)の機器を備えることを要しない。

4～13　［同上］

（義務船舶局の無線設備の機器）

第二十八条　［同上］

［一・二　同上］

三　［同上］

(1)　［同上］

［(一)　同上］

(二)　中短波帯及び短波帯（四MHzを超え二六・一七五MHz以下の周波数帯をいう。以下この条及び第三十二条の十において同じ。）の無線設備（デジタル選択呼出装置、無線電話及び狭帯域直接印刷電信装置による通信（国際航海に従事しない船舶の義務船舶局の場合にあつては、デジタル選択呼出装置及び無線電話による通信とする。）が可能なものに限る。）の機器　一台

［(2)・(3)　同上］

(4)　［同上］

［(一)～(三)　同上］

(四)　中短波帯及び短波帯のデジタル選択呼出専用受信機　一台

［(五)・(六)　同上］

［2～6　同上］

7　第一項第三号の義務船舶局であつて、その義務船舶局のある船舶にインマルサット船舶地球局のインマルサットC型又は第十二条第六項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備を備えるものは、第一項の規定にかかわらず、第一項第三号の(1)の(二)及び(4)の(四)の機器を備えることを要しない。ただし、インマルサット船舶地球局のインマルサットC型の無線設備を備えるものであつて、総務大臣が別に告示するインマルサット人工衛星局の通信圏を超えて航行する船舶の義務船舶局の場合は、この限りでない。

8　前項の場合において、その義務船舶局には、第一項第二号の(1)の(二)及び(4)の(四)の機器を備えなければならない。

9　第一項の義務船舶局であつて、その義務船舶局のある船舶に高機能グループ呼出し受信の機能を持つインマルサット船舶地球局の無線設備又は高機能グループ呼出し受信の機能を持つ第十二条第五項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備を備えるものは、第一項の規定にかかわらず、高機能グループ呼出受信機を備えることを要しない。この場合において、当該インマルサット船舶地球局又は第十二条第五項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備は、第一項に規定する高機能グループ呼出受信機とみなして、義務船舶局における当該機器に係る規定を適用する。

［10　略］

（義務船舶局等の無線設備の条件等）

第二十八条の二　法第三十四条本文の総務省令で定める船舶地球局は、インマルサット船舶地球局又は第十二条第五項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用するもの及び第二十八条の五第三項の規定により、インマルサット船舶地球局のインマルサットC型の無線設備又は第十二条第五項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備を第二十八条の五第一項の予備設備とした場合における当該インマルサット船舶地球局又は第十二条第五項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用するものとする。

［2　略］

第二十八条の五　法第三十五条第一号の規定により備えなければならない予備設備は、次に掲げる無線設備の機器とする。

［一・二　略］

三　第二十八条第一項第三号の義務船舶局にあつては、同号の(1)の㈠の無線設備及びインマルサット船舶地球局のインマルサットC型の無線設備、第十二条第五項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用するものの無線設備又は中短波帯及び短波帯の電波を使用するものの無線設備（デジタル選択呼出装置、無線電話及びデジタル選択呼出専用受信機が可能なものに限る。）

［2　略］

9　第一項の義務船舶局であつて、その義務船舶局のある船舶に高機能グループ呼出し受信の機能を持つインマルサット船舶地球局の無線設備又は高機能グループ呼出し受信の機能を持つ第十二条第六項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備を備えるものは、第一項の規定にかかわらず、高機能グループ呼出受信機を備えることを要しない。この場合において、当該インマルサット船舶地球局又は第十二条第六項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備は、第一項に規定する高機能グループ呼出受信機とみなして、義務船舶局における当該機器に係る規定を適用する。

［10　同上］

（義務船舶局等の無線設備の条件等）

第二十八条の二　法第三十四条本文の総務省令で定める船舶地球局は、前条第七項の規定により、同条第一項第三号の(1)の㈡及び(4)の㈣の機器を備えることを要しないこととした場合における当該インマルサット船舶地球局又は第十二条第六項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用するもの及び第二十八条の五第三項の規定により、インマルサット船舶地球局のインマルサットC型の無線設備又は第十二条第六項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備を同条第一項の予備設備とした場合における当該インマルサット船舶地球局又は第十二条第六項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用するものとする。

［2　同上］

第二十八条の五　［同上］

［一・二　同上］

三　第二十八条第一項第三号の義務船舶局にあつては、同号の(1)の無線設備及び同号の(4)の㈣の受信機

［2　同上］

3　第一項の予備設備は、同項の規定による機器を備えることが困難又は不合理である場合には、総務大臣が別に告示するところにより、インマルサット船舶地球局のインマルサットC型の無線設備又は第十二条第五項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備の機器その他の当該告示において定める機器とすることができる。

［4～7　略］

（義務船舶局等の無線設備の操作）

第三十二条の十　法第三十九条第一項本文の総務省令で定める義務船舶局等の無線設備は、次のとおりとする。ただし、航海の態様が特殊な船舶の無線設備その他総務大臣又は総合通信局長が特に認めるものについては、この限りでない。

一　次に掲げる船舶の義務船舶局の超短波帯の無線設備、中短波帯の無線設備並びに中短波帯及び短波帯の無線設備であつて、デジタル選択呼出装置による通信及び無線電話による通信が可能なもの

［(1)～(3)　略］

二　前号の(1)から(3)までに掲げる船舶に開設されたインマルサット船舶地球局の無線設備（第二十八条の二第一項に規定するインマルサット船舶地球局のインマルサットC型のものに限る。）又は第十二条第五項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（無線局免許手続規則の一部改正）

第二条　無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表第二号第３　船舶局（特定船舶局を除く。以下この別表において同じ。）及び船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。以下この別表において同じ。）の無線局事項書の様式（第４条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。） 宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設する実験試験局」と、「船舶地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて船舶に開設するもの」と、「海岸地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて宇宙物体、船舶及び航空機に開設するもの以外のもの」と読み替える。 ［１枚目　略］	**別表第二号第３**　［同左］ ［１枚目　同左］

3　第一項の予備設備は、同項の規定による機器を備えることが困難又は不合理である場合には、総務大臣が別に告示するところにより、インマルサット船舶地球局のインマルサットC型の無線設備又は第十二条第六項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備の機器その他の当該告示において定める機器とすることができる。

［4～7　同上］

（義務船舶局等の無線設備の操作）

第三十二条の十　［同上］

一　次に掲げる船舶の義務船舶局の超短波帯の無線設備、中短波帯の無線設備並びに中短波帯及び短波帯の無線設備であつて、デジタル選択呼出装置による通信及び無線電話又は狭帯域直接印刷電信装置による通信が可能なもの

［(1)～(3)　同上］

二　前号の(1)から(3)までに掲げる船舶に開設されたインマルサット船舶地球局の無線設備（第二十八条の二第一項に規定するインマルサット船舶地球局のインマルサットC型のものに限る。）又は第十二条第六項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備

［１枚目　同左］

２枚目（船舶局に限る。）

16　無線局の区別	
17　電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	電波法第33条及び第35条の規定により備えている無線設備

［略］

□中短波帯の無線設備の機器　〔　K　〕

□Ｊ３Ｅ　2182　kHz　W
□Ｆ１Ｂ　2177　2187.5　kHz　W
□

□中短波帯及び短波帯の無線設備の機器　〔　L　〕

□Ｊ３Ｅ　2182　kHz　W
□Ｆ１Ｂ　2177　2187.5　kHz　W
□
□Ｊ３Ｅ　4125　6215　8291　12290　16420　kHz　W
□Ｆ１Ｂ　4207.5　6312　8414.5　12577　16804.5　kHz　W
□

［略］

長辺　短辺　（日本産業規格Ａ列４番）

２枚目（船舶局に限る。）

16　無線局の区別	
17　電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	電波法第33条及び第35条の規定により備えている無線設備

［同左］

□中短波帯の無線設備の機器　〔　K　〕

□Ｊ３Ｅ　2182　kHz　W
□Ｆ１Ｂ　2177　2187.5　kHz　W
□Ｆ１Ｂ　2174.5　kHz　W
□

□中短波帯及び短波帯の無線設備の機器　〔　L　〕

□Ｊ３Ｅ　2182　kHz　W
□Ｆ１Ｂ　2177　2187.5　kHz　W
□Ｆ１Ｂ　2174.5　kHz　W
□
□Ｊ３Ｅ　4125　6215　8291　12290　16420　kHz　W
□Ｆ１Ｂ　4207.5　6312　8414.5　12577　16804.5　kHz　W
□Ｆ１Ｂ　4177.5　6268　8376.5　12520　16695　kHz　W
□

［同左］

長辺　短辺　（日本産業規格Ａ列４番）

３枚目

18　無線局の区別		
19　電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	17以外の無線設備	［略］ □船上通信設備　〔　Ⅰ　〕 □Ｆ３Ｅ　ch　15　ch　17　W □Ｆ３Ｅ　457.525　457.55　457.575　MHz　W □Ｆ１Ｄ　Ｆ１Ｅ　457.515625MHz―457.584375MHz及び467.515625MHz―467.584375MHz　6.25kHz間隔の24波　W □Ｆ１Ｄ　Ｆ１Ｅ　457.525MHz―457.575MHz及び467.525MHz―467.575MHz　12.5kHz間隔の10波　W □ ［略］
［略］		

長辺　短辺　（日本産業規格Ａ列４番）

［４枚目　略］

３枚目

18　無線局の区別		
19　電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	17以外の無線設備	［同左］ □船上通信設備　〔　Ⅰ　〕 □Ｆ３Ｅ　ch　15　ch　17　W □Ｆ３Ｅ　457.525　457.55　457.575　MHz　W □Ｆ１Ｄ　Ｆ１Ｅ　457.515625MHz―457.584375MHz及び467.515625MHz―467.584375MHz　6.25kHz間隔の24波　W □ ［同左］
［同左］		

長辺　短辺　（日本産業規格Ａ列４番）

［４枚目　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（無線局運用規則の一部改正）

第三条　無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（電波の使用制限） **第五十八条**　［略］ ［削る］ 2‖ 2～6‖　［略］ （使用電波） **第七十条の二**　海上移動業務における遭難通信、緊急通信又は安全通信は、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に掲げる電波を使用して行うものとする。ただし、遭難通信を行う場合であつて、これらの周波数を使用することができないか又は使用することが不適当であるときは、この限りでない。 ［一　略］ ［削る］ ‖二‖　［略］ ‖三‖　［略］ 四‖　［略］ ［2・3　略］ （注意信号） **第七十三条の二**　A三E電波二七、五二四kHzにより次の各号に掲げる通信を行う場合には、呼出しの前に注意信号を送信することができる。 ［一　略］ 二　第五十八条第二項第四号に規定する通信 ［2　略］ （遭難警報の送信） **第七十五条**　［略］ ［2～4　略］ 5　船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して誤つた遭難警報を送信した場合は、当該遭難警報の周波数に関連する第七十条の二第一項第二号に規定する周波数の電波を使用して、無線電話により、次に掲げる事項を順次送信して当該遭難警報を取り消す旨の通報を行わなければならない。 ［一～七　略］ ［6　略］	（電波の使用制限） **第五十八条**　［同上］ 2‖　二、一七四・五kHz、四、一七七・五kHz、六、二六八kHz、八、三七六・五kHz、一二、五二〇kHz及び一六、六九五kHzの周波数の電波の使用は、狭帯域直接印刷電信装置を使用して遭難通信、緊急通信又は安全通信を行う場合に限る。 3～7‖　［同上］ （使用電波） **第七十条の二**　［同上］ ［一　同上］ 二　デジタル選択呼出通信に引き続いて狭帯域直接印刷電信装置を使用する場合 F一B電波二、一七四・五kHz、四、一七七・五kHz、六、二六八kHz、八、三七六・五kHz、一二、五二〇kHz又は一六、六九五kHz ‖三‖　［同上］ ‖四‖　［同上］ 五‖　［同上］ ［2・3　同上］ （注意信号） **第七十三条の二**　A三E電波二七、五二四kHzにより次の各号に掲げる通信を行う場合には、呼出しの前に注意信号を送信することができる。 ［一　同上］ 二　第五十八条第三項第四号に規定する通信 ［2　同上］ （遭難警報の送信） **第七十五条**　［同上］ ［2～4　同上］ 5　船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して誤つた遭難警報を送信した場合は、当該遭難警報の周波数に関連する第七十条の二第一項第三号に規定する周波数の電波を使用して、無線電話により、次に掲げる事項を順次送信して当該遭難警報を取り消す旨の通報を行わなければならない。 ［一～七　同上］ ［6　同上］

（遭難警報等を受信した海岸局のとるべき措置）

第八十一条の三　［略］

2　海岸局は、前項に規定する場合においては、当該遭難警報又は遭難警報の中継を受信した周波数と関連する第七十条の二第一項第二号に規定する周波数で聴守を行わなければならない。

［削る］

（遭難警報等を受信した船舶局のとるべき措置）

第八十一条の五　［略］

［2～6　略］

7　船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して送信された遭難警報又は遭難警報の中継を受信したときは、当該遭難警報又は遭難警報の中継を受信した周波数と関連する第七十条の二第一項第二号に規定する周波数で聴守を行わなければならない。

［削る］

（遭難警報等に対する応答等）

第八十一条の八　［略］

2　船舶局は、遭難警報又は遭難警報の中継を受信した場合において、これに応答するときは、当該遭難警報又は遭難警報の中継を受信した周波数と関連する第七十条の二第一項第二号に規定する周波数の電波を使用して、無線電話により、次の各号に掲げるものを順次送信して行うものとする。

［一～六　略］

［3・4　略］

（遭難信号の前置）

第八十二条の三　遭難している船舶又は航空機の捜索及び救助に関する通信においては、施行規則第三十六条の二第一項に定める方法により行うもの並びに第七十六条第一項、第七十七条第二項、第七十八条第九項（第八十二条第四項において準用する場合を含む。）及び第八十二条第一項に規定するものを除き、次に掲げる遭難信号を前置しなければならない。

一　インマルサット人工衛星局又は一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用する非静止衛星に開設する人工衛星局の中継による直接印刷電信装置により送信する「ＭＡＹＤＡＹ」

［二　略］

（遭難警報等を受信した海岸局のとるべき措置）

第八十一条の三　［同上］

2　海岸局は、前項に規定する場合においては、当該遭難警報又は遭難警報の中継を受信した周波数と関連する第七十条の二第一項第三号に規定する周波数で聴守を行わなければならない。

3　狭帯域直接印刷電信装置を施設する海岸局は、第一項に規定する場合において、当該遭難警報又は遭難警報の中継が狭帯域直接印刷電信装置の使用を指示しているときは、前項の規定にかかわらず、これを受信した周波数と関連する第七十条の二第一項第二号に規定する周波数で聴守を行わなければならない。この場合において、当該海岸局の無線設備において前項の規定による聴守を同時に行うことが可能なときは、これを行わなければならない。

（遭難警報等を受信した船舶局のとるべき措置）

第八十一条の五　［同上］

［2～6　同上］

7　船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して送信された遭難警報又は遭難警報の中継を受信したときは、当該遭難警報又は遭難警報の中継を受信した周波数と関連する第七十条の二第一項第三号に規定する周波数で聴守を行わなければならない。

8　狭帯域直接印刷電信装置を施設する船舶局は、前項に規定する場合において、当該遭難警報又は遭難警報の中継が狭帯域直接印刷電信装置の使用を指示しているときは、前項の規定にかかわらず、これを受信した周波数と関連する第七十条の二第一項第二号に規定する周波数で聴守を行わなければならない。この場合において、当該船舶局の無線設備において前項の規定による聴守を同時に行うことが可能なときは、これを行わなければならない。

（遭難警報等に対する応答等）

第八十一条の八　［同上］

2　船舶局は、遭難警報又は遭難警報の中継を受信した場合において、これに応答するときは、当該遭難警報又は遭難警報の中継を受信した周波数と関連する第七十条の二第一項第三号に規定する周波数の電波を使用して、無線電話により、次の各号に掲げるものを順次送信して行うものとする。

［一～六　同上］

［3・4　同上］

（遭難信号の前置）

第八十二条の三　［同上］

一　狭帯域直接印刷電信装置及びインマルサット人工衛星局又は一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用する非静止衛星に開設する人工衛星局の中継による直接印刷電信装置により送信する「ＭＡＹＤＡＹ」

［二　同上］

（通信停止の要求）

第八十五条　遭難船舶局及び遭難通信を宰領する無線局は、遭難通信を妨害し又は妨害するおそれのある全ての通信の停止を要求することができる。この要求は、呼出事項又は第五十九条第一項第一号から第三号までに掲げる事項（以下「各局あて呼出事項」という。）の次に「シーロンス　メーデー」（又は「通信停止遭難」）を送信して行う方法により行うものとする。

［２・３　略］

（一般通信の再開）

第八十九条　遭難通信が良好に行われるようになつた場合において完全な沈黙を守らせる必要がなくなつたときは、遭難通信を宰領する無線局は、遭難通信が行われている電波（第七十条の二第一項第四号に掲げるものに限る。）により、次の各号に掲げる事項を順次送信して関係の無線局にその旨を通知しなければならない。

［一～九　略］

２　遭難通信が終了したときは、遭難通信を宰領した無線局は、遭難通信の行われた電波により、次に掲げる事項を順次送信して関係の無線局にその旨を通知しなければならない。

一	メーデー（又は「遭難」）	一回
二	各局	一回
三	こちらは	三回
四	自局の呼出符号又は呼出名称	一回
五	遭難通信の終了時刻	一回
六	遭難した船舶又は航空機の名称又は識別	一回
七	遭難船舶局、遭難船舶地球局若しくは遭難自動通報局又は遭難航空機局若しくは遭難航空機地球局の識別信号	一回
八	シーロンス　フィニィ（又は「遭難通信終了」）	一回
九	さようなら	一回

［３　略］

（通信停止の要求）

第八十五条　遭難船舶局及び遭難通信を宰領する無線局は、遭難通信を妨害し又は妨害するおそれのあるすべての通信の停止を要求することができる。この要求は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる方法により行うものとする。

一　狭帯域直接印刷電信装置による場合

第五十八条の八第一号及び第二号に掲げる事項（通信可能な範囲内にあるすべての無線局にあてる場合は、「相手局の識別信号」とあるのは、「ＣＱ」とする。）の次に「ＳＩＬＥＮＣＥ　ＭＡＹＤＡＹ」を送信して行う方法

二　無線電話による場合

呼出事項又は第五十九条第一項第一号から第三号までに掲げる事項（以下「各局あて呼出事項」という。）の次に「シーロンス　メーデー」（又は「通信停止遭難」）を送信して行う方法

［２・３　同上］

（一般通信の再開）

第八十九条　遭難通信が良好に行われるようになつた場合において完全な沈黙を守らせる必要がなくなつたときは、遭難通信を宰領する無線局は、遭難通信が行われている電波（第七十条の二第一項第五号に掲げるものに限る。）により、次の各号に掲げる事項を順次送信して関係の無線局にその旨を通知しなければならない。

［一～九　同上］

２　遭難通信が終了したときは、遭難通信を宰領した無線局は、遭難通信の行われた電波により、次の各号の区別に応じ、それぞれに掲げる事項を順次送信して関係の無線局にその旨を通知しなければならない。

一　狭帯域直接印刷電信装置による場合

(1)	ＭＡＹＤＡＹ	一回
(2)	ＣＱ	一回
(3)	ＤＥ	一回
(4)	自局の識別信号	一回
(5)	遭難通信の終了時刻	一回
(6)	遭難した船舶又は航空機の名称又は識別	一回
(7)	遭難船舶局、遭難船舶地球局若しくは遭難自動通報局又は遭難航空機局若しくは遭難航空機地球局の識別信号	一回
(8)	ＳＩＬＥＮＣＥ　ＦＩＮＩ	一回

二　無線電話による場合

(1)	メーデー（又は「遭難」）	一回
(2)	各局	三回
(3)	こちらは　一回	
(4)	自局の呼出符号又は呼出名称	一回
(5)	遭難通信の終了時刻	一回
(6)	遭難した船舶又は航空機の名称又は識別	一回
(7)	遭難船舶局、遭難船舶地球局若しくは遭難自動通報局又は遭難航空機局若しくは遭難航空機地球局の識別信号	一回
(8)	シーロンス　フィニィ（又は「遭難通信終了」）	一回
(9)	さようなら	一回

［３　同上］

（デジタル選択呼出装置による緊急通報の告知等）

第九十条の三　［略］

［２　略］

３　第一項の規定により緊急通報の告知を行つた無線局で、無線電話による場合にあつては、これに引き続いて、「パンパン」又は「緊急」の三回の反復した緊急信号を前置して緊急通報を送信するものとする。

［削る］

（デジタル選択呼出装置による安全通報の告知等）

第九十四条の二　［略］

［２　略］

３　第一項の規定により安全通報の告知を行つた無線局は、無線電話による場合にあつては、これに引き続いて、「セキュリテ」又は「警報」の三回の反復した安全信号を前置して安全通報を送信するものとする。

［削る］

（呼出し等の簡略化）

第百五十四条の二　無線電話通信においては、第二十条第一項第二号、第二十三条第二項第二号、第二十九条第二項第二号、第三十九条第一項第二号、第百六十七条において準用する第五十九条第一項第二号及び第六十条第一項第三号並びに第百七十七条第一項において準用する第八十九条第二項第三号に掲げる事項の送信は、省略するものとする。

（規定の準用）

第百六十七条　第五十八条第一項から第四項まで及び第六項（電波の使用制限）、第五十九条（各局あて同報）及び第六十条（特定局あて同報）の規定は、航空移動業務に準用する。

（規定の準用）

第百七十七条　第七十二条、第七十八条第一項、第八十一条、第八十五条、第八十九条第二項、第九十条、第九十一条第二項、第九十三条及び第九十四条の規定は、航空移動業務の無線局相互間において無線電話により行う遭難通信及び緊急通信について準用する。この場合において、第八十九条第二項中「遭難通信が終了したときは」とあるのは「遭難通信が終了したとき又は沈黙を守らせる必要がなくなつたときは」と、同項第五号中「遭難通信の終了時刻」とあるのは「遭難通信の終了時刻又は沈黙を守らせる必要がなくなつた時刻」と、第九十三条第一項中「法第六十七条第二項」とあるのは「法第七十条の六第二項において準用する法第六十七条第二項」と読み替えるものとする。

［２～４　略］

（デジタル選択呼出装置による緊急通報の告知等）

第九十条の三　［同上］

［２　同上］

３　第一項の規定により緊急通報の告知を行つた無線局は、これに引き続いて、次に掲げる緊急信号を前置して緊急通報を送信するものとする。

一　狭帯域直接印刷電信装置による場合にあつては、「ＰＡＮ　ＰＡＮ」

二　無線電話による場合にあつては、「パンパン」又は「緊急」の三回の反復

４　狭帯域直接印刷電信装置により緊急通報を送信するときは、前項第一号の緊急信号の次に自局の識別表示を前置しなければならない。

（デジタル選択呼出装置による安全通報の告知等）

第九十四条の二　［同上］

［２　同上］

３　第一項の規定により安全通報の告知を行つた無線局は、これに引き続いて、次に掲げる安全信号を前置して安全通報を送信するものとする。

一　狭帯域直接印刷電信装置による場合にあつては、「ＳＥＣＵＲＩＴＥ」

二　無線電話による場合にあつては、「セキュリテ」又は「警報」の三回の反復

４　狭帯域直接印刷電信装置により安全通報を送信するときは、前項第一号の安全信号の次に自局の識別表示を前置しなければならない。

（呼出し等の簡略化）

第百五十四条の二　無線電話通信においては、第二十条第一項第二号、第二十三条第二項第二号、第二十九条第二項第二号、第三十九条第一項第二号、第百六十七条において準用する第五十九条第一項第二号及び第六十条第一項第三号並びに第百七十七条第一項において準用する第八十九条第二項第二号⑶に掲げる事項の送信は、省略するものとする。

（規定の準用）

第百六十七条　第五十八条第一項から第五項まで及び第七項（電波の使用制限）、第五十九条（各局あて同報）及び第六十条（特定局あて同報）の規定は、航空移動業務に準用する。

（規定の準用）

第百七十七条　第七十二条、第七十八条第一項、第八十一条、第八十五条、第八十九条第二項、第九十条、第九十一条第二項、第九十三条及び第九十四条の規定は、航空移動業務の無線局相互間において無線電話により行う遭難通信及び緊急通信について準用する。この場合において、第八十九条第二項中「遭難通信が終了したときは」とあるのは「遭難通信が終了したとき又は沈黙を守らせる必要がなくなつたときは」と、同項第二号の⑸中「遭難通信の終了時刻」とあるのは「遭難通信の終了時刻又は沈黙を守らせる必要がなくなつた時刻」と、第九十三条第一項中「法第六十七条第二項」とあるのは「法第七十条の六第二項において準用する法第六十七条第二項」と読み替えるものとする。

［２～４　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（無線設備規則の一部改正）

第四条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（義務船舶局等の無線設備の条件） **第三十八条**　法第三十三条の規定により義務船舶局（法第十三条第二項の船舶局をいう。以下同じ。）に備える無線設備の空中線は、通常起こり得る船舶の振動又は衝撃により破断しないように十分な強度を持つものでなければならない。 ［２・３　略］ ４　施行規則第十二条第五項第二号に規定する船舶地球局のうち、一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用するもの及び法第三十三条の規定により義務船舶局に備える一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでを受信する高機能グループ呼出受信機に使用する空中線は、できる限り、総務大臣が別に告示する条件に適合する位置に設置されたものでなければならない。 **第三十八条の三**　旅客船又は総トン数三〇〇トン以上の船舶の義務船舶局等には、次の各号に掲げる設備を同時に六時間以上（船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条の規定に基づく命令による非常電源を備えるものについては、一時間以上）連続して動作させるための電力を供給することができる補助電源を備えなければならない。ただし、総務大臣が別に告示する義務船舶局等については、この限りでない。 ［一　略］ 二　次に掲げる無線設備のいずれかのもの イ　J三E電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置による通信を行う船舶局の無線設備であつて、一、六〇六・五kHzから三、九〇〇kHzまでの周波数の電波を使用するもの（施行規則第二十八条第一項第二号又は第三号の義務船舶局のものに限る。） ロ　J三E電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置による通信を行う船舶局の無線設備であつて、一、六〇六・五kHzから二六、一七五kHzまでの周波数の電波を使用するもの（施行規則第二十八条第七項の義務船舶局のものに限る。） ［八　略］ ［三　略］ （デジタル船上通信設備） **第四十五条の三の七**　デジタル船上通信設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。 ［一・二　略］ 三　隣接チャネル漏洩電力は、次のいずれかであること。 イ　チャネル間隔六・二五kHzの場合は、搬送波の周波数から六・二五kHz離れた（±）二・一八七五kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より五五デシベル以上低い値であること。	（義務船舶局等の無線設備の条件） **第三十八条**　［同上］ ［２・３　同上］ ４　施行規則第十二条第六項第二号に規定する船舶地球局のうち、一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用するもの及び法第三十三条の規定により義務船舶局に備える一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでを受信する高機能グループ呼出受信機に使用する空中線は、できる限り、総務大臣が別に告示する条件に適合する位置に設置されたものでなければならない。 **第三十八条の三**　［同上］ ［一　同上］ 二　［同上］ イ　J三E電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置による通信を行う船舶局の無線設備であつて、一、六〇六・五kHzから三、九〇〇kHzまでの周波数の電波を使用するもの（施行規則第二十八条第一項第二号の義務船舶局のものに限る。） ロ　J三E電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置又は狭帯域直接印刷電信装置による通信を行う船舶局であつて、一、六〇六・五kHzから二六、一七五kHzまでの周波数の電波を使用する無線設備（施行規則第二十八条第一項第三号の義務船舶局のものに限る。） ［八　同上］ ［三　同上］ （デジタル船上通信設備） **第四十五条の三の七**　［同上］ ［一・二　同上］ 三　隣接チャネル漏洩電力は、搬送波の周波数から六・二五kHz離れた（±）二・一八七五kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より五五デシベル以上低い値であること。

ロ　チャネル間隔一二・五kHzの場合は、搬送波の周波数から十二・五kHz離れた（十）四・二五kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より六〇デシベル以上低い値であること。	
［四　略］	［四　同上］
別表第一号（第５条関係）	**別表第一号**（第５条関係）
［表略］	［表同左］
［注１～24　略］	［注１～24　同左］
25　450MHzを超え467.5875MHz以下の周波数の電波を使用する船上通信設備の送信設備については、その電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。	［25　同左］
［(1)　略］	［(1)　同左］
(2)　チャネル間隔が6.25kHz又は12.5kHzのもの　1.5（10^{-6}）	(2)　チャネル間隔が6.25kHzのもの　1.5（10^{-6}）
［注26～57　略］	［注26～57　同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第五条　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
第二条　法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。	**第二条**　法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。
［一～二十九　略］	［一～二十九　同上］
二十九の二　設備規則第四十八条第三項においてその無線設備の条件が定められている船舶に設置する無線航行のためのレーダー（施行規則第三十一条第二項第一号から第四号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用するものに限る。）であつて、その空中線電力が二〇〇ミリワット以下かつ変調方式が周波数変調であつて連続波方式（間欠的連続波方式を除く。）であり、電波の型式がF三N又はQ〇Nのもの	二十九の二　設備規則第四十八条第三項においてその無線設備の条件が定められている船舶に設置する無線航行のためのレーダー（施行規則第三十一条第二項第一号から第四号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用するものに限る。）であつて、その空中線電力が二〇〇ミリワット以下のもの
二十九の三　設備規則第四十八条第三項においてその無線設備の条件が定められている船舶に設置する無線航行のためのレーダー（施行規則第三十一条第二項第一号から第四号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用するものに限る。）であつて、その空中線電力が一七〇ワット以下かつ電波の型式がP〇N、Q〇N又はV〇Nのもの（前号に掲げるものを除く。）	［新設］
［三十～八十一　略］	［三十～八十一　同上］
［2　略］	［2　同上］
別表第一号　技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）	**別表第一号**　技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）
［一　略］	［一　同上］
［(1)・(2)　略］	［(1)・(2)　同上］

(3)　特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア　次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

一　装置	二　試験項目	三　測定器等	四　特定無線設備の種別							
			［略］							
送信装置	周波数	周波数計又はスペクトル分析器	○	○						
	占有周波数帯幅	擬似音声発生器又は擬似信号発生器バンドメータ又はスペクトル分析器	○	○						
	スプリアス発射又は不要発射の強度	低周波発振器スプリアス電力計又はスペクトル分析器	○	○						
	空中線電力	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	○	○						
	入射電力密度	電界強度測定器								
	比吸収率	比吸収率測定装置								
	周波数偏移、周波数偏位又は変調度	低周波発振器直線検波器又は変調度計								
	変調衝撃係数	低周波発振器オシロスコープ								
	プレエンファシス特性	低周波発振器直線検波器								
			［略］							

(3)　［同上］

ア　［同上］

一　装置	二　試験項目	三　測定器等	四　特定無線設備の種別	
			［同上］	
送信装置	周波数	周波数計又はスペクトル分析器	○	
	占有周波数帯幅	擬似音声発生器又は擬似信号発生器バンドメータ又はスペクトル分析器	○	
	スプリアス発射又は不要発射の強度	低周波発振器スプリアス電力計又はスペクトル分析器	○	
	空中線電力	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	○	
	入射電力密度	電界強度測定器		
	比吸収率	比吸収率測定装置		
	周波数偏移、周波数偏位又は変調度	低周波発振器直線検波器又は変調度計		
	変調衝撃係数	低周波発振器オシロスコープ		
	プレエンファシス特性	低周波発振器直線検波器		
			［同上］	

搬送波電力	低周波発振器 スペクトル分析器
総合周波数特性	低周波発振器 電力計
総合歪及び雑音	低周波発振器 直線検波器 歪率雑音計
送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	オシロスコープ又はスペクトル分析器
送信時間	低周波発振器 オシロスコープ
隣接チャネル漏えい電力等又は帯域外漏えい電力	低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器
搬送波を送信していないときの電力	低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器
送信速度	低周波発振器 オシロスコープ
受信装置	
副次的に発する電波等の限度	電界強度測定器又はスペクトル分析器
感度	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計
通過帯域幅	標準信号発生器 周波数計 レベル計
減衰量	標準信号発生器 周波数計 レベル計
スプリアス・レスポンス	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計

搬送波電力	低周波発振器 スペクトル分析器
総合周波数特性	低周波発振器 電力計
総合歪及び雑音	低周波発振器 直線検波器 歪率雑音計
送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	オシロスコープ又はスペクトル分析器
送信時間	低周波発振器 オシロスコープ
隣接チャネル漏えい電力等又は帯域外漏えい電力	低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器
搬送波を送信していないときの電力	低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器
送信速度	低周波発振器 オシロスコープ
受信装置	
副次的に発する電波等の限度	電界強度測定器又はスペクトル分析器
感度	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計
通過帯域幅	標準信号発生器 周波数計 レベル計
減衰量	標準信号発生器 周波数計 レベル計
スプリアス・レスポンス	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計

隣接チャネル選択度	低周波発振器 標準信号発生器 レベル計又はオシロスコープ				
感度抑圧効果	標準信号発生器 レベル計				
相互変調特性	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計				
局部発振器の周波数変動	周波数計				
ディエンファシス特性	低周波発振器 直線検波器				
総合歪及び雑音	標準信号発生器 歪率雑音計				

［注　略］

［イ・ウ　略］

［ハ・ニ　略］

様式第７号（第８条、第20条、第27条及び第36条関係）

表示は、次の様式に記号㊒及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。

［様式略］

［注１～３　略］

４　技術基準適合証明番号の最初の３文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区分とし、４文字目又は４文字目及び５文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
［略］	
第２条第１項第29号の２に掲げる無線設備	ＳＴ
第２条第１項第29号の３に掲げる無線設備	ＯＱ
［略］	

［５　略］

隣接チャネル選択度	低周波発振器 標準信号発生器 レベル計又はオシロスコープ				
感度抑圧効果	標準信号発生器 レベル計				
相互変調特性	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計				
局部発振器の周波数変動	周波数計				
ディエンファシス特性	低周波発振器 直線検波器				
総合歪及び雑音	標準信号発生器 歪率雑音計				

［注　同上］

［イ・ウ　同上］

［ハ・ニ　同上］

様式第７号（第８条、第20条、第27条及び第36条関係）

［同左］

［様式略］

［注１～３　同左］

４　［同左］

特定無線設備の種別	記号
［同左］	
第２条第１項第29号の２に掲げる無線設備	ＳＴ
［同左］	

［５　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（無線機器型式検定規則の一部改正）

第六条　無線機器型式検定規則（昭和三十六年郵政省令第四十号）の一部を改正する省令を次のように定める。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表第一号　機器の構造及び性能の条件（第２条関係）

機種	条件
［略］	［略］
デジタル選択呼出装置による通信を行う海上移動業務の無線局の用に供する送信装置及び受信装置の機器	［略］
［略］	［略］
デジタル選択呼出装置の機器	1　設備規則第三十七条の二十八の規定に適合するものであること。 2　設備規則第四十条の五第一号（ル及びヲを除く。）の条件に適合するものであること。 3　設備規則第四十条の五第二号イ⑶及びロ⑶の条件に適合するものであること。 4　総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。
［略］	［略］

［注　略］

別表第二号　機器（航空機に施設する無線設備の機器を除く。）の機械的及び電気的条件（第２条関係）

機種	試験方法		条件
［略］	［略］		［略］
デジタル選択呼出装置の機器	1　振動	ＪＩＳ　Ｆ0812の「8.7　振動試験」によること。	1　機械的に支障なく動作し、かつ、破損、発火、発煙等の異状を呈しないこと。

改正前

別表第一号　機器の構造及び性能の条件（第２条関係）

機種	条件
［同左］	［同左］
デジタル選択呼出装置等（デジタル選択呼出装置又は狭帯域直接印刷電信をいう。以下同じ。）による通信を行う海上移動業務の無線局の用に供する送信装置及び受信装置の機器	［同左］
［同左］	［同左］
デジタル選択呼出装置の機器	1　設備規則第三十七条の二十八の規定に適合するものであること。 2　設備規則第四十条の五第一号（ル及びヲを除く。）の条件に適合するものであること。 3　設備規則第四十条の五第二号イ⑶及びロ⑶の条件に適合するものであること。 4　総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。
狭帯域直接印刷電信装置の機器	1　設備規則第三十七条の二十八の規定に適合するものであること。 2　設備規則第四十条の六第一号（ホ及びヘを除く。）の条件に適合するものであること。 3　総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。
［同左］	［同左］

［注　同左］

別表第二号　機器（航空機に施設する無線設備の機器を除く。）の機械的及び電気的条件（第２条関係）

機種	試験方法		条件
［同左］	［同左］		［同左］
デジタル選択呼出装置の機器	1　振動	ＪＩＳ　Ｆ0812の「8.7　振動試験」によること。	1　機械的に支障なく動作し、かつ、破損、発火、発煙等の異状を呈しないこと。

	2　連続動作	通常の使用状態で24時間動作させたとき。	2　始動してから１分経過したとき以後において、設備規則第40条の５第２号（イ(3)及びロ(3)を除く。）の条件に適合すること。
	3　温度	ＪＩＳ　Ｆ0812の「8.2　高温試験」及び「8.4　低温試験」によること。	
	4　湿度	ＪＩＳ　Ｆ0812の「8.3　高温高湿試験」によること。	
［略］	［略］		［略］

［注　略］

［**別表第三号～別表第六号**　略］

別表第七号　機器の型式表示に係る指定項目（第８条関係）

項目／区分	機種	用途	使用する環境	合格者	方式	周波数	送信、受信の別	電力	電波の型式	チャネル	確度	番号
［略］												
デジタル選択呼出装置の機器	○	○	○	○	○							○

	2　連続動作	通常の使用状態で24時間動作させたとき。	2　始動してから１分経過したとき以後において、設備規則第40条の５第２号（イ(3)及びロ(3)を除く。）の条件に適合すること。
	3　温度	ＪＩＳ　Ｆ0812の「8.2　高温試験」及び「8.4　低温試験」によること。	
	4　湿度	ＪＩＳ　Ｆ0812の「8.3　高温高湿試験」によること。	
狭帯域直接印刷電信装置の機器	1　振動	ＪＩＳ　Ｆ0812の「8.7　振動試験」によること。	1　機械的に支障なく動作し、かつ、破損、発火、発煙等の異状を呈しないこと。
	2　連続動作	周波数測定装置の１の(1)に同じ。	2　始動してから１分経過したとき以後において、次の電気的条件を満たすこと。
	3　温度	ＪＩＳ　Ｆ0812の「8.2　高温試験」及び「8.4　低温試験」によること。	(1)　設備規則第40条の６第２号及び第３号の条件に適合すること。 (2)　総務大臣が別に告示する条件に適合すること。
	4　湿度	ＪＩＳ　Ｆ0812の「8.3　高温高湿試験」によること。	
［同左］	［同左］		［同左］

［注　同左］

［**別表第三号～別表第六号**　同左］

別表第七号　機器の型式表示に係る指定項目（第８条関係）

項目／区分	機種	用途	使用する環境	合格者	方式	周波数	送信、受信の別	電力	電波の型式	チャネル	確度	番号
［同左］												
デジタル選択呼出装置の機器	○	○	○	○	○							○

［略］										

［注　略］

別表第八号　機器の型式に関する記号（第８条関係）

区　分	内　容		記　号
１　機種	［略］		
	デジタル選択呼出装置の機器	クラスA	ＳＡ
		クラスB	ＳＢ
	［略］		
［略］			

［注　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

［略］										

［注　同左］

狭帯域直接印刷電信装置の機器	○	○	○	○						○
［同左］										

［注　同左］

別表第八号　機器の型式に関する記号（第８条関係）

区　分	内　容		記　号
１　機種	［同左］		
	デジタル選択呼出装置の機器	クラスA	ＳＡ
		クラスB	ＳＢ
	狭帯域直接印刷電信装置の機器		ＳＮ
	［同左］		
［同左］			

［注　同左］

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和七年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）に現に船舶に設置している中短波帯及び短波帯（四MHzを超え二六・一七五MHz以下の周波数帯をいう。）の無線設備（デジタル選択呼出装置、無線電話及び狭帯域直接印刷電信装置による通信（国際航海に従事しない船舶の義務船舶局の場合にあっては、デジタル選択呼出装置及び無線電話による通信とする。）が可能なものに限る。以下「中短波帯及び短波帯無線設備」という。）については、第一条による改正後の電波法施行規則第二十八条、第二十八条の二、第二十八条の五及び第三十二条の十の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条　施行日に現に船舶に設置している中短波帯及び短波帯無線設備の条件については、第四条による改正後の無線設備規則第三十八条の三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第四条　施行日に現に船舶に設置している中短波帯及び短波帯無線設備の条件については、第六条による改正後の無線機器型式検定規則別表第一号、別表第二号、別表第七号及び別表第八号の規定に係る型式の検定は、当該設置が継続する限り、なおその効力を有する。

第五条　船舶局（特定船舶局を除く。）及び船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。）の無線局事項書の様式は、第二条による改正後の無線局免許手続規則別表第二号第3の様式にかかわらず、施行日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。

○総務省令第百二十号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十八条、第三十八条の二の二第一項、第三十八条の六第一項、第三十八条の二十四第二項、第三十八条の三十一第四項及び第六項並びに第百条第一項第二号の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月二十七日

総務大臣　村上誠一郎

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（通信設備以外の許可を要する設備） **第四十五条**　法第百条第一項第二号の規定による許可を要する高周波電流を利用する設備を次のとおり定める。 ［一・二　略］ 三　各種設備（高周波のエネルギーを直接負荷に与え又は加熱若しくは電離等の目的に用いる設備であつて、五〇ワットを超える高周波出力を使用するもの（前二号に該当するもの、総務大臣が型式について指定した超音波洗浄機、超音波加工機、超音波ウエルダー、電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械、無電極放電ランプ、一般用非接触電力伝送装置、電気自動車用非接触電力伝送装置（電気自動車（電気を動力源の全部又は一部として用いる自動車をいう。）に搭載された蓄電池に対して給電できる非接触型の設備であつて、鉄道のレールから五メートル以上離れた位置に設置するものをいう。以下同じ。）及び搬送ロボット用非接触電力伝送装置（搬送用ロボット（工場、物流拠点等で使用される物資を搬送するためのロボットをいう。）に搭載された蓄電池に対して給電できる非接触型の設備をいう。以下同じ。）並びに第四十六条の七に規定する型式確認を行つた電子レンジ及び電磁誘導加熱式調理器を除く。）をいう。以下同じ。） （指定の申請） **第四十六条**　第四十四条第一項第一号の⑴及び第二号の⑶並びに第四十五条第三号の総務大臣の指定を受けようとする者（指定を受けようとする設備の製造業者又は輸入業者（以下「製造業者等」という。）に限る。）は、申請書に、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる事項を記載した書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。 ［一～八　略］ 九　一般用非接触電力伝送装置、電気自動車用非接触電力伝送装置及び搬送ロボット用非接触電力伝送装置 ［⑴～⑶　略］ ［2　略］ （指定） **第四十六条の二**　総務大臣は、前条の規定による申請があつた場合において、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる条件に適合しているものと認めたときは、当該申請に係る設備の型式について指定を行う。 ［一～十　略］ 十一　搬送ロボット用非接触電力伝送装置 ⑴　利用周波数が六・七六五MHzから六・七九五MHzまでの範囲にあること。 ⑵　電界を使用して電力の伝送を行う設備であること。 ⑶　高周波出力の定格値が四キロワット以下であり、かつ、動作状態における高周波出力の最大値が定格値の一三〇パーセント未満であること。	（通信設備以外の許可を要する設備） **第四十五条**　［同上］ ［一・二　同上］ 三　各種設備（高周波のエネルギーを直接負荷に与え又は加熱若しくは電離等の目的に用いる設備であつて、五〇ワットを超える高周波出力を使用するもの（前二号に該当するもの、総務大臣が型式について指定した超音波洗浄機、超音波加工機、超音波ウエルダー、電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械、無電極放電ランプ、一般用非接触電力伝送装置及び電気自動車用非接触電力伝送装置（電気自動車（電気を動力源の全部又は一部として用いる自動車をいう。）に搭載された蓄電池に対して給電できる非接触型の設備であつて、鉄道のレールから五メートル以上離れた位置に設置するものをいう。以下同じ。）並びに第四十六条の七に規定する型式確認を行つた電子レンジ及び電磁誘導加熱式調理器を除く。）をいう。以下同じ。） （指定の申請） **第四十六条**　［同上］ ［一～八　同上］ 九　一般用非接触電力伝送装置及び電気自動車用非接触電力伝送装置 ［⑴～⑶　同上］ ［2　同上］ （指定） **第四十六条の二**　［同上］ ［一～十　同上］ ［新設］

(4)　電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	一〇〇デシベル	九〇デシベル
五〇〇kHz以上五MHz以下	八六デシベル	七六デシベル
五MHzを超え三〇MHz以下	九〇デシベルから七三デシベルまで　※	八〇デシベルから六〇デシベルまで　※

注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(5)　利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度がその設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一〇kHz以上一五〇kHz以下	四八・五デシベル
一五〇kHzを超え四九〇kHz未満	五七・五デシベル
四九〇kHz以上一、七〇五kHz以下	四七・五デシベル
一、七〇五kHzを超え二、一九四kHz未満	五二・五デシベル
二、一九四kHz以上三・九五MHz未満	四三・五デシベル
三・九五MHz以上二〇MHz未満	一八・五デシベル
二〇MHz以上三〇MHz以下	八・五デシベル

注一　この表の規定にかかわらず、高周波出力の定格値が一キロワットを超え四キロワット以下のものについて、六・七六五MHz以上六・七七六MHz以下の周波数においては、四四デシベルとし、六・七七六MHzを超え六・七九五MHz以下の周波数においては、六四デシベルとする。

二　この表の規定にかかわらず、高周波出力の定格値が一キロワット以下のものについて、六・七六五MHz以上六・七七六MHz以下の周波数においては、三八デシベルとし、六・七七六MHzを超え六・七九五MHz以下の周波数においては、五八デシベルとする。

(6)　不要発射による電界強度がその設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHzを超え四七MHz未満	六八デシベル
四七MHz以上六八MHz以下	五〇デシベル
六八MHzを超え八〇・八七二MHz以下	六三デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	七八デシベル
八一・八四八MHz以上八七MHz未満	六三デシベル
八七MHz以上一三四・七八六MHz以下	六〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	七〇デシベル
一三六・四一四MHz以上一五六MHz以下	六〇デシベル

一五六MHzを超え一七四MHz未満	七四デシベル
一七四MHz以上一八八・七MHz以下	五〇デシベル
一八八・七MHzを超え一九〇・九七九MHz未満	六〇デシベル
一九〇・九七九MHz以上二三〇MHz以下	五〇デシベル
二三〇MHzを超え四〇〇MHz以下	六〇デシベル
四〇〇MHzを超え四七〇MHz未満	六三デシベル
四七〇MHz以上一、〇〇〇MHz以下	六〇デシベル

(7)　高周波出力、妨害波電圧、磁界強度及び電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

(8)　設備は、通常の使用状態において人体にばく露される電波の強度が、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えることがないよう措置されていること。

(9)　(8)の電波の強度に対する安全施設の状況については、総務大臣が別に告示する。

(10)　第一号の(7)に掲げる条件

(11)　設備の見やすい箇所に、その設備による給電は産業用途でのみ利用し、取扱者のほか容易に出入りすることができない場所にのみ設置可能である旨が表示されていること。

［2　略］

（変更の承認）

第四十六条の三　前条第一項に規定する指定を受けた者（以下「指定を受けた者」という。）は、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の承認を受けなければならない。

［一～七　略］

［2　同上］

（変更の承認）

第四十六条の三　［同上］

［一～七　同上］

八　一般用非接触電力伝送装置、電気自動車用非接触電力伝送装置及び搬送ロボット用非接触電力伝送装置
［(1)～(5)　略］
［2～5　略］

八　一般用非接触電力伝送装置及び電気自動車用非接触電力伝送装置
［(1)～(5)　同上］
［2～5　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（無線設備規則の一部改正）

第二条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後				改正前			
送信設備	許容偏差			送信設備	許容偏差		
	上限（パーセント）	下限（パーセント）			上限（パーセント）	下限（パーセント）	
（空中線電力の許容偏差） **第十四条**　空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。				（空中線電力の許容偏差） **第十四条**　［同上］			
［略］	［略］	［略］		［同上］	［同上］	［同上］	
六　次に掲げる送信設備 ［(一)・(二)　略］ (三)　四七〇MHzを超える周波数の電波を使用する無線局の送信設備（第四十九条の六から第四十九条の七の四まで、第四十九条の八の二、第四十九条の八の三、第四十九条の九第四号及び第五号、第四十九条の十六（四七〇MHzを超え七一四MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）並びに第四十九条の十六の二（四七〇MHzを超え七一四MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）において無線設備の条件が定められている無線局並びに一、二一五MHzを超え二、六九〇MHz以下の周波数の角度変調の電波を使用する単一通信路の陸上移動業務の無線局（第四十九条の十六（一、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）及び第四十九条の十六の二（一、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）において無線設備の条件が定められているものを除く。）の送信設備	五〇	五〇		六　次に掲げる送信設備 ［(一)・(二)　同上］ (三)　四七〇MHzを超える周波数の電波を使用する無線局の送信設備（第四十九条の六から第四十九条の七の四まで、第四十九条の八の二、第四十九条の八の三、第四十九条の十六（四七〇MHzを超え七一四MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）及び第四十九条の十六の二（四七〇MHzを超え七一四MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）において無線設備の条件が定められている無線局並びに一、二一五MHzを超え二、六九〇MHz以下の周波数の角度変調の電波を使用する単一通信路の陸上移動業務の無線局（第四十九条の十六（一、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）及び第四十九条の十六の二（一、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）において無線設備の条件が定められているものを除く。）の送信設備並びにこの表の二の項、四の項、七の項から九の項まで及び十七の項から十九の項までに掲げるものを除く。）	五〇	五〇	

を除く。）の送信設備並びにこの表の二の項、四の項、七の項から九の項まで及び十七の項から十九の項までに掲げるものを除く。）

［略］	［略］	［略］

［2～5　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第三条　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（特定無線設備等） **第二条**　法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。 ［一～六の三　略］ 六の四　設備規則第四十九条の九第四号又は第五号においてその無線設備の条件が定められている構内無線局に使用するための無線設備 ［七～八十一　略］ ［2　略］ **別表第一号**　技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係） 一　技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。 (1)・(2)　略 (3)　特性試験 申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。 ア　次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。	（特定無線設備等） **第二条**　［同上］ ［一～六の三　同上］ ［新設］ ［七～八十一　同上］ ［2　同上］ **別表第一号**　［同上］ 一　［同上］ (1)・(2)　同上 (3)　［同上］ ア　［同上］

一	二	三	四
装置	試験項目	測定器等	特定無線設備の種別
送信装置	周波数	周波数計又はスペクトル分析器	［略］
	占有周波数帯幅	擬似音声発生器又は擬似信号発生器バンドメータ又はスペクトル分析器	

［略］

第二条第一項第六号の三の無線設備	○	
第二条第一項第六号の四の無線設備	○	

［略］

一	二	三	四
装置	試験項目	測定器等	特定無線設備の種別
送信装置	周波数	周波数計又はスペクトル分析器	［同上］
	占有周波数帯幅	擬似音声発生器又は擬似信号発生器バンドメータ又はスペクトル分析器	

［同上］

第二条第一項第六号の三の無線設備	○	

［同上］

［同上］

［2～5　同上］

［同上］	［同上］	［同上］

スプリアス発射又は不要発射の強度	空中線電力	比吸収率	入射電力密度	周波数偏移、周波数偏位又は変調度	変調衝撃係数	プレエンファシス特性	搬送波電力	総合周波数特性	総合歪及び雑音	送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	送信時間	隣接チャネル漏えい電力等又は帯域外漏えい電力
低周波発振器 スプリアス電力計又はスペクトル分析器	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	比吸収率測定装置	電界強度測定器	低周波発振器 直線検波器又は変調度計	低周波発振器 オシロスコープ	低周波発振器 直線検波器	低周波発振器 スペクトル分析器	低周波発振器 電力計	低周波発振器 直線検波器 歪率雑音計	オシロスコープ又はスペクトル分析器	低周波発振器 オシロスコープ	低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器
○	○											
○	○											

スプリアス発射又は不要発射の強度	空中線電力	比吸収率	入射電力密度	周波数偏移、周波数偏位又は変調度	変調衝撃係数	プレエンファシス特性	搬送波電力	総合周波数特性	総合歪及び雑音	送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	送信時間	隣接チャネル漏えい電力等又は帯域外漏えい電力
低周波発振器 スプリアス電力計又はスペクトル分析器	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	比吸収率測定装置	電界強度測定器	低周波発振器 直線検波器又は変調度計	低周波発振器 オシロスコープ	低周波発振器 直線検波器	低周波発振器 スペクトル分析器	低周波発振器 電力計	低周波発振器 直線検波器 歪率雑音計	オシロスコープ又はスペクトル分析器	低周波発振器 オシロスコープ	低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器
○	○											

	受信装置											
搬送波を送信していないときの電力	送信速度	副次的に発する電波等の限度	感度	通過帯域幅	減衰量	スプリアス・レスポンス	隣接チャネル選択度	感度抑圧効果	相互変調特性	局部発振器の周波数変動	ディエンファシス特性	総合歪及び雑音
低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器	低周波発振器 オシロスコープ	電界強度測定器又はスペクトル分析器	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	標準信号発生器 周波数計 レベル計	標準信号発生器 周波数計 レベル計	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	低周波発振器 標準信号発生器 レベル計又はオシロスコープ	標準信号発生器 レベル計	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	周波数計	低周波発振器 直線検波器	標準信号発生器 歪率雑音計
		○										
		○										

	受信装置											
搬送波を送信していないときの電力	送信速度	副次的に発する電波等の限度	感度	通過帯域幅	減衰量	スプリアス・レスポンス	隣接チャネル選択度	感度抑圧効果	相互変調特性	局部発振器の周波数変動	ディエンファシス特性	総合歪及び雑音
低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器	低周波発振器 オシロスコープ	電界強度測定器又はスペクトル分析器	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	標準信号発生器 周波数計 レベル計	標準信号発生器 周波数計 レベル計	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	低周波発振器 標準信号発生器 レベル計又はオシロスコープ	標準信号発生器 レベル計	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	周波数計	低周波発振器 直線検波器	標準信号発生器 歪率雑音計
		○										

［注１～23　略］

［イ・ウ　略］

［二・三　略］

別表第二号　工事設計の様式（別表第一号一(1)関係）

第一　第二から第六までの工事設計書に係る無線局以外の無線局に使用するための無線設備の工事設計書

［様式略］

注１　１の欄は、「単向通信方式」、「単信方式」、「複信方式」、「半複信方式」又は「同報通信方式」のように記載するほか、次によること。ただし、第２条第１項第６号に掲げる無線設備であつて916.7MHz以上920.9MHz以下若しくは2,450MHz帯の周波数の電波を使用するもの又は同項第６号の２、第６号の２の２若しくは第６号の４に掲げる無線設備については記載を要しない。

［(1)～(3)　略］

［注２～12　略］

［第二～第六　略］

様式第７号（第８条、第20条、第27条及び第36条関係）

表示は、次の様式に記号Ⓡ及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。

［様式略］

［注１～３　略］

４　技術基準適合証明番号の最初の３文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、４文字目又は４文字目及び５文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
［略］	［略］
第２条第１項第６号の３に掲げる無線設備	ＣＳ
第２条第１項第６号の４に掲げる無線設備	ＡＰ
［略］	［略］

［５　略］

［注１～23　同上］

［イ・ウ　同上］

［二・三　同上］

別表第二号　工事設計の様式（別表第一号一(1)関係）

第一　［同左］

［様式同左］

注１　１の欄は、「単向通信方式」、「単信方式」、「複信方式」、「半複信方式」又は「同報通信方式」のように記載するほか、次によること。ただし、第２条第１項第６号に掲げる無線設備であつて916.7MHz以上920.9MHz以下若しくは2,450MHz帯の周波数の電波を使用するもの又は同項第６号の２若しくは第６号の２の２に掲げる無線設備については記載を要しない。

［(1)～(3)　同左］

［注２～12　同左］

［第二～第六　同左］

様式第７号（第８条、第20条、第27条及び第36条関係）

［同左］

［様式同左］

［注１～３　同左］

４　［同左］

特定無線設備の種別	記号
［同左］	［同左］
第２条第１項第６号の３に掲げる無線設備	ＣＳ
［同左］	［同左］

［５　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第百三十一号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月二十七日

総務大臣　村上誠一郎

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（運用開始の届出を要しない無線局） **第十条の二の二**　法第十六条第一項ただし書の規定により運用開始の届出を要しない無線局は、次に掲げる無線局以外の無線局とする。 ［一～五　略］ 六　特別業務の局（携帯無線通信等を抑止する無線局及びＡ三Ｅ電波一、六二〇kHz又は一、六二九kHzの周波数を使用する空中線電力一〇ワット以下の無線局を除く。） （定期検査を行わない無線局） **第四十一条の二の六**　法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。 ［一～二十五　略］ 二十六　特別業務の局（アマチュア局に対する広報を送信する無線局に限る。） 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（運用開始の届出を要しない無線局） **第十条の二の二**　［同上］ ［一～五　同上］ 六　特別業務の局（携帯無線通信等を抑止する無線局、道路交通情報通信を行う無線局（設備規則第四十九条の二十二に規定する無線局をいう。第四十一条の二の六第二十六号において同じ。）及びＡ三Ｅ電波一、六二〇kHz又は一、六二九kHzの周波数を使用する空中線電力一〇ワット以下の無線局を除く。） （定期検査を行わない無線局） **第四十一条の二の六**　［同上］ ［一～二十五　同上］ 二十六　特別業務の局（道路交通情報通信を行う無線局及びアマチュア局に対する広報を送信する無線局に限る。）

（無線局免許手続規則の一部改正）

第二条　無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（無線局の運用開始等の届出） **第二十四条**　［略］ ［一～六　略］ ２　次の各号に掲げる無線局の免許人は、当該無線局の運用開始の日までに当該各号に掲げる事項を記載した届出書を総合通信局長に提出しなければならない。当該事項を変更しようとするときも、同様とする。 ［一・二　略］ 三　特別業務の局（携帯無線通信等を抑止する無線局（無線局根本基準第七条の三に規定する無線局をいう。）及びＡ三Ｅ電波一、六二〇kHz又は一、六二九kHzの周波数の電波を使用する空中線電力一〇ワット以下の無線局を除く。）　運用規則第百四十条各号に掲げる事項 ［３　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（無線局の運用開始等の届出） **第二十四条**　［同上］ ［一～六　同上］ ２　［同上］ ［一・二　同上］ 三　特別業務の局（携帯無線通信等を抑止する無線局（無線局根本基準第七条の三に規定する無線局をいう。）、道路交通情報通信を行う無線局（設備規則第四十九条の二十二に規定する無線局をいう。）及びＡ三Ｅ電波一、六二〇kHz又は一、六二九kHzの周波数の電波を使用する空中線電力一〇ワット以下の無線局を除く。）　運用規則第百四十条各号に掲げる事項 ［３　同上］

（無線局運用規則の一部改正）

第三条　無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特別業務の局及び標準周波数局の運用） **第百四十条**　特別業務の局（携帯無線通信等を抑止する無線局（無線局根本基準第七条の三に規定する無線局をいう。次条において同じ。）及びA三E電波一、六二〇kHz又は一、六二九kHzの周波数の電波を使用する空中線電力一〇ワット以下の無線局を除く。）及び標準周波数局の運用に関する次に掲げる事項は、告示する。 ［一～三　略］	（特別業務の局及び標準周波数局の運用） **第百四十条**　特別業務の局（携帯無線通信等を抑止する無線局（無線局根本基準第七条の三に規定する無線局をいう。次条において同じ。）、道路交通情報通信を行う無線局（設備規則第四十九条の二十二に規定する無線局をいう。）及びA三E電波一、六二〇kHz又は一、六二九kHzの周波数の電波を使用する空中線電力一〇ワット以下の無線局を除く。）及び標準周波数局の運用に関する次に掲げる事項は、告示する。 ［一～三　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（無線設備規則の一部改正）

第四条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
目次 第一章～第三章　［略］ 第四章　業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件 ［第一節～第四節の十七の二　略］ ［第四節の十八及び第四節の十九　削除］ ［第四節の十九の二～第九節　略］ 第五章　［略］ 附則	目次 第一章～第三章　［同上］ 第四章　業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件 ［第一節～第四節の十七の二　同上］ ［第四節の十八　削除］ ［第四節の十九　道路交通情報通信を行う無線局の無線設備（第四十九条の二十二）］ ［第四節の十九の二～第九節　同上］ 第五章　［同上］ 附則
（空中線電力の許容偏差） **第十四条**　空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。	（空中線電力の許容偏差） **第十四条**　［同上］

送信設備	許容偏差	
	上限（パーセント）	下限（パーセント）
［一～十八　略］	［略］	［略］

送信設備	許容偏差	
	上限（パーセント）	下限（パーセント）
［一～十八　同上］	［同上］	［同上］

十九　次に掲げる送信設備 ［削る］ ㈠～㈣　［略］	［略］	［略］	
［二十　略］	［略］	［略］	

［２～５　略］

第四節の十八及び第四節の十九　削除

第四十九条の二十一及び第四十九条の二十二　削除

別表第一号（第５条関係）
周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差（Hz又はkHzを付したものを除き、百万分率）
［１～７　略］	［略］	［略］
８　2,450MHzを超え10,500MHz以下	［１～５　略］	
	６　小電力データ通信システムの無線局及び5.2GHz帯高出力データ通信システムの無線局	
	(1)　5,150MHzを超え5,350MHz以下、5,470MHzを超え5,730MHz以下又は	20

十九　［同上］ ㈠　第四十九条の二十二に規定する道路交通情報通信を行う無線局の送信設備 ㈡～㈤　［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
［二十　同上］	［同上］	［同上］	［同上］

［２～５　同上］

第四節の十八　削除

第四十九条の二十一　削除

第四節の十九　道路交通情報通信を行う無線局の無線設備

（道路交通情報通信を行う無線局の無線設備）

第四十九条の二十二　道路交通情報通信を行う無線局（二・五GHz帯の周波数の電波を使用し、道路交通に関する情報を送信する特別業務の局をいう。以下同じ。）の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一　変調信号は、パルスにより構成されるものであり、その送信速度は、毎秒六四、〇〇〇ビット（許容偏差は、百万分の五〇とする。）であること。

二　変調方式は、ＧＭＳＫ方式であること。

三　ＧＭＳＫ方式で変調された信号に対し、変調周波数一kHzで変調度一〇パーセントの振幅変調を行い、極性が互いに反転した二の信号を発生させる機能を有すること。

四　送信空中線系は、二の空中線から構成され、前号の規定により発生した二の信号を発射するものであること。

五　空中線電力は、〇・〇二ワット以下であること。

六　帯域外漏えい電力は、変調信号の送信速度と同じ送信速度の標準符号化試験信号により変調した場合において、搬送波の周波数から一一五kHz離れた周波数の（±）四二・五kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より四〇デシベル以上低い値であること。

別表第一号（第５条関係）
周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差（Hz又はkHzを付したものを除き、百万分率）
［１～７　同左］	［同左］	［同左］
８　［同左］	［１～５　同左］	
	６　小電力データ通信システムの無線局及び5.2GHz帯高出力データ通信システムの無線局	
	(1)　5,150MHzを超え5,350MHz以下、5,470MHzを超え5,730MHz以下又は	20

	5,925MHzを超え6,425MHz以下の周波数の電波を使用するもの (2)　その他の周波数を使用するもの	50
［9　略］	［略］	［略］

別表第二号（第６条関係）

［第１～第38　略］

第39　削除

［第40～第80　略］

別表第三号（第７条関係）

［１～21　略］

22　特定ラジオマイクの陸上移動局（1,240MHzを超え1,260MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）、デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局（1,240MHzを超え1,260MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）、コードレス電話の無線局、1,215MHzを超え1,260MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局、73.6MHzを超え1,260MHz以下（312MHzを超え315.25MHz以下、433.67MHzを超え434.17MHz以下及び915.9MHz以上929.7MHz以下を除く。）、10.5GHzを超え10.55GHz以下又は24.05GHzを超え24.25GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局及び小電力セキュリティシステムの無線局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、２(1)及び18に規定する値にかかわらず、その平均電力が2.5μW以下である値とする。ただし、特定小電力無線局のうち総務大臣が別に告示するもの並びに特定ラジオマイクの陸上移動局及びデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局のうち総務大臣が別に告示するもののスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、２及び18に規定する値にかかわらず、当該告示に定める値とする。

［23～72　略］

	5,925MHzを超え6,425MHz以下の周波数の電波を使用するもの (2)　その他の周波数を使用するもの ７　道路交通情報通信を行う無線局	 50 1.5
［9　同左］	［同左］	［同左］

別表第二号（第６条関係）

［第１～第38　同左］

第39　道路交通情報通信を行う無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、85kHzとする。

［第40～第80　同左］

別表第三号（第７条関係）

［１～21　同左］

22　特定ラジオマイクの陸上移動局（1,240MHzを超え1,260MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）、デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局（1,240MHzを超え1,260MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）、コードレス電話の無線局、1,215MHzを超え1,260MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局、73.6MHzを超え1,260MHz以下（312MHzを超え315.25MHz以下、433.67MHzを超え434.17MHz以下及び915.9MHz以上929.7MHz以下を除く。）、10.5GHzを超え10.55GHz以下又は24.05GHzを超え24.25GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局、小電力セキュリティシステムの無線局及び道路交通情報通信を行う無線局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、２(1)及び18に規定する値にかかわらず、その平均電力が2.5μW以下である値とする。ただし、特定小電力無線局のうち総務大臣が別に告示するもの並びに特定ラジオマイクの陸上移動局及びデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局のうち総務大臣が別に告示するもののスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、２及び18に規定する値にかかわらず、当該告示に定める値とする。

［23～72　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第五条　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（特定無線設備等） **第二条**　法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。 ［一～二十六　略］ 二十七　削除 ［二十八～八十一　略］ ［2　略］	（特定無線設備等） **第二条**　［同上］ ［一～二十六　同上］ 二十七　設備規則第四十九条の二十二においてその無線設備の条件が定められている道路交通情報通信を行う無線局に使用するための無線設備 ［二十八～八十一　同上］ ［2　同上］
別表第一号　技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係） 一　技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。 ［(1)・(2)　略］	**別表第一号**　技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係） 一　［同上］ ［(1)・(2)　同上］

(3)　特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア　次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

一	二	三		四	
装置	試験項目	測定器等		特定無線設備の種別	
送信装置	周波数	周波数計又はスペクトル分析器	［略］	○	［略］
	占有周波数帯幅	擬似音声発生器又は擬似信号発生器バンドメータ又はスペクトル分析器	［略］	○	［略］
	スプリアス発射又は不要発射の強度	低周波発振器スプリアス電力計又はスペクトル分析器	［略］	○	［略］
	空中線電力	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	［略］	○	［略］
	比吸収率	比吸収率測定装置	［略］		［略］
	入射電力密度	電界強度測定器	［略］		［略］
	周波数偏移、周波数偏位又は変調度	低周波発振器直線検波器又は変調度計	［略］		［略］
	変調衝撃係数	低周波発振器オシロスコープ	［略］		［略］
	プレエンファシス特性	低周波発振器直線検波器	［略］		［略］
	搬送波電力	低周波発振器スペクトル分析器	［略］		［略］
	総合周波数特性	低周波発振器電力計	［略］		［略］

(3)　特性試験

［同上］

ア　［同上］

一	二	三		四		
装置	試験項目	測定器等		特定無線設備の種別		
送信装置	周波数	周波数計又はスペクトル分析器	［同上］	○	○	［同上］
	占有周波数帯幅	擬似音声発生器又は擬似信号発生器バンドメータ又はスペクトル分析器	［同上］	○	○	［同上］
	スプリアス発射又は不要発射の強度	低周波発振器スプリアス電力計又はスペクトル分析器	［同上］	○	○	［同上］
	空中線電力	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	［同上］	○	○	［同上］
	比吸収率	比吸収率測定装置	［同上］			［同上］
	入射電力密度	電界強度測定器	［同上］			［同上］
	周波数偏移、周波数偏位又は変調度	低周波発振器直線検波器又は変調度計	［同上］			［同上］
	変調衝撃係数	低周波発振器オシロスコープ	［同上］			［同上］
	プレエンファシス特性	低周波発振器直線検波器	［同上］			［同上］
	搬送波電力	低周波発振器スペクトル分析器	［同上］			［同上］
	総合周波数特性	低周波発振器電力計	［同上］			［同上］

総合歪及び雑音	低周波発振器 直線検波器 歪率雑音計	［略］											
送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	オシロスコープ又はスペクトル分析器	［略］											
送信時間	低周波発振器 オシロスコープ	［略］											
隣接チャネル漏えい電力等又は帯域外漏えい電力	低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器	［略］											
搬送波を送信していないときの電力	低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器	［略］											
送信速度	低周波発振器 オシロスコープ	［略］	○										
受信装置													
副次的に発する電波等の限度	電界強度測定器又はスペクトル分析器	［略］											
感度	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	［略］											
通過帯域幅	標準信号発生器 周波数計 レベル計	［略］											
減衰量	標準信号発生器 周波数計 レベル計	［略］											
スプリアス・レスポンス	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	［略］											
隣接チャネル選択度	低周波発振器 標準信号発生器 レベル計又はオシロスコープ	［略］											

総合歪及び雑音	低周波発振器 直線検波器 歪率雑音計	［同上］											
送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	オシロスコープ又はスペクトル分析器	［同上］											
送信時間	低周波発振器 オシロスコープ	［同上］											
隣接チャネル漏えい電力等又は帯域外漏えい電力	低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器	［同上］		○									
搬送波を送信していないときの電力	低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器	［同上］											
送信速度	低周波発振器 オシロスコープ	［同上］	○	○									
受信装置													
副次的に発する電波等の限度	電界強度測定器又はスペクトル分析器	［同上］											
感度	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	［同上］											
通過帯域幅	標準信号発生器 周波数計 レベル計	［同上］											
減衰量	標準信号発生器 周波数計 レベル計	［同上］											
スプリアス・レスポンス	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	［同上］											
隣接チャネル選択度	低周波発振器 標準信号発生器 レベル計又はオシロスコープ	［同上］											

感度抑圧効果	標準信号発生器 レベル計	［略］
相互変調特性	標準信号発生器 レベル計又は歪率 雑音計	［略］
局部発振器の周波数変動	周波数計	［略］
ディエンファシス特性	低周波発振器 直線検波器	［略］
総合歪及び雑音	標準信号発生器 歪率雑音計	［略］
［略］		［略］

様式第７号（第８条、第20条、第27条及び第36条関係）

表示は、次の様式に記号Ⓡ及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。

［様式略］

［注１～３　略］

４　技術基準適合証明番号の最初の３文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、４文字目又は４文字目及び５文字目は特定無線設備の種類に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
［略］	［略］
第２条第１項第26号に掲げる無線設備	ＮＺ
［略］	［略］

感度抑圧効果	標準信号発生器 レベル計	［同上］
相互変調特性	標準信号発生器 レベル計又は歪率 雑音計	［同上］
局部発振器の周波数変動	周波数計	［同上］
ディエンファシス特性	低周波発振器 直線検波器	［同上］
総合歪及び雑音	標準信号発生器 歪率雑音計	［同上］

様式第７号（第８条、第20条、第27条及び第36条関係）

表示は、次の様式に記号Ⓡ及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。

［様式同左］

［注１～３　同左］

４　技術基準適合証明番号の最初の３文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、４文字目又は４文字目及び５文字目は特定無線設備の種類に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
［同左］	［同左］
第２条第１項第26号に掲げる無線設備	ＮＺ
第２条第１項第27号に掲げる無線設備	ＰＺ
［同左］	［同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第百二十二号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三十二条第三号の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月二十七日

総務大臣　村上誠一郎

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（電気通信設備の接続の請求を拒める正当な理由） **第二十三条**　法第三十二条第三号の総務省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。 ［一・二　略］	（電気通信設備の接続の請求を拒める正当な理由） **第二十三条**　［同上］ ［一・二　同上］

三　電気通信設備の接続を請求した他の電気通信事業者が、当該接続に関する協定で定められた技術的又は経済的事項について重大な違反を行い、かつ、正当な理由なく当該請求を受けた電気通信事業者による当該重大な違反に対する是正の求めに応じないこと（第一号に掲げる理由を除く。）。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

［新設］

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第百二十三号

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第三十二条の規定に基づき、地方財政法第三十二条に規定する事業を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月二十七日

総務大臣　村上誠一郎

地方財政法第三十二条に規定する事業を定める省令の一部を改正する省令

地方財政法第三十二条に規定する事業を定める省令（昭和六十三年自治省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
地方財政法第三十二条に規定する総務省令で定める事業は、次に掲げる事業であつて、第一号及び第十一号については令和九年度までの間に、第二号及び第七号から第九号までについては令和十一年度までの間に、第三号から第六号まで及び第十号については令和十年度までの間に行われるものとする。 ［一～十一　略］	地方財政法第三十二条に規定する総務省令で定める事業は、次に掲げる事業であつて、第一号及び第十一号については令和九年度までの間に、第二号及び第七号から第九号までについては令和六年度までの間に、第三号から第六号まで及び第十号については令和十年度までの間に行われるものとする。 ［一～十一　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○総務省令第百二十四号

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第百二条第一項の規定に基づき、災害対策基本法第百二条第一項の徴収金等の範囲を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月二十七日

総務大臣　村上誠一郎

災害対策基本法第百二条第一項の徴収金等の範囲を定める省令の一部を改正する省令

災害対策基本法第百二条第一項の徴収金等の範囲を定める省令（昭和三十七年自治省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 3　令和二年七月豪雨による災害、令和六年能登半島地震による災害及び令和六年九月二十日から同月二十三日までの間の豪雨による災害についての第二条の規定の適用については、同条中「八　前各号に掲げるもののほか、これらに類する対策」とあるのは、「／八　なりわい再建支援事業（国の補助率が三分の二の場合に限る。）／九　前各号に掲げるもののほか、これらに類する対策／」とする。	**附　則** 3　令和二年七月豪雨による災害及び令和六年能登半島地震による災害についての第二条の規定の適用については、同条中「八　前各号に掲げるもののほか、これらに類する対策」とあるのは、「／八　なりわい再建支援事業（国の補助率が三分の二の場合に限る。）／九　前各号に掲げるもののほか、これらに類する対策／」とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省外務省令第四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十条の四第一項及び日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第百三十五号）第十五条第一項第二号の規定に基づき、在外選挙人名簿及び在外投票人名簿に関する事務についての領事官の管轄区域を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月二十七日

総務大臣　村上誠一郎
外務大臣　岩屋　毅

在外選挙人名簿及び在外投票人名簿に関する事務についての領事官の管轄区域を定める省令の一部を改正する省令

在外選挙人名簿及び在外投票人名簿に関する事務についての領事官の管轄区域を定める省令（平成十一年外務省自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表

地域	領事官	管轄区域
［略］	［略］	［略］
大洋州		
［略］	在フィジー日本国大使	フィジー 英国領ピトケアン島
［略］	［略］	［略］
北米		
［略］	［略］	［略］
［略］	在ホノルル日本国総領事	アメリカ合衆国（ハワイ州の区域及び他の領事官の管轄区域に属さない地域に限る。）
［略］	［略］	［略］
欧州		
［略］	［略］	［略］
［略］	在フランス日本国大使	フランス（在ストラスブール、在マルセイユ、在マイアミ及び在モントリオールの各日本国総領事並びに在マダガスカル日本国大使の管轄区域を除く。）
［略］	［略］	［略］

改正前

別表

地域	領事官	管轄区域
［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	在フィジー日本国大使	フィジー フランス領ワリス・フテュナ諸島 英国領ピトケアン島
［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	在ホノルル日本国総領事	アメリカ合衆国（ハワイ州の区域及び他の領事官の管轄区域に属さない地域に限る。） フランス領ポリネシア
［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	在フランス日本国大使	フランス（在ストラスブール、在マルセイユ、在ホノルル、在マイアミ及び在モントリオールの各日本国総領事並びに在フィジー及び在マダガスカルの各日本国大使の管轄区域を除く。）
［同上］	［同上］	［同上］

［略］	［略］	［略］
アフリカ		
	［略］	［略］
	在エジプト日本国大使	エジプト
		スーダン
	［略］	［略］
	在ジンバブエ日本国大使	ジンバブエ
	［略］	［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

［同上］	［同上］	［同上］
［同上］		
	［同上］	［同上］
	在エジプト日本国大使	エジプト
	［同上］	［同上］
	在ジンバブエ日本国大使	ジンバブエ
	在スーダン日本国大使	スーダン
	［同上］	［同上］

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和七年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法若しくは日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）又はこれらに基づく命令の規定により行った送付その他の行為（以下この項において「送付等」という。）は、この省令の施行後は、それぞれ同表の下欄に掲げる領事官が行った送付等とみなし、この省令の施行前にこれらの法律又はこれらに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対して行った申請等その他の行為（以下この項において「申請等」という。）は、この省令の施行後は、それぞれ同表の下欄に掲げる領事官に対して行った申請等とみなす。

在フィジー日本国大使（フランス領ワリス・フテュナ諸島を管轄する場合に限る。）	在フランス日本国大使
在ホノルル日本国総領事（フランス領ポリネシアを管轄する場合に限る。）	
在スーダン日本国大使	在エジプト日本国大使

3　この省令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の三箇月前の日から施行日の前日までの間に次の表の上欄に掲げる区域から下欄に掲げる区域に住所を移した者で施行日以後も引き続き当該区域に住所を有するもの又は施行日の三箇月前の日から施行日の前日までの間に同表の下欄に掲げる区域から上欄に掲げる区域に住所を移した者で施行日以後も引き続き当該区域に住所を有するものがした公職選挙法第三十条の四第一項に規定する在外選挙人名簿の登録の申請に関する領事官の管轄区域は、この省令による改正後の在外選挙人名簿及び在外投票人名簿に関する事務についての領事官の管轄区域を定める省令別表の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる区域と下欄に掲げる区域を合わせた区域とする。

フィジー	フランス領ワリス・フテュナ諸島
英国領ピトケアン諸島	
アメリカ合衆国（ハワイ州の区域及び他の領事官の管轄区域に属さない地域に限る。）	フランス領ポリネシア

○総務省・財務省令第七号

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第十条の六第二項第一号及び租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号）第六条の七第一項の規定に基づき、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月二十七日

総務大臣　村上誠一郎
財務大臣　加藤　勝信

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年大蔵省自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十六条の七第一項第三号ロ中「又は」を「若しくは」に、「権利」を「権利、資金決済に関する法律第二条第十四項に規定する暗号資産又は同条第五項第四号に掲げるもの」に改める。

別表中第百五号を第百七号とし、第四十四号から第百四号までを二号ずつ繰り下げ、第四十三号を第四十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十五　ジョージア

別表中第四十二号を第四十三号とし、第七号から第四十一号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七　アルメニア

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十六条の七第一項第三号ロの改正規定は、令和八年一月一日から施行する。

○厚生労働省令第百六十三号

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月二十七日

厚生労働大臣　福岡　資麿

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（任意適用事業所の申請） **第二十一条**　法第三十一条第一項の規定による認可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を機構又は地方厚生局長等に提出することによって行うものとする。この場合において、同時に厚生年金保険法第六条第三項の認可を受けようとするときは、当該申請書にその旨を付記しなければならない。 一　事業主の氏名及び住所 二　事業所の名称、所在地及び事業の種類 2　法第三十一条第一項の規定による認可の申請があった事業所に係る設立事業所の増加に関する規約の変更の認可の申請を行う場合にあっては、前項の申請書にその旨を記載しなければならない。 3　第一項の申請書には、法第三十一条第二項の同意を得たことを証する書類を添付しなければならない。 （任意適用事業所の取消しの申請） **第二十二条**　法第三十三条第一項の規定による認可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を機構又は地方厚生局長等に提出することによって行うものとする。この場合において、同時に厚生年金保険法第八条第一項の認可を受けようとするときは、当該申請書にその旨を付記しなければならない。 一　事業主の氏名及び住所 二　事業所の名称及び所在地 2　前項の申請書には、法第三十三条第二項の同意を得たことを証する書類を添付しなければならない。	（任意適用事業所の申請） **第二十一条**　法第三十一条第一項の規定による認可の申請は、様式第一号による健康保険任意適用申請書を機構又は地方厚生局長等に提出することによって行うものとする。この場合において、同時に厚生年金保険法第六条第三項の認可を受けようとするときは、健康保険任意適用申請書にその旨を付記しなければならない。 （新設） （新設） 2　法第三十一条第一項の規定による認可の申請があった事業所に係る設立事業所の増加に関する規約の変更の認可の申請を行う場合にあっては、健康保険任意適用申請書にその旨を記載しなければならない。 3　健康保険任意適用申請書には、法第三十一条第二項の同意を得たことを証する書類を添付しなければならない。 （任意適用事業所の取消しの申請） **第二十二条**　法第三十三条第一項の規定による認可の申請は、様式第二号による健康保険任意適用取消申請書を機構又は地方厚生局長等に提出することによって行うものとする。この場合において、同時に厚生年金保険法第八条第一項の認可を受けようとするときは、健康保険任意適用取消申請書にその旨を付記しなければならない。 （新設） （新設） 2　健康保険任意適用取消申請書には、法第三十三条第二項の同意を得たことを証する書類を添付しなければならない。

様式第一号及び様式第二号を次のように改める。
様式第一号及び様式第二号　削除
様式第二十号及び様式第二十七号を次のように改める。

様式第二十号（第百五十三条関係）

督　促　状

所管		会計	
事業所整理記号	事業所番号	年度	所属年月

健康保険料	円 円
厚生年金保険料	円 円
子ども・子育て拠出金	円 円
合計	円 円

指定期限　令和　　年　　月　　日　限り
納付場所　日本銀行本店、支店、歳入代理店（全国の銀行、信用金庫の本店若しくは支店又は郵便局等）、日本年金機構年金事務所

上記のとおり納付してください。

指定期限までに完納しないときは、納期限の翌日から法律に定める金額の延滞金を徴収します。

指定期限を過ぎて完納しないときは、財産差押の処分をします。

令和　　年　　月　　日

歳入徴収官の官職氏名又は健康保険組合理事長の氏名　　印

金額の欄が二段で表示されているときは、上段が告知額、下段が納付されていない額（督促の対象となる額）です。

備　考

1　保険料以外の徴収金の督促状は、この様式に準ずること。

2　督促状を発する者が歳入徴収官である場合は、この様式により厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金の督促を併せて行うことができること。

3　督促状を発する者が歳入徴収官であるときは、「所管」を「厚生労働省所管」と、「会計」を「年金特別会計」と記載すること。

4　「所管」、「会計」、「事業所整理記号」及び「事業所番号」の欄は、督促状を発する者が健康保険組合理事長であるときは、記載を要しないこと。

5　必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができること。

様式第二十七号（第百五十八条の二十関係）

第一片

送付書・領収証書

国庫金

第　号

下記の金額を領収しました。

（領収年月日、領収者名）

（収納職員所属氏名）

令和　年度

年金特別会計（0343）

厚生労働省所管

（庁名）
厚生労働省年金局（○○○）

（　）

送付金額　千　百　十　万　千　百　十　円

翌年度６月１日以降現年度歳入組入

第二片

領　収　控

国庫金

送

第　号

下記の金額を領収しました。

（領収年月日、領収者名）

（収納職員所属氏名）

令和　年度

年金特別会計（0343）

厚生労働省所管

（庁名）
厚生労働省年金局（○○○）

（　）

送付金額　千　百　十　万　千　百　十　円

翌年度６月１日以降現年度歳入組入

第三片

領収済通知書

国庫金

第　号

あて先　歳入徴収官
所属庁名
所在地

下記の金額を領収しました。

（領収年月日、領収者名）

（収納職員所属氏名）

令和　年度

年金特別会計（0343）

厚生労働省所管

（庁名）
厚生労働省年金局（○○○）

（　）

送付金額　千　百　十　万　千　百　十　円

翌年度６月１日以降現年度歳入組入

備　考
１．用紙寸法は各片ともおおむね縦11cm、横21cmとする。
２．各片は左端をのり付けその他の方法により接続するものとする。
３．各片に共通する事項（あらかじめ印刷する事項を除く。）は、複写により記入するものとする。
４．必要があるときは、所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。

様式第八号（第百八十七条関係）

督　促　状

厚生労働省所管		年金特別会計	
船舶所有者整理記号	告知番号	年　度	所　属　年　月
船員保険料	円 円		
厚生年金保険料	円 円		
子ども・子育て拠出金	円 円		
合　計	円 円		

指定期限　令和　　年　　月　　日　限り

納付場所　日本銀行本店、支店、歳入代理店（全国の銀行、信用金庫の本店若しくは支店又は郵便局等）、日本年金機構年金事務所

上記のとおり納付してください。

指定期限までに完納しないときは、納期限の翌日から法律に定める金額の延滞金を徴収します。

指定期限を過ぎて完納しないときは、財産差押の処分をします。

令和　　年　　月　　日

歳入徴収官の官職氏名　　印

金額の欄が二段で表示されているときは、上段が告知額、下段が納付されていない額（督促の対象となる額）です。

備　考

1　保険料以外の徴収金の督促状は、この様式に準ずること。

2　この様式により厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金の督促を併せて行うことができること。

3　必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができること。

（船員保険法施行規則の一部改正）

第二条　船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

様式第八号及び様式第十五号を次のように改める。

様式第十五号（第二百七条関係）

第一片

送付書・領収証書　国庫金

第　号

下記の金額を領収しました。

（領収年月日、領収者名）

（収納職員所属氏名）

令和　年度

年金特別会計（0343）　厚生労働省所管

（庁名）
厚生労働省年金局（○○○）

（　）

送付金額　千　百　十　万　千　百　十　円

翌年度６月１日以降現年度歳入組入

第二片

領　収　控　国庫金　送

第　号

下記の金額を領収しました。

（領収年月日、領収者名）

（収納職員所属氏名）

令和　年度

年金特別会計（0343）　厚生労働省所管

（庁名）
厚生労働省年金局（○○○）

（　）

送付金額　千　百　十　万　千　百　十　円

翌年度６月１日以降現年度歳入組入

第三片

領収済通知書　国庫金

第　号

下記の金額を領収しました。

（領収年月日、領収者名）

あて先　歳入徴収官
所属庁名
所在地

（収納職員所属氏名）

令和　年度

年金特別会計（0343）　厚生労働省所管

（庁名）
厚生労働省年金局（○○○）

（　）

送付金額　千　百　十　万　千　百　十　円

翌年度６月１日以降現年度歳入組入

備　考
１．用紙寸法は各片ともおおむね縦11cm、横21cmとする。
２．各片は左端をのり付けその他の方法により接続するものとする。
３．各片に共通する事項（あらかじめ印刷する事項を除く。）は、複写により記入するものとする。
４．必要があるときは、所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。

（厚生年金保険法施行規則の一部改正）

第三条　厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（任意適用の申請）	（任意適用の申請）
第十三条の三　法第六条第三項の規定による認可を受けようとする事業主は、次に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。この場合において、同時に健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三十一条第一項の認可を受けるために、健康保険法施行規則第二十一条第一項の規定によつて申請書を提出するときは、これに併記して行うものとする。	**第十三条の三**　法第六条第三項の規定による認可を受けようとする事業主は、厚生年金保険任意適用申請書（様式第五号）を機構に提出しなければならない。この場合において、同時に健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三十一条第一項の認可を受けるために、健康保険法施行規則第二十一条第一項の規定によつて申請書を提出するときは、これに併記して行うものとする。
一　事業主の氏名及び住所	（新設）
二　事業所の名称、所在地及び事業の種類	（新設）
2　（略）	2　（略）
（任意適用取消の申請）	（任意適用取消の申請）
第十四条　法第八条第一項の規定による認可を受けようとする事業主は、次に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。この場合において、同時に健康保険法第三十三条第一項の認可を受けるために、健康保険法施行規則第二十二条第一項の規定によつて申請書を提出するときは、これに併記して行うものとする。	**第十四条**　法第八条第一項の規定による認可を受けようとする事業主は、厚生年金保険任意適用取消申請書（様式第六号）を機構に提出しなければならない。この場合において、同時に健康保険法第三十三条第一項の認可を受けるために、健康保険法施行規則第二十二条第一項の規定によつて申請書を提出するときは、これに併記して行うものとする。
一　事業主の氏名及び住所	（新設）
二　事業所の名称及び所在地	（新設）
2　（略）	2　（略）

様式第一号から様式第六号までを次のように改める。

様式第一号から様式第六号まで　削除

様式第三十一号（第九十条関係）

督　促　状

厚生労働省所管		年　金　特　別　会　計	
事業所整理記号	事業所番号	年　度	所　属　年　月
健　康　保　険　料			円 円
厚生年金保険料			円 円
子ども・子育て拠出金			円 円
合　　計			円 円

指定期限　令和　　年　　月　　日　限り

納付場所　日本銀行本店、支店、歳入代理店（全国の銀行、信用金庫の本店若しくは支店又は郵便局等）、日本年金機構年金事務所

上記のとおり納付してください。

指定期限までに完納しないときは、納期限の翌日から法律に定める金額の延滞金を徴収します。

指定期限を過ぎて完納しないときは、財産差押の処分をします。

令和　　年　　月　　日

歳入徴収官の官職氏名　　印

金額の欄が二段で表示されているときは、上段が告知額、下段が納付されていない額（督促の対象となる額）です。

備　考

１　保険料以外の徴収金の督促状は、この様式に準ずること。

２　この様式により健康保険料及び子ども・子育て拠出金の督促を併せて行うことができること。

３　必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができること。

様式第三十六号（第百十七条関係）

第一片

送付書・領収証書　国庫金

第　号

下記の金額を領収しました。

（領収年月日、領収者名）

（収納職員所属氏名）

令和　年度

年金特別会計（0343）　厚生労働省所管

（庁名）
厚生労働省年金局（○○○）
（　）

送付金額　千　百　十　万　千　百　十　円

翌年度６月１日以降現年度歳入組入

第二片

領　収　控　国庫金　送

第　号

下記の金額を領収しました。

（領収年月日、領収者名）

（収納職員所属氏名）

令和　年度

年金特別会計（0343）　厚生労働省所管

（庁名）
厚生労働省年金局（○○○）
（　）

送付金額　千　百　十　万　千　百　十　円

翌年度６月１日以降現年度歳入組入

第三片

領収済通知書　国庫金

第　号

あて先　歳入徴収官
所属庁名
所在地

下記の金額を領収しました。

（領収年月日、領収者名）

（収納職員所属氏名）

令和　年度

年金特別会計（0343）　厚生労働省所管

（庁名）
厚生労働省年金局（○○○）
（　）

送付金額　千　百　十　万　千　百　十　円

翌年度６月１日以降現年度歳入組入

備　考
１．用紙寸法は各片ともおおむね縦11cm、横21cmとする。
２．各片は左端をのり付けその他の方法により接続するものとする。
３．各片に共通する事項（あらかじめ印刷する事項を除く。）は、複写により記入するものとする。
４．必要があるときは、所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

様式第十五号（第八十三条関係）

第　　号 督　　促　　状		
令和　　年度	厚生労働省所管	年金特別会計
令和　　年　　月分から 令和　　年　　月分まで	国民年金保険料	円
指定期限　　令和　　年　　月　　日限り 納付場所　　日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店、納付受託機関、日本年金機構年金事務所 上記のとおり納付して下さい。 指定期限までに完納しないときは、納期限の翌日から法律に定める金額の延滞金を徴収します。 令和　　年　　月　　日 官　職　　氏　　名　　印		

備　考

1　用紙の大きさは、郵便はがき大とすること。

2　保険料以外の徴収金の督促状は、この様式に準ずること。

3　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

（国民年金法施行規則の一部改正）

第四条　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

様式第十五号及び様式第十九号を次のように改める。

第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

様式第十九号（第百二十二条関係）

第一片

送付書・領収証書　国庫金　第　号

下記の金額を領収しました。

（領収年月日、領収者名）

（収納職員所属氏名）

令和　年度

年金特別会計（0343）　厚生労働省所管

（庁名）
厚生労働省年金局（○○○）

（　）

送付金額　千　百　十　万　千　百　十　円

翌年度６月１日以降現年度歳入組入

第二片

領収控　国庫金　送　第　号

下記の金額を領収しました。

（領収年月日、領収者名）

（収納職員所属氏名）

令和　年度

年金特別会計（0343）　厚生労働省所管

（庁名）
厚生労働省年金局（○○○）

（　）

送付金額　千　百　十　万　千　百　十　円

翌年度６月１日以降現年度歳入組入

第三片

領収済通知書　国庫金　第　号

あて先　歳入徴収官
所属庁名
所在地

下記の金額を領収しました。

（領収年月日、領収者名）

（収納職員所属氏名）

令和　年度

年金特別会計（0343）　厚生労働省所管

（庁名）
厚生労働省年金局（○○○）

（　）

送付金額　千　百　十　万　千　百　十　円

翌年度６月１日以降現年度歳入組入

備　考
１．用紙寸法は各片ともおおむね縦11cm、横21cmとする。
２．必要があるときは、所要の変更を加えることができる。

第五条　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則（平成十七年厚生労働省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

様式第五号を次のように改める。

（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則の一部改正）

様式第五号（第三十八条関係）

第一片

送付書・領収証書　国庫金　第　号

下記の金額を領収しました。

（領収年月日、領収者名）

（収納職員所属氏名）

令和　年度

年金特別会計（0343）　厚生労働省所管

（庁名）
厚生労働省年金局（○○○）

（　）

送付金額　千　百　十　万　千　百　十　円

翌年度６月１日以降現年度歳入組入

第二片

領　収　控　国庫金　送　第　号

下記の金額を領収しました。

（領収年月日、領収者名）

（収納職員所属氏名）

令和　年度

年金特別会計（0343）　厚生労働省所管

（庁名）
厚生労働省年金局（○○○）

（　）

送付金額　千　百　十　万　千　百　十　円

翌年度６月１日以降現年度歳入組入

第三片

領収済通知書　国庫金　第　号

あて先　歳入徴収官
所属庁名
所在地

下記の金額を領収しました。

（領収年月日、領収者名）

（収納職員所属氏名）

令和　年度

年金特別会計（0343）　厚生労働省所管

（庁名）
厚生労働省年金局（○○○）

（　）

送付金額　千　百　十　万　千　百　十　円

翌年度６月１日以降現年度歳入組入

備　考

１．用紙寸法は各片ともおおむね縦11cm、横21cmとする。
２．各片は左端をのり付けその他の方法により接続するものとする。
３．各片に共通する事項（あらかじめ印刷する事項を除く。）は、複写により記入するものとする。
４．必要があるときは、所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。

（厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

様式第二号を次のように改める。

様式第二号（第十九条の二十四関係）

第一片

送付書・領収証書　国庫金

第　号

下記の金額を領収しました。

（領収年月日、領収者名）

（収納職員所属氏名）

令和　年度

年金特別会計（0343）　厚生労働省所管

（庁名）
厚生労働省年金局（○○○）

（　）

送付金額　千　百　十　万　千　百　十　円

翌年度６月１日以降現年度歳入組入

第二片

領収控　国庫金　送

第　号

下記の金額を領収しました。

（領収年月日、領収者名）

（収納職員所属氏名）

令和　年度

年金特別会計（0343）　厚生労働省所管

（庁名）
厚生労働省年金局（○○○）

（　）

送付金額　千　百　十　万　千　百　十　円

翌年度６月１日以降現年度歳入組入

第三片

領収済通知書　国庫金

第　号

あて先　歳入徴収官
所属庁名
所在地

下記の金額を領収しました。

（領収年月日、領収者名）

（収納職員所属氏名）

令和　年度

年金特別会計（0343）　厚生労働省所管

（庁名）
厚生労働省年金局（○○○）

（　）

送付金額　千　百　十　万　千　百　十　円

翌年度６月１日以降現年度歳入組入

備　考

１．用紙寸法は各片ともおおむね縦11㎝、横21㎝とする。
２．各片は左端をのり付けその他の方法により接続するものとする。
３．各片に共通する事項（あらかじめ印刷する事項を除く。）は、複写により記入するものとする。
４．必要があるときは、所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。

第七条　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年厚生労働省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

様式第二号を次のように改める。

（厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行規則の一部改正）

様式第二号（第十四条関係）

第一片

送付書・領収証書

国庫金

第　　号

下記の金額を領収しました。

（領収年月日、領収者名）

（収納職員所属氏名）

令和　　年度

年金特別会計（0343）

厚生労働省所管

（庁名）

厚生労働省年金局（○○○）

（　　）

送付金額　千　百　十　万　千　百　十　円

翌年度６月１日以降現年度歳入組入

第二片

領収控

国庫金

送

第　　号

下記の金額を領収しました。

（領収年月日、領収者名）

（収納職員所属氏名）

令和　　年度

年金特別会計（0343）

厚生労働省所管

（庁名）

厚生労働省年金局（○○○）

（　　）

送付金額　千　百　十　万　千　百　十　円

翌年度６月１日以降現年度歳入組入

第三片

領収済通知書

国庫金

第　　号

あて先　歳入徴収官
所属庁名
所在地

下記の金額を領収しました。

（領収年月日、領収者名）

（収納職員所属氏名）

令和　　年度

年金特別会計（0343）

厚生労働省所管

（庁名）

厚生労働省年金局（○○○）

（　　）

送付金額　千　百　十　万　千　百　十　円

翌年度６月１日以降現年度歳入組入

備　考

１．用紙寸法は各片ともおおむね縦11cm、横21cmとする。

２．各片は左端をのり付けその他の方法により接続するものとする。

３．各片に共通する事項（あらかじめ印刷する事項を除く。）は、複写により記入するものとする。

４．必要があるときは、所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。

（厚生労働省の所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令の一部改正）

第八条　厚生労働省の所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（平成十二年厚生労働省令第八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（部局長） **第二条**　この省令において「部局長」とは、次の表の上欄に掲げる者をいい、その物品の無償貸付、譲与又は時価よりも低い対価による譲渡に関し取り扱う事務の範囲は、それぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。	（部局長） **第二条**　この省令において「部局長」とは、次の表の上欄に掲げる者をいい、その物品の無償貸付、譲与又は時価よりも低い対価による譲渡に関し取り扱う事務の範囲は、それぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。
（略）　（略） 年金局長　所掌事務のうち、年金特別会計に属する物品に係るもの（他の部局長の所掌事務を除く。） （略）　（略）	（略）　（略） 年金局長　所掌事務のうち、年金特別会計（子ども・子育て支援勘定を除く。）に属する物品に係るもの（他の部局長の所掌事務を除く。） （略）　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。ただし、第一条の改正規定（様式第二十号及び様式第二十七号の改正規定を除く。）及び第三条の改正規定（様式第三十一号及び様式第三十六号の改正規定を除く。）は、令和七年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（第一条の規定による改正前の健康保険法施行規則様式第一号及び様式第二号並びに第三条の規定による改正前の厚生年金保険法施行規則様式第五号及び様式第六号を除く。次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○厚生労働省令第百六十四号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和六年法律第五十三号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和六年十二月二十七日

厚生労働大臣　福岡　資麿

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

（事業附属寄宿舎規程の一部改正）

第一条　事業附属寄宿舎規程（昭和二十二年労働省令第七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第二十六条　一回三百食以上の給食を行う場合には、栄養士又は管理栄養士を置かなければならない。	**第二十六条**　一回三百食以上の給食を行う場合には、栄養士をおかなければならない。

＊都道府県番号	

第一号様式（第一条関係）

＊登録番号	
＊登録年月日	

収入印紙欄
（消印しないこと）

管理栄養士免許申請書

昭和 平成 令和	年　月施行第		回	管理栄養士国家試験 （管理栄養士試験）合格	合格証書番号	
※　管理栄養士養成施設名					昭和 平成	年　月卒業

１～４の有無について、必ず該当するどちらかを〇で囲むこと。

１　罰金以上の刑に処せられたことの有無。（有の場合、その罪、刑及び刑の確定年月日）

有・無＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　管理栄養士又は栄養士の業務に関し犯罪又は不正の行為を行ったことの有無。（有の場合、違反の事実及び年月日）

有・無＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３　出願後の本籍又は氏名の変更の有無。（有の場合、出願時の本籍又は氏名）

有・無＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

４　旧姓併記の希望の有無。

有・無

上記により、管理栄養士免許を申請します。

令和　　年　　月　　日

本籍地都道府県名（国籍）	

電　話	（　　）
住　所	〒　　都道 府県

（氏名は、戸籍上の文字で記入すること）

ふりがな	（氏）	（名）	性別	男
氏　名				女
	（旧姓）			
通称名				

生年月日	昭和 平成 令和 西暦　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

備考　１　＊印欄には、記入しないこと。

２　管理栄養士国家試験（管理栄養士試験）合格以外により申請を行う場合は、※の管理栄養士養成施設名及び卒業年月を記載すること。また、この場合は、様式中３の「出願後」は「卒業後」と読み替えること。

３　該当する不動文字を〇で囲むこと。

４　この申請書には、所定の登録免許税に相当する収入印紙又は領収証書を貼ること。（領収証書は、裏面に貼ること。）

５　用紙の大きさは、Ａ４とすること。

（栄養士法施行規則の一部改正）

第二条　栄養士法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一号様式を次のように改める。

（食品衛生法施行規則の一部改正）

第三条　食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第十七（第六十六条の二第一項関係） 一　食品衛生責任者等の選任 イ　（略） ロ　食品衛生責任者は次のいずれかに該当する者とすること。 (1)　（略） (2)　調理師、製菓衛生師、栄養士、管理栄養士、船舶料理士、と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第七条に規定する衛生管理責任者若しくは同法第十条に規定する作業衛生責任者又は食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第十二条に規定する食鳥処理衛生管理者 (3)　（略） ハ～ヘ　（略） 二～十四　（略）	**別表第十七**（第六十六条の二第一項関係） 一　食品衛生責任者等の選任 イ　（略） ロ　食品衛生責任者は次のいずれかに該当する者とすること。 (1)　（略） (2)　調理師、製菓衛生師、栄養士、船舶料理士、と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第七条に規定する衛生管理責任者若しくは同法第十条に規定する作業衛生責任者又は食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第十二条に規定する食鳥処理衛生管理者 (3)　（略） ハ～ヘ　（略） 二～十四　（略）

（医療法施行規則の一部改正）

第四条　医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第九条の十　法第十五条の三第二項の規定による病院における患者、妊婦、産婦又はじよく婦の食事の提供（以下「患者等給食」という。）の業務を適正に行う能力のある者の基準は、次のとおりとする。 一・二　（略） 三　調理業務を受託する場合にあつては、栄養士又は管理栄養士（献立表の作成業務を受託する場合にあつては、治療食（治療又は健康の回復のための食事をいう。）に関する知識及び技能を有する栄養士又は管理栄養士とする。）が受託業務を行う場所に置かれていること。 四～十三　（略）	**第九条の十**　法第十五条の三第二項の規定による病院における患者、妊婦、産婦又はじよく婦の食事の提供（以下「患者等給食」という。）の業務を適正に行う能力のある者の基準は、次のとおりとする。 一・二　（略） 三　調理業務を受託する場合にあつては、栄養士（献立表の作成業務を受託する場合にあつては、治療食（治療又は健康の回復のための食事をいう。）に関する知識及び技能を有する栄養士とする。）が受託業務を行う場所に置かれていること。 四～十三　（略）

（救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第五条　救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和四十一年厚生省令第十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（職員の配置の基準） **第十一条**　救護施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する救護施設にあつては、第七号に掲げる職員を置かないことができる。 一～五　（略） 六　栄養士又は管理栄養士 七　（略） 2　（略）	（職員の配置の基準） **第十一条**　救護施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する救護施設にあつては、第七号に掲げる職員を置かないことができる。 一～五　（略） 六　栄養士 七　（略） 2　（略）

（職員の配置の基準）

第十九条　更生施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する更生施設にあつては、第七号に掲げる職員を置かないことができる。

一～五　（略）

六　栄養士又は管理栄養士

七　（略）

２　（略）

（養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正）

第六条　養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和四十一年厚生省令第十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（職員の配置の基準） **第十二条**　養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員五十人未満の養護老人ホーム（併設する特別養護老人ホームの栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。）にあつては第六号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあつては第七号の調理員を置かないことができる。 一～五　（略） 六　栄養士又は管理栄養士　一以上 七　（略） ２～11　（略） 12　第一項第三号、第六号及び第七号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。 一　養護老人ホーム　生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は調理員、事務員その他の職員 二　介護老人保健施設　支援相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は調理員、事務員その他の従業者 三　介護医療院　栄養士若しくは管理栄養士又は調理員、事務員その他の従業者 四　病院　栄養士又は管理栄養士（病床数百以上の病院の場合に限る。） 五　（略）	（職員の配置の基準） **第十二条**　養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員五十人未満の養護老人ホーム（併設する特別養護老人ホームの栄養士との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。）にあつては第六号の栄養士を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあつては第七号の調理員を置かないことができる。 一～五　（略） 六　栄養士　一以上 七　（略） ２～11　（略） 12　第一項第三号、第六号及び第七号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。 一　養護老人ホーム　生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員 二　介護老人保健施設　支援相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の従業者 三　介護医療院　栄養士又は調理員、事務員その他の従業者 四　病院　栄養士（病床数百以上の病院の場合に限る。） 五　（略）
（栄養士又は管理栄養士） **第六百三十二条**　事業者は、事業場において、労働者に対し、一回百食以上又は一日二百五十食以上の給食を行うときは、栄養士又は管理栄養士を置くように努めなければならない。	（栄養士） **第六百三十二条**　事業者は、事業場において、労働者に対し、一回百食以上又は一日二百五十食以上の給食を行なうときは、栄養士を置くように努めなければならない。

（労働安全衛生規則の一部改正）

第七条　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（栄養士又は管理栄養士） **第六百三十二条**　事業者は、事業場において、労働者に対し、一回百食以上又は一日二百五十食以上の給食を行うときは、栄養士又は管理栄養士を置くように努めなければならない。	（栄養士） **第六百三十二条**　事業者は、事業場において、労働者に対し、一回百食以上又は一日二百五十食以上の給食を行なうときは、栄養士を置くように努めなければならない。

２　事業者は、前項の栄養士又は管理栄養士が、食品材料の調査又は選択、献立の作成、栄養価の算定、廃棄量の調査、労働者のし好調査、栄養指導等を衛生管理者及び給食関係者と協力して行うようにさせなければならない。

（介護保険法施行規則の一部改正）

第八条　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第六十九条の二第一項の厚生労働省令で定める実務の経験） **第百十三条の二**　法第六十九条の二第一項の厚生労働省令で定める実務の経験は、第一号及び第二号の期間が通算して五年以上であることとする。 一　医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士、管理栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間 二　（略）	（法第六十九条の二第一項の厚生労働省令で定める実務の経験） **第百十三条の二**　法第六十九条の二第一項の厚生労働省令で定める実務の経験は、第一号及び第二号の期間が通算して五年以上であることとする。 一　医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間 二　（略）

（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第九条　指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（従業者の員数） **第百二十一条**　指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第五節までにおいて「短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員（当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準第百二十九条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準第百二十八条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第百三十八条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。）が四十人を超えない指定短期入所生活介護事業所にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第四号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。 一～三　（略） 四　栄養士又は管理栄養士　一以上 五・六　（略） ２～８　（略）	（従業者の員数） **第百二十一条**　指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第五節までにおいて「短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員（当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準第百二十九条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準第百二十八条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第百三十八条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。）が四十人を超えない指定短期入所生活介護事業所にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第四号の栄養士を置かないことができる。 一～三　（略） 四　栄養士　一以上 五・六　（略） ２～８　（略）

（従業者の員数）

第百四十条の二十七　基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第三号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

一・二　（略）

三　栄養士又は管理栄養士　一以上

四・五　（略）

2～5　（略）

（従業者の員数）

第百四十二条　指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

一　介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士又は管理栄養士の員数は、それぞれ、利用者（当該指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準第百八十七条第一項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護（指定介護予防サービス等基準第百八十六条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第百五十四条において同じ。）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

二　療養病床（医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士又は管理栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

三　（略）

四　介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士又は管理栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

2　（略）

（従業者の員数）

第百四十条の二十七　基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第三号の栄養士を置かないことができる。

一・二　（略）

三　栄養士　一以上

四・五　（略）

2～5　（略）

（従業者の員数）

第百四十二条　指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

一　介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者（当該指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準第百八十七条第一項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護（指定介護予防サービス等基準第百八十六条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第百五十四条において同じ。）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

二　療養病床（医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

三　（略）

四　介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

2　（略）

（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第十条　指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（従業者の員数） **第二条**　（略） 2～11　（略） 12　指定介護老人福祉施設に指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準第四十二条第一項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号）第五条第一項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 13　（略）	（従業者の員数） **第二条**　（略） 2～11　（略） 12　指定介護老人福祉施設に指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準第四十二条第一項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号）第五条第一項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 13　（略）

（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正）

第十一条　特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（職員の配置の基準） **第十二条**　特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が四十人を超えない特別養護老人ホームにあっては、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第五号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。 一～四　（略） 五　栄養士又は管理栄養士　一以上 六・七　（略） 2～8　（略） 9　特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準第四十二条第一項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サー	（職員の配置の基準） **第十二条**　特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が四十人を超えない特別養護老人ホームにあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第五号の栄養士を置かないことができる。 一～四　（略） 五　栄養士　一以上 六・七　（略） 2～8　（略） 9　特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準第四十二条第一項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サー

ビスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第五条第一項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

（職員の配置の基準）

第五十六条　地域密着型特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第五号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

一～四　（略）

五　栄養士又は管理栄養士　一以上

六・七　（略）

2～8　（略）

9　第一項第三号及び第五号から第七号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。

一　特別養護老人ホーム　生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員

二　介護老人保健施設　支援相談員、栄養士若しくは管理栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は調理員、事務員その他の従業者

三　介護医療院　栄養士若しくは管理栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

四　病院　栄養士又は管理栄養士（病床数百以上の病院の場合に限る。）

五　（略）

10・11　（略）

12　地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス基準第四十二条第一項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準第五条第一項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

13～15　（略）

ビスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第五条第一項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

（職員の配置の基準）

第五十六条　地域密着型特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第五号の栄養士を置かないことができる。

一～四　（略）

五　栄養士　一以上

六・七　（略）

2～8　（略）

9　第一項第三号及び第五号から第七号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。

一　特別養護老人ホーム　生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員

二　介護老人保健施設　支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は調理員、事務員その他の従業者

三　介護医療院　栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

四　病院　栄養士（病床数百以上の病院の場合に限る。）

五　（略）

10・11　（略）

12　地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス基準第四十二条第一項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準第五条第一項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

13～15　（略）

（健康増進法施行規則の一部改正）

第十二条　健康増進法施行規則（平成十五年厚生労働省令第八十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（特定給食施設における栄養士等） **第八条**　法第二十一条第二項の規定により栄養士又は管理栄養士を置くように努めなければならない特定給食施設のうち、一回三百食又は一日七百五十食以上の食事を供給するものの設置者は、当該施設に置かれるこれらの者のうち少なくとも一人は管理栄養士であるように努めなければならない。	（特定給食施設における栄養士等） **第八条**　法第二十一条第二項の規定により栄養士又は管理栄養士を置くように努めなければならない特定給食施設のうち、一回三百食又は一日七百五十食以上の食事を供給するものの設置者は、当該施設に置かれる栄養士のうち少なくとも一人は管理栄養士であるように努めなければならない。

（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第十三条　指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（従業者の員数） **第百三十一条**　（略） ２～12　（略） 13　指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準第五条第一項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 14～17　（略）	（従業者の員数） **第百三十一条**　（略） ２～12　（略） 13　指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準第五条第一項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 14～17　（略）

（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正）

第十四条　指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（従業者の員数） **第百二十九条**　指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第五節までにおいて「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準第百二十一条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介	（従業者の員数） **第百二十九条**　指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第五節までにおいて「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準第百二十一条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介

護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準第百二十条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護又は指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第百三十九条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。）が四十人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第四号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

一～三　（略）

四　栄養士又は管理栄養士　一以上

五・六　（略）

２～８　（略）

（従業者の員数）

第百八十条　基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第三号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

一・二　（略）

三　栄養士又は管理栄養士　一以上

四・五　（略）

２～５　（略）

第百八十七条　指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

一　介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士又は管理栄養士の員数は、それぞれ、利用者（当該指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準第百四十二条第一項に規定する指定短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護（指定居宅サービス等基準第百四十一条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防短期入所療養介護又は指定短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第百九十三条において同じ。）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

二　療養病床（医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士又は管理栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準第百二十条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護又は指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第百三十九条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。）が四十人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第四号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

一～三　（略）

四　栄養士　一以上

五・六　（略）

２～８　（略）

（従業者の員数）

第百八十条　基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第三号の栄養士を置かないことができる。

一・二　（略）

三　栄養士　一以上

四・五　（略）

２～５　（略）

第百八十七条　指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

一　介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者（当該指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準第百四十二条第一項に規定する指定短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護（指定居宅サービス等基準第百四十一条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防短期入所療養介護又は指定短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第百九十三条において同じ。）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

二　療養病床（医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

三　（略）

四　介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、当該指定介護予防短期入所療養介護に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士又は管理栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

２　（略）

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第十五条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（食事） **第三十四条**　（略） ２～４　（略） ５　指定障害者支援施設等は、食事の提供を行う場合であって、指定障害者支援施設等に栄養士又は管理栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。	（食事） **第三十四条**　（略） ２～４　（略） ５　指定障害者支援施設等は、食事の提供を行う場合であって、指定障害者支援施設等に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第十六条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（食事） **第二十九条**　（略） ２～４　（略） ５　障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であって、障害者支援施設に栄養士又は管理栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。	（食事） **第二十九条**　（略） ２～４　（略） ５　障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であって、障害者支援施設に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

（軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正）

第十七条　軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成二十年厚生労働省令第百七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（職員配置の基準） **第十一条**　軽費老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が四十人以下又は他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホーム（入所者に提供するサービスに支障がない場合に限る。）に	（職員配置の基準） **第十一条**　軽費老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が四十人以下又は他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホーム（入所者に提供するサービスに支障がない

場合に限る。）にあっては第四号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームにあっては第六号の調理員を置かないことができる。

一～三　（略）

四　栄養士又は管理栄養士　一以上

五・六　（略）

2～9　（略）

10　第一項第四号の栄養士又は管理栄養士及び同項第五号の事務員のそれぞれのうち一人は、常勤でなければならない。

11～13　（略）

（職員配置の基準）

第三十七条　都市型軽費老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所者に提供するサービスに支障がない都市型軽費老人ホームにあっては第四号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する等の都市型軽費老人ホームにあっては第六号の調理員を置かないことができる。

一～三　（略）

四　栄養士又は管理栄養士　一以上

五・六　（略）

2～7　（略）

附　則

（軽費老人ホームＡ型の職員配置の基準）

第六条　軽費老人ホームＡ型に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、併設する特別養護老人ホームの栄養士若しくは管理栄養士、事務員、医師又は調理員その他の職員との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホームＡ型（入所者に提供されるサービスに支障がない場合に限る。）にあっては第五号の栄養士若しくは管理栄養士、第六号の事務員、第七号の医師又は第八号の調理員その他の職員を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームＡ型にあっては第八号の調理員を置かないことができる。

一～四　（略）

五　栄養士又は管理栄養士　一以上

六～八　（略）

2～8　（略）

9　第一項第五号の栄養士又は管理栄養士は、常勤の者でなければならない。

10・11　（略）

（女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第十八条　女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（令和五年厚生労働省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（職員配置の基準） **第九条**　女性自立支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、第三号の職員を置かないことができる。 一・二　（略）	（職員配置の基準） **第九条**　女性自立支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、第三号の職員を置かないことができる。 一・二　（略）

三　栄養士若しくは管理栄養士又は調理員　一以上
四～六　（略）
2　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○厚生労働省令第百六十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十四条第二項及び第六十七条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月二十七日

厚生労働大臣　福岡　資麿

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第三（第二百四条関係）	**別表第三**（第二百四条関係）
劇　薬	劇　薬
（略）	（略）
有機薬品及びその製剤	有機薬品及びその製剤
一　アカラブルチニブ、その塩類及びそれらの製剤	（新設）
一の二～一の十一　（略）	一～一の十　（略）
二～五の五十三　（略）	二～五の五十三　（略）
（削る）	五の五十四　四－［六－アミノ－三－［（二Ｓ）－一－（ブタ－二－イノイル）ピロリジン－二－イル］イミダゾ［一・五－ａ］ピラジン－一－イル］－Ｎ－（ピリジン－二－イル）ベンズアミド（別名アカラブルチニブ）及びその製剤
五の五十四～五の七十六　（略）	五の五十五～五の七十七　（略）
六～十一の三十　（略）	六～十一の三十　（略）
十一の三十一　ウステキヌマブ（遺伝子組換え）［ウステキヌマブ後続二］及びその製剤	（新設）
十一の三十二～十一の四十　（略）	十一の三十一～十一の三十九　（略）
十二～十三の二十二　（略）	十二～十三の二十二　（略）
十三の二十三　エルダフイチニブ及びその製剤	（新設）
十三の二十四～十三の三十八　（略）	十三の二十三～十三の三十七　（略）
十四　（略）	十四　（略）
十四の二　オザニモド、その塩類及びそれらの製剤	（新設）
十四の三～十四の十一　（略）	十四の二～十四の十　（略）
十五～二十六の十九　（略）	十五～二十六の十九　（略）
二十六の二十　ザヌブルチニブ及びその製剤	（新設）
二十六の二十一～二十六の五十一　（略）	二十六の二十～二十六の五十　（略）
二十七～五十九の十七　（略）	二十七～五十九の十七　（略）

五十九の十八	ダトポタマブ　デルクステカン及びその製剤
五十九の十九～五十九の二十三	（略）
五十九の二十四	タルラタマブ及びその製剤
五十九の二十五・五十九の二十六	（略）
六十～六十一の十三	（略）
六十一の十四	テクリスタマブ及びその製剤
六十一の十五・六十一の十六	（略）
六十二～六十二の二十五	（略）
六十二の二十六	トフエルセン及びその製剤
六十二の二十七～六十二の三十三	（略）
六十三～七十六の八	（略）
（削る）	
七十六の九	（略）
七十七～百三十三の六	（略）
百三十三の七	モスネツズマブ及びその製剤
百三十三の八	モノエタノールアミンオレイン酸塩及びその製剤
百三十三の九～百三十三の十四	（略）
百三十四～百四十二	（略）

別表第五（第二百二十八条の十関係）

医薬品	
一	アカラブルチニブ、その塩類及びそれらの製剤
二～十九	（略）
（削る）	
二十～五十二	（略）
五十三	エルダフイチニブ及びその製剤
五十四～八十七	（略）
八十八	ザヌブルチニブ及びその製剤
八十九～百三十七	（略）
百三十八	ダトポタマブ　デルクステカン及びその製剤
百三十九～百四十一	（略）
百四十二	タルラタマブ及びその製剤
百四十三～百四十八	（略）
百四十九	テクリスタマブ及びその製剤
百五十～二百三十	（略）
二百三十一	モスネツズマブ及びその製剤
二百三十二～二百四十二	（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

（新設）	
五十九の十八～五十九の二十二	（略）
（新設）	
五十九の二十三・五十九の二十四	（略）
六十～六十一の十三	（略）
（新設）	
六十一の十四・六十一の十五	（略）
六十二～六十二の二十五	（略）
（新設）	
六十二の二十六～六十二の三十二	（略）
六十三～七十六の八	（略）
七十六の九	二―ヒドロキシエチルアンモニウム（Ｚ）―九―オクタデセノ酸塩（別名オレイン酸モノエタノールアミン）及びその製剤
七十六の十	（略）
七十七～百三十三の六	（略）
（新設）	
百三十三の七～百三十三の十二	（略）
百三十四～百四十二	（略）

別表第五（第二百二十八条の十関係）

医薬品	
（新設）	
一～十八	（略）
十九	四―［八―アミノ―三―［（二Ｓ）―一―（ブタ―二―イノイル）ピロリジン―二―イル］イミダゾ［一・五―ａ］ピラジン―一―イル］―Ｎ―（ピリジン―二―イル）ベンズアミド（別名アカラブルチニブ）及びその製剤
二十～五十二	（略）
（新設）	
五十三～八十六	（略）
（新設）	
八十七～百三十五	（略）
（新設）	
百三十六～百三十八	（略）
（新設）	
百三十九～百四十四	（略）
（新設）	
百四十五～二百二十五	（略）
（新設）	
二百二十六～二百三十六	（略）

○厚生労働省令第百六十六号

身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）第十五条第一項の規定に基づき、身体障害者補助犬法第十六条に規定する業務を行う者を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月二十七日

厚生労働大臣　福岡　資麿

身体障害者補助犬法第十六条に規定する業務を行う者を指定する省令の一部を改正する省令

身体障害者補助犬法第十六条に規定する業務を行う者を指定する省令（平成十五年厚生労働省令第百十九号）の一部を次のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）第十六条に規定する業務を行う者として次の法人を指定する。

身体障害者補助犬の種類	名称	主たる事務所の所在地	指定の日
（略）	（略）	（略）	（略）
介助犬	社会福祉法人日本介助犬福祉協会	千葉県館山市布沼字平砂浦一二一〇番地一一二二	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
介助犬	公益財団法人日本補助犬協会	（略）	（略）
介助犬	一般社団法人Ｄｏｇ ｆｏｒ Ｌｉｆｅ Ｊａｐａｎ	愛媛県松山市三町三丁目三番二十六号	令和六年十二月二十七日
（略）	（略）	（略）	（略）
聴導犬	社会福祉法人日本介助犬福祉協会	千葉県館山市布沼字平砂浦一二一〇番地一一二二	（略）
聴導犬	一般社団法人Ｄｏｇ ｆｏｒ Ｌｉｆｅ Ｊａｐａｎ	愛媛県松山市三町三丁目三番二十六号	令和六年十二月二十七日

改正前

身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）第十六条に規定する業務を行う者として次の法人を指定する。

身体障害者補助犬の種類	名称	主たる事務所の所在地	指定の日
（略）	（略）	（略）	（略）
介助犬	社会福祉法人日本介助犬福祉協会	千葉県館山市布沼字平砂浦一二一一番地一一二二	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
介助犬	公益財団法人日本補助犬協会	（略）	（略）
介助犬	（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）
聴導犬	社会福祉法人日本介助犬福祉協会	千葉県館山市布沼字平砂浦一二一一番地一一二二	（略）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百六十七号

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号）の一部の施行に伴い、及び国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第六十四条第三項の規定に基づき、国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月二十七日

厚生労働大臣　福岡　資麿

国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令

国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第六十四条第三項の厚生労働省令で定める場合） **第三十二条の六の二**　法第六十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。 一　法第六十四条第一項の規定により、同一都道府県内の二以上の市町村のそれぞれが、同一の第三者に対するそれぞれの被保険者の損害賠償の請求権（当該第三者の同一の行為によつて生じたものに限る。）を取得している場合 二　法第六十四条第一項の規定により同項の請求権を取得した市町村が、当該請求権に係る損害賠償金の徴収又は収納の事務を行うに当たり、訴訟手続、調停その他の裁判所における手続に関する専門的な知識を必要とする場合 （法第六十四条第四項の厚生労働省令で定める連合会） **第三十二条の七**　法第六十四条第四項に規定する厚生労働省令で定める連合会は、同項に規定する損害賠償金の徴収又は収納の事務に関し専門的知識を有する職員を配置している連合会とする。	（新設）
（法第六十四条第三項の厚生労働省令で定める連合会） **第三十二条の七**　法第六十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める連合会は、同項に規定する損害賠償金の徴収又は収納の事務に関し専門的知識を有する職員を配置している連合会とする。	

附　則

この省令は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

○農林水産省令第六十六号

農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百七十六条第一項、第百七十七条第一項並びに第百七十九条第二項及び第三項の規定に基づき、農業保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月二十七日

農林水産大臣　江藤　拓

農業保険法施行規則の一部を改正する省令

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（青色申告書等の提出期間等） **第百七十五条**　法第百七十六条第一項第一号の農林水産省令で定める期間は、保険期間の開始の日の属する年の前年までの五年間（風水害、干害、冷害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害（以下「気象災害」という。）により農地、農業用施設等が甚大な被害を受けたため、やむを得ず農業経営を行うことができない者にあっては、これにより青色申告書を提出することが困難と認められる期間（当該期間の開始の日の属する年の前年に青色申告書を提出している場合に限る。以下「営農不能年」という。）を除く。）とする。ただし、第四項ただし書の規定により百分の九十に満たない割合を上限とする割合のうちから申し出ることとなる者にあっては、同項の表の上欄に掲げる保険期間の開始の日の属する年の前年までの期間（営農不能年を除く。）とする。	（青色申告書等の提出期間等） **第百七十五条**　法第百七十六条第一項第一号の農林水産省令で定める期間は、保険期間の開始の日の属する年の前年までの五年間とする。ただし、第四項ただし書の規定により百分の九十に満たない割合を上限とする割合のうちから申し出ることとなる者にあっては、同項の表の上欄に掲げる保険期間の開始の日の属する年の前年までの期間とする。

２　法第百七十六条第一項第二号の農林水産省令で定める期間は、保険期間の開始の日の属する事業年度の前事業年度までの五年間（気象災害により農地、農業用施設等が甚大な被害を受けたため、やむを得ずその農業経営を行うことができない者にあっては、これにより青色申告書を提出することが困難と認められる期間（当該期間の開始の日の属する事業年度の前年度に青色申告書を提出している場合に限る。以下「営農不能年度」という。）を除く。）とする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

３　保険期間の開始の日の前日までに農業経営の全部又は一部について承継又は譲渡があった場合には、承継人又は譲受人は、農林水産大臣が定めるところにより被承継人又は譲渡人が青色申告書を提出した期間を前二項又は次項ただし書に規定する期間に含めることができる。この場合において、被承継人又は譲渡人の営農不能年（法人にあっては、営農不能年度。第百七十六条を除き、以下同じ。）は、承継人又は譲受人の営農不能年に含めるものとする。

４　法第百七十九条第二項の農林水産省令で定める割合は、百分の九十、百分の八十八、百分の八十五、百分の八十三、百分の八十、百分の七十八、百分の七十五、百分の七十、百分の六十五、百分の五十五又は百分の五十のうち保険資格者が申し出たものとする。ただし、青色申告書を提出する期間（営農不能年を含む。第百九十二条において同じ。）が保険期間の開始の日の属する年の前年（法人にあっては、保険期間の開始の日の属する事業年度の前事業年度。以下同じ。）までの五年間に満たない保険資格者にあっては、保険期間の開始の日の属する年の前年までの次の表の上欄に掲げる期間に応じ、同表の下欄に掲げる割合のうち当該保険資格者が申し出た割合とする。

期間	割合
四年間	百分の八十八、百分の八十五、百分の八十三、百分の八十、百分の七十八、百分の七十五、百分の七十、百分の六十五、百分の五十五又は百分の五十
三年間	百分の八十五、百分の八十三、百分の八十、百分の七十八、百分の七十五、百分の七十、百分の六十五、百分の六十、百分の五十五又は百分の五十
二年間	百分の八十、百分の七十八、百分の七十五、百分の七十、百分の六十五、百分の六十、百分の五十五又は百分の五十
一年間	百分の七十五、百分の七十、百分の六十五、百分の六十、百分の五十五又は百分の五十

５～９　（略）

（農業の経営管理の合理化を図る上で必要な措置を講じている者の基準）

第百七十六条　法第百七十六条第一項第一号及び第二号の農林水産省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一　保険期間の開始の日の属する年の前年及び保険期間に係る青色申告書を提出し、かつ、これらの期間において、所得税法第六十七条の規定の適用を受けていないこと。ただし、当該前年が営農不能年（法人にあっては、営農不能年度）に該当する場合は、当該営農不能年の開始の日の属する年の前年（法人にあっては、当該営農不能年度の開始の日の属する事業年度の前事業年度）及び保険期間に係る青色申告書を提出し、かつ、これらの期間において、同条の規定の適用を受けていないこと。

二・三　（略）

２　法第百七十六条第一項第二号の農林水産省令で定める期間は、保険期間の開始の日の属する事業年度の前事業年度までの五年間とする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

３　保険期間の開始の日の前日までに農業経営の全部又は一部について承継又は譲渡があった場合には、承継人又は譲受人は、農林水産大臣が定めるところにより被承継人又は譲渡人が青色申告書を提出した期間を前二項又は次項ただし書に規定する期間に含めることができる。

４　法第百七十九条第二項の農林水産省令で定める割合は、百分の九十、百分の八十八、百分の八十五、百分の八十三、百分の八十、百分の七十八、百分の七十五、百分の七十、百分の六十五、百分の五十五又は百分の五十のうち保険資格者が申し出たものとする。ただし、青色申告書を提出する期間が保険期間の開始の日の属する年の前年（法人にあっては、保険期間の開始の日の属する事業年度の前事業年度。以下同じ。）までの五年間に満たない保険資格者にあっては、保険期間の開始の日の属する年の前年までの次の表の上欄に掲げる期間に応じ、同表の下欄に掲げる割合のうち当該保険資格者が申し出た割合とする。

期間	割合
四年間	百分の八十八、百分の八十五、百分の八十三、百分の八十、百分の七十八、百分の七十五、百分の七十、百分の六十五、百分の五十五又は百分の五十
三年間	百分の八十五、百分の八十三、百分の八十、百分の七十八、百分の七十五、百分の七十、百分の六十五、百分の六十、百分の五十五又は百分の五十
二年間	百分の八十、百分の七十八、百分の七十五、百分の七十、百分の六十五、百分の六十、百分の五十五又は百分の五十
一年間	百分の七十五、百分の七十、百分の六十五、百分の六十、百分の五十五又は百分の五十

５～９　（略）

（農業の経営管理の合理化を図る上で必要な措置を講じている者の基準）

第百七十六条　法第百七十六条第一項第一号及び第二号の農林水産省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一　保険期間の開始の日の属する年の前年及び保険期間に係る青色申告書を提出し、かつ、これらの期間において、所得税法第六十七条の規定の適用を受けていないこと。

二・三　（略）

（保険関係の成立についての申込み）

第百七十九条　保険資格者は、法第百七十七条第一項の規定による申込みをするときは、保険期間の開始前で事業規程で定める日までに、申込書に次に掲げる書類（第四号に掲げる書類にあっては青色申告書を提出する期間が保険期間の開始の日の属する年の前年のみである者に限り、第五号に掲げる書類にあっては第百八十三条第一項に規定する期間において営農不能年がある者に限る。）を添付して全国連合会に提出しなければならない。ただし、第一号及び第三号に掲げる書類のうち保険期間の開始の日の属する年の前年のものにあっては確定申告をした後、遅滞なく、提出しなければならない。

一～四　（略）

五　営農不能年に該当する事実を証明する書類

２～４　（略）

（基準収入金額の算定の基礎とする農業収入金額に係る期間）

第百八十三条　法第百七十九条第三項の農林水産省令で定める期間は、次のとおりとする。

一　個人にあっては、保険期間の開始の日の属する年の前年までの五年間（保険期間の開始の日の属する年の前年までの青色申告書を提出した期間（営農不能年を含む。次号において同じ。）が五年間に満たない者にあっては、保険期間の開始の日の属する年の前年までの当該期間）

二　（略）

２　（略）

（基準収入金額の設定方法）

第百八十四条　（略）

２～４　（略）

５　前条第一項に規定する期間（営農不能年を除く。）のいずれかの年（法人にあっては、事業年度。以下この項において同じ。）において気象災害により保険資格者の対象農産物等が甚大な被害を受けた場合には、第一項の準則に従い、当該年における農業収入金額に一定の調整を加えて得た金額を当該年における第一項の農業収入金額とすることができる。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、令和七年一月一日から施行する。

（経過措置）

２　この省令による改正後の規定は、令和七年一月一日以後に保険期間が開始する農業経営収入保険の保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、令第二号

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第五十六号）の施行に伴い、並びに地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十二条の二第一項及び第十九項並びに第二十二条の三第一項の規定に基づき、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月二十七日

農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　武藤　容治
国土交通大臣　中野　洋昌
環境大臣　浅尾慶一郎

（保険関係の成立についての申込み）

第百七十九条　保険資格者は、法第百七十七条第一項の規定による申込みをするときは、保険期間の開始前で事業規程で定める日までに、申込書に次に掲げる書類（第四号に掲げる書類にあっては、青色申告書を提出する期間が保険期間の開始の日の属する年の前年のみである者に限る。）を添付して全国連合会に提出しなければならない。ただし、第一号及び第三号に掲げる書類のうち保険期間の開始の日の属する年の前年のものにあっては確定申告をした後、遅滞なく、提出しなければならない。

一～四　（略）

（新設）

２～４　（略）

（基準収入金額の算定の基礎とする農業収入金額に係る期間）

第百八十三条　法第百七十九条第三項の農林水産省令で定める期間は、次のとおりとする。

一　個人にあっては、保険期間の開始の日の属する年の前年までの五年間（保険期間の開始の日の属する年の前年までの青色申告書を提出した期間が五年間に満たない者にあっては、保険期間の開始の日の属する年の前年までの当該期間）

二　（略）

２　（略）

（基準収入金額の設定方法）

第百八十四条　（略）

２～４　（略）

５　前条第一項に規定する期間のいずれかの年（法人にあっては、事業年度。以下この項において同じ。）において風水害、干害、冷害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害により保険資格者の対象農産物等が甚大な被害を受けた場合には、第一項の準則に従い、当該年における農業収入金額に一定の調整を加えて得た金額を当該年における第一項の農業収入金額とすることができる。

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令（令和四年農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（地域脱炭素化促進事業計画の認定の申請） **第三条**　法第二十二条の二第一項の規定により地域脱炭素化促進事業計画の認定を申請しようとする者は、別記様式第一による申請書を計画策定市町村（法第二十二条の五第一項の規定により法第二十二条の二、第二十二条の三、第二十二条の十五及び第二十二条の十六の規定において計画策定市町村又は計画策定市町村の長の権限に属させた事項を当該計画策定市町村が属する都道府県又は都道府県知事が処理する場合にあっては、当該都道府県。以下同じ。）に提出しなければならない。 2　（略） （地域脱炭素化促進事業計画に係る情報の公表） **第七条**　法第二十二条の二第十九項の環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一～七　（略） 2　（略） **別表**（第三条関係）	（地域脱炭素化促進事業計画の認定の申請） **第三条**　法第二十二条の二第一項の規定により地域脱炭素化促進事業計画の認定を申請しようとする者は、別記様式第一による申請書を計画策定市町村に提出しなければならない。 2　（略） （地域脱炭素化促進事業計画に係る情報の公表） **第七条**　法第二十二条の二第十七項の環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一～七　（略） 2　（略） **別表**（第三条関係）

行為	書類
（略）	（略）
法第二十二条の二第四項第七号に掲げる行為（宅地造成（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第二条第二号に掲げる宅地造成をいう。）又は特定盛土等（宅地造成及び特定盛土等規制法第二条第三号に掲げる特定盛土等をいう。以下同じ。）に関する工事に係るものに限る。）	別記様式第二の十による書類の正本及び副本に、それぞれ、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号）第七条第一項各号に掲げる書類を添付したもの
法第二十二条の二第四項第七号に掲げる行為（土石の堆積（宅地造成及び特定盛土等規制法第二条第四号に掲げる土石の堆積をいう。以下同じ。）に関する工事に係るものに限る。）	別記様式第二の十一による書類の正本及び副本に、それぞれ、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第七条第二項各号に掲げる書類を添付したもの

行為	書類
（略）	（略）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）

法第二十二条の二第四項第八号に掲げる行為（特定盛土等に関する工事に係るものに限る。）	別記様式第二の十による書類の正本及び副本に、それぞれ、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第六十三条第一項各号に掲げる書類を添付したもの
法第二十二条の二第四項第八号に掲げる行為（土石の堆積に関する工事に係るものに限る。）	別記様式第二の十一による書類の正本及び副本に、それぞれ、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第六十三条第二項各号に掲げる書類を添付したもの
法第二十二条の二第四項第九号に掲げる行為	別記様式第二の十二による書類、河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）第十一条の二第二項第一号から第四号まで及び第九号に掲げる図書並びに上欄に掲げる行為が河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第二十六条第一項の許可を要しない工作物の新築、改築又は除却を伴う場合にあっては、当該工事の計画の概要を記載した図書
法第二十二条の二第四項第十号に掲げる行為（熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設をいう。）の認定に係るものに限る。）	別記様式第二の十三による書類並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第五条の五第二項各号に掲げる書類及び図面
法第二十二条の二第四項第十号に掲げる行為（熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。）の認定に係るものに限る。）	別記様式第二の十四による書類並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の十一の五第二項において準用する第五条の五の五第二項各号に掲げる書類及び図面
法第二十二条の二第四項第十一号に掲げる行為	別記様式第二の十五による書類並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の三十五第二項各号に掲げる書類及び図面

（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
法第二十二条の二第四項第七号に掲げる行為	別記様式第二の十による書類、河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）第十一条の二第二項第一号から第四号まで及び第九号に掲げる図書並びに上欄に掲げる行為が河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第二十六条第一項の許可を要しない工作物の新築、改築又は除却を伴う場合にあっては、当該工事の計画の概要を記載した図書
法第二十二条の二第四項第八号に掲げる行為（熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設をいう。）の認定に係るものに限る。）	別記様式第二の十一による書類並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第五条の五第二項各号に掲げる書類及び図面
法第二十二条の二第四項第九号に掲げる行為	別記様式第二の十二による書類並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の十一の五第二項において準用する第五条の五の五第二項各号に掲げる書類及び図面
法第二十二条の二第四項第十一号に掲げる行為	別記様式第二の十三による書類並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の三十五第二項各号に掲げる書類及び図面

別記様式第１（地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の２関係）

地域脱炭素化促進事業計画に係る認定申請書

年　月　日

{都道府県知事／市町村長}殿

（略）

（別紙）

地域脱炭素化促進事業計画

１～７　（略）

８　特例措置に関する事項（別記様式第２の１～別記様式第２の15）

⑴～⑼　（略）

⑽　宅地造成等工事規制区域（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第10条第１項の宅地造成等工事規制区域をいう。以下同じ。）内において行う行為であって、同法第12条第１項の許可を受けなければならないもの又は特定盛土等規制区域（同法第26条第１項の特定盛土等規制区域をいう。以下同じ。）内において行う行為であって、同法第30条第１項の許可を受けなければならないものを行う場合にあって、宅地造成（同法第２条第２号に掲げる宅地造成をいう。）又は特定盛土等（同法第２条第３号に掲げる特定盛土等をいう。）に関する工事に係るものにあっては、別記様式第２の10に必要事項を記載の上、その正本及び副本を添付すること。

⑾　宅地造成等工事規制区域内において行う行為であって、宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第１項の許可を受けなければならないもの又は特定盛土等規制区域内において行う行為であって、同法第30条第１項の許可を受けなければならないものを行う場合にあって、土石の堆積（同法第２条第４号に掲げる土石の堆積をいう。）に関する工事に係るものにあっては、別記様式第２の11に必要事項を記載の上、その正本及び副本を添付すること。

⑿　河川法（昭和39年法律第167号）第23条の２（同法第100条第１項において準用する場合を含む。）の登録を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別記様式第２の12に必要事項を記載の上、これを添付すること。

⒀　熱回収（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第９条の２の４第１項に規定する熱回収をいう。申請者が同法第９条の２の４第１項の認定を受けることを希望する場合に限る。）を行う場合にあっては、別記様式第２の13に必要事項を記載の上、これを添付すること。

⒁　熱回収（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第９条の２の４第１項に規定する熱回収をいう。申請者が同法第15条の３の３第１項の認定を受けることを希望する場合に限る。）を行う場合にあっては、別記様式第２の14に必要事項を記載の上、これを添付すること。

別記様式第１（地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の２関係）

地域脱炭素化促進事業計画に係る認定申請書

年　月　日

市町村長　殿

（略）

（別紙）

地域脱炭素化促進事業計画

１～７　（略）

８　特例措置に関する事項（別記様式第２の１～別記様式第２の13）

⑴～⑼　（略）

（新設）

（新設）

⑽　河川法（昭和39年法律第167号）第23条の２（同法第100条第１項において準用する場合を含む。）の登録を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別記様式第２の10に必要事項を記載の上、これを添付すること。

⑾　熱回収（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第９条の２の４第１項に規定する熱回収をいう。申請者が同法第９条の２の４第１項の認定を受けることを希望する場合に限る。）を行う場合にあっては、別記様式第２の11に必要事項を記載の上、これを添付すること。

⑿　熱回収（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第９条の２の４第１項に規定する熱回収をいう。申請者が同法第15条の３の３第１項の認定を受けることを希望する場合に限る。）を行う場合にあっては、別記様式第２の12に必要事項を記載の上、これを添付すること。

⑮　指定区域（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17第１項の指定区域をいう。）内において行う行為であって、同法第15条の19第１項の届出をしなければならないものを行う場合にあっては、別記様式第２の15に必要事項を記載の上、これを添付すること。

９　（略）

（別表１）・（別表２）　（略）

別記様式第２の10

別記様式第１別紙３⑴又は別紙４⑵①の施設等の番号	

宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第１項又は第30条第１項の特例措置
（地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の２第４項第７号又は第８号
（宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係るものに限る。））関係

宅地造成及び特定盛土等規制法（第12条第１項／第30条第１項）の特例の適用を受けようとする者	氏　名	
１　工事主住所氏名（法人役員住所氏名）	（　　）	
２　設計者住所氏名		
３　工事施行者住所氏名		
４　土地の所在地及び地番（代表地点の緯度経度）	（緯度：　度　分　秒、経度：　度　分　秒）	
５　土地の面積	平方メートル	
６　工事着手前の土地利用状況		
７　工事完了後の土地利用		
８　盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土	
９　土地の地形	渓流等への該当　有・無	
イ　盛土又は切土の高さ	メートル	
ロ　盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル	
ハ　盛土又は切土の土量	盛　土	立方メートル
	切　土	立方メートル

⑬　指定区域（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17第１項の指定区域をいう。）内において行う行為であって、同法第15条の19第１項の届出をしなければならないものを行う場合にあっては、別記様式第２の13に必要事項を記載の上、これを添付すること。

９　（略）

（別表１）・（別表２）　（略）

（新設）

10 工事の概要	ニ　擁壁	番　号	構　造	高　さ	延　長
				メートル	メートル
	ホ　崖面崩壊防止施設	番　号	種　類	高　さ	延　長
				メートル	メートル
	ヘ　排水施設	番　号	種　類	内法（のり）寸法	延　長
				センチメートル	メートル
	ト　崖面の保護の方法				
	チ　崖面以外の地表面の保護の方法				
	リ　工事中の危害防止のための措置				
	ヌ　その他の措置				
	ル　工事着手予定年月日	年　月　日			
	ヲ　工事完了予定年月日	年　月　日			
	ワ　工程の概要				
11 その他必要な事項					

㈱1　宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第１項又は第30条第１項の特例の適用を受けようとする者、１欄の工事主、２欄の設計者又は３欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

2　１欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入すること。

3　２欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付すこと。

4　３欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。

5　４欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第１位まで記入すること。

6　８欄は、該当する盛土のタイプに○印を付すこと（複数選択可）。

7　9欄は、渓流等（宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第３号）第12条に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付すこと。

8　11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

別記様式第２の11

（新設）

別記様式第１別紙３⑴又は別紙４⑵①の施設等の番号	

宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第１項又は第30条第１項の特例措置
（地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の２第４項第７号又は第８号
（土石の堆積に関する工事に係るものに限る。））関係

宅地造成及び特定盛土等規制法（第12条第１項／第30条第１項）の特例の適用を受けようとする者	氏　名	
1　工事主住所氏名（法人役員住所氏名）	（　　）	
2　設計者住所氏名		
3　工事施行者住所氏名		
4　土地の所在地及び地番（代表地点の緯度経度）	（緯度：　度　分　秒、経度：　度　分　秒）	
5　土地の面積	平方メートル	
6　工事の目的		
イ　土石の堆積の最大堆積高さ	メートル	
ロ　土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル	
ハ　土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル	
ニ　土石の堆積を行う土地の最大勾配		
ホ　勾配が10分の１を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置		

7 工事の概要	ヘ　土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置		
	ト　空地の設置	番　号	空地の幅
			メートル
	チ　雨水その他の地表水を有効に排除する措置		
	リ　堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置		
	ヌ　工事中の危害防止のための措置		
	ル　そ　の　他　の　措　置		
	ヲ　工事着手予定年月日	年　月　日	
	ワ　工事完了予定年月日	年　月　日	
	カ　工　程　の　概　要		
8 その他必要な事項			

㈱1　宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第１項又は第30条第１項の特例の適用を受けようとする者、１欄の工事主、２欄の設計者又は３欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

2　１欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入すること。

3　３欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。

4　４欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第１位まで記入すること。

5　７欄リは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入すること。

6　８欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

別記様式第２の12

別記様式第１別紙３⑴又は別紙４⑵①の施設等の番号	

河川法第23条の２（同法第100条第１項において準用する場合を含む。以下同じ。）の特例（地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の２第４項第９号）関係

（略）

別記様式第２の10

別記様式第１別紙３⑴又は別紙４⑵①の施設等の番号	

河川法第23条の２（同法第100条第１項において準用する場合を含む。以下同じ。）の特例（地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の２第４項第７号）関係

（略）

別記様式第２の13

別記様式第１別紙３(1)又は別紙４(2)①の施設等の番号	

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第９条の２の４第１項の特例措置
（地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の２第４項第10号）関係
（略）

別記様式第２の14

別記様式第１別紙３(1)又は別紙４(2)①の施設等の番号	

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の特例措置
（地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の２第４項第10号）関係
（略）

別記様式第２の15

別記様式第１別紙３(1)又は別紙４(2)①の施設等の番号	

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の19第１項の特例措置
（地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の２第４項第11号）
関係
（略）

別記様式第３（地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の３第１項関係）

地域脱炭素化促進事業計画の変更に係る認定申請書

年　月　日

{都道府県知事 / 市町村長} 殿

（略）

別記様式第２の11

別記様式第１別紙３(1)又は別紙４(2)①の施設等の番号	

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第９条の２の４第１項の特例措置
（地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の２第４項第８号）関係
（略）

別記様式第２の12

別記様式第１別紙３(1)又は別紙４(2)①の施設等の番号	

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の特例措置
（地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の２第４項第８号）関係
（略）

別記様式第２の13

別記様式第１別紙３(1)又は別紙４(2)①の施設等の番号	

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の19第１項の特例措置
（地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の２第４項第９号）
関係
（略）

別記様式第３（地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の３第１項関係）

地域脱炭素化促進事業計画の変更に係る認定申請書

年　月　日

市町村長　殿

（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にある、この省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○経済産業省令第九十一号

消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第四十条第一項の規定に基づき、特定輸入事業者の輸入に係る特定製品関係報告規則を次のように制定する。

令和六年十二月二十七日

経済産業大臣　武藤　容治

特定輸入事業者の輸入に係る特定製品関係報告規則

（定義）

第一条　この省令において使用する用語は、消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号。以下「法」という。）、消費生活用製品安全法施行令（昭和四十九年政令第四十八号。以下「令」という。）及び経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令（昭和四十九年通商産業省令第十八号。以下「技術基準省令」という。）において使用する用語の例による。

（定期報告）

第二条　国内管理人は、次に掲げる事項を記載した様式第一による業務報告書を、当該国内管理人に係る届出事業者が法第六条の規定に基づく届出を行った日から起算して一年を経過するごとに、その一年を経過した日から一月以内に経済産業大臣（令第十九条第六項に規定する届出事業者の国内管理人にあっては、当該国内管理人の事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長）に提出しなければならない。

一　当該国内管理人に係る届出事業者の電話番号及び電子メールアドレス

二　技術基準省令第十五条の二第五号イの連絡体制の整備に関する事項

（契約解除等の報告）

第三条　特定輸入事業者である届出事業者又はその国内管理人は、技術基準省令第十五条の二第五号の委託契約の解除をし、解約の申入れをし、合意による解約をし、又は更新を行わない旨の申出をしようとする日の前日から起算して三十日前の日までに、様式第二による契約解除等報告書を経済産業大臣（令第十九条第六項に規定する届出事業者及びその国内管理人にあっては、当該国内管理人の事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長）に提出しなければならない。

附　則

この省令は、消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律（令和六年法律第六十七号）の施行の日（令和七年十二月二十五日）から施行する。

様式第１（第２条関係）

業務報告書

年　月　日

殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住　所
電話番号及び電子メールアドレス

消費生活用製品安全法第40条第１項の規定により、次のとおり報告します。

１　届出事業者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
２　特定製品の区分
３　届出事業者の電話番号及び電子メールアドレス並びに経済産業大臣との連絡体制の整備に関する事項に係る変更の有無
４　届出事業者の電話番号及び電子メールアドレス並びに経済産業大臣との連絡体制の整備に関する事項に係る変更の内容

（備考）１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　４は変更がある場合に記載すること。

様式第２（第３条関係）

契約解除等報告書

年　月　日

殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住　所
電話番号及び電子メールアドレス

消費生活用製品安全法第40条第１項の規定により、次のとおり報告します。

委託契約の相手方の氏名若しくは名称及び法人にあってはその代表者の氏名並びに住所	
委託契約の相手方の電話番号及び電子メールアドレス	
特定製品の区分	
解除等予定年月日	
解除等の理由	

（備考）　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

○経済産業省令第九十二号

ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第百七十一条第一項の規定に基づき、特定輸入事業者の輸入に係るガス用品関係報告規則を次のように制定する。

令和六年十二月二十七日

経済産業大臣　武藤　容治

特定輸入事業者の輸入に係るガス用品関係報告規則

（定義）

第一条　この省令において使用する用語は、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号。以下「法」という。）、ガス事業法施行令（昭和二十九年政令第六十八号。以下「令」という。）及びガス用品の技術上の基準等に関する省令（昭和四十六年通商産業省令第二十七号。以下「技術基準省令」という。）において使用する用語の例による。

（定期報告）

第二条　国内管理人は、次に掲げる事項を記載した様式第一による業務報告書を、当該国内管理人に係る届出事業者が法第百四十条の規定に基づく届出を行った日から起算して一年を経過するごとに、その一年を経過した日から一月以内に経済産業大臣（令第二十一条第四項の表第二十四号に規定する届出事業者の国内管理人にあっては、当該国内管理人の事業場の所在地を管轄する経済産業局長）に提出しなければならない。

一　当該国内管理人に係る届出事業者の電話番号及び電子メールアドレス

二　技術基準省令第十四条の二第五号イの連絡体制の整備に関する事項

（契約解除等の報告）

第三条　特定輸入事業者である届出事業者又はその国内管理人は、技術基準省令第十四条の二第五号の委託契約の解除をし、解約の申入れをし、合意による解約をし、又は更新を行わない旨の申出をしようとする日の前日から起算して三十日前の日までに、様式第二による契約解除等報告書を経済産業大臣（令第二十一条第四項の表第二十四号に規定する届出事業者及びその国内管理人にあっては、当該国内管理人の事業場の所在地を管轄する経済産業局長）に提出しなければならない。

附　則

この省令は、消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律（令和六年法律第六十七号）の施行の日（令和七年十二月二十五日）から施行する。

様式第１（第２条関係）

業務報告書

年　月　日

殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住　所
電話番号及び電子メールアドレス

ガス事業法第171条第１項の規定により、次のとおり報告します。

１　届出事業者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
２　ガス用品の区分
３　届出事業者の電話番号及び電子メールアドレス並びに経済産業大臣との連絡体制の整備に関する事項に係る変更の有無
４　届出事業者の電話番号及び電子メールアドレス並びに経済産業大臣との連絡体制の整備に関する事項に係る変更の内容

（備考）１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　２　４は変更がある場合に記載すること。

様式第２（第３条関係）

契約解除等報告書

年　月　日

殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住　所
電話番号及び電子メールアドレス

ガス事業法第171条第１項の規定により、次のとおり報告します。

委託契約の相手方の氏名若しくは名称及び法人にあってはその代表者の氏名並びに住所	
委託契約の相手方の電話番号及び電子メールアドレス	
ガス用品の区分	
解除等予定年月日	
解除等の理由	

（備考）　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

○経済産業省令第九十三号

電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第四十五条第一項の規定に基づき、特定輸入事業者の輸入に係る電気用品関係報告規則を次のように制定する。

令和六年十二月二十七日

経済産業大臣　武藤　容治

特定輸入事業者の輸入に係る電気用品関係報告規則

（定義）

第一条　この省令において使用する用語は、電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号。以下「法」という。）、電気用品安全法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号。以下「令」という。）及び電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号。以下「施行規則」という。）において使用する用語の例による。

（定期報告）

第二条　国内管理人は、次に掲げる事項を記載した様式第一による業務報告書を、当該国内管理人に係る届出事業者が法第三条の規定に基づく届出を行った日から起算して一年を経過するごとに、その一年を経過した日から一月以内に経済産業大臣（令第十条第三項に規定する届出事業者の国内管理人にあっては、当該国内管理人の事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長）に提出しなければならない。

一　当該国内管理人に係る届出事業者の電話番号及び電子メールアドレス

二　施行規則第十二条の二第五号イの連絡体制の整備に関する事項

（契約解除等の報告）

第三条　特定輸入事業者である届出事業者又はその国内管理人は、施行規則第十二条の二第五号の委託契約の解除をし、解約の申入れをし、合意による解約をし、又は更新を行わない旨の申出をしようとする日の前日から起算して三十日前の日までに、様式第二による契約解除等報告書を経済産業大臣（令第十条第三項に規定する届出事業者及びその国内管理人にあっては、当該国内管理人の事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長）に提出しなければならない。

附　則

この省令は、消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律（令和六年法律第六十七号）の施行の日（令和七年十二月二十五日）から施行する。

様式第１（第２条関係）

業務報告書

年　月　日

殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住　所
電話番号及び電子メールアドレス

電気用品安全法第45条第１項の規定により、次のとおり報告します。

1　届出事業者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
2　電気用品の区分
3　届出事業者の電話番号及び電子メールアドレス並びに経済産業大臣との連絡体制の整備に関する事項に係る変更の有無
4　届出事業者の電話番号及び電子メールアドレス並びに経済産業大臣との連絡体制の整備に関する事項に係る変更の内容

（備考）１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　４は変更がある場合に記載すること。

様式第２（第３条関係）

契約解除等報告書

年　月　日

殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住　所
電話番号及び電子メールアドレス

電気用品安全法第45条第１項の規定により、次のとおり報告します。

委託契約の相手方の氏名若しくは名称及び法人にあってはその代表者の氏名並びに住所	
委託契約の相手方の電話番号及び電子メールアドレス	
電気用品の区分	
解除等予定年月日	
解除等の理由	

（備考）　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

○経済産業省令第九十四号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第八十二条第一項の規定に基づき、特定輸入事業者の輸入に係る液化石油ガス器具等関係報告規則を次のように制定する。

令和六年十二月二十七日

経済産業大臣　武藤　容治

特定輸入事業者の輸入に係る液化石油ガス器具等関係報告規則

（定義）

第一条　この省令において使用する用語は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号。以下「法」という。）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和四十三年政令第十四号。以下「令」という。）及び液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令（昭和四十三年通商産業省令第二十三号。以下「技術基準省令」という。）において使用する用語の例による。

（定期報告）

第二条　国内管理人は、次に掲げる事項を記載した様式第一による業務報告書を、当該国内管理人に係る届出事業者が法第四十一条の規定に基づく届出を行った日から起算して一年を経過するごとに、その一年を経過した日から一月以内に経済産業大臣（令第十七条第九項に規定する届出事業者の国内管理人にあっては、当該国内管理人の事務所又は営業所の所在地を管轄する経済産業局長）に提出しなければならない。

一　当該国内管理人に係る届出事業者の電話番号及び電子メールアドレス

二　技術基準省令第十四条の二第五号イの連絡体制の整備に関する事項

（契約解除等の報告）

第三条　特定輸入事業者である届出事業者又はその国内管理人は、技術基準省令第十四条の二第五号の委託契約の解除をし、解約の申入れをし、合意による解約をし、又は更新を行わない旨の申出をしようとする日の前日から起算して三十日前の日までに、様式第二による契約解除等報告書を経済産業大臣（令第十七条第九項に規定する届出事業者及びその国内管理人にあっては、当該国内管理人の事務所又は営業所の所在地を管轄する経済産業局長）に提出しなければならない。

附　則

この省令は、消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律（令和六年法律第六十七号）の施行の日（令和七年十二月二十五日）から施行する。

様式第１（第２条関係）

業務報告書

年　月　日

殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住　所
電話番号及び電子メールアドレス

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 82 条第１項の規定により、次のとおり報告します。

１　届出事業者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
２　液化石油ガス器具等の区分
３　届出事業者の電話番号及び電子メールアドレス並びに経済産業大臣との連絡体制の整備に関する事項に係る変更の有無
４　届出事業者の電話番号及び電子メールアドレス並びに経済産業大臣との連絡体制の整備に関する事項に係る変更の内容

（備考）１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　４は変更がある場合に記載すること。

様式第２（第３条関係）

契約解除等報告書

年　月　日

殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住　所
電話番号及び電子メールアドレス

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 82 条第１項の規定により、次のとおり報告します。

委託契約の相手方の氏名若しくは名称及び法人にあってはその代表者の氏名並びに住所	
委託契約の相手方の電話番号及びメールアドレス	
液化石油ガス器具等の区分	
解除等予定年月日	
解除等の理由	

（備考）　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

○国土交通省令第百九号

海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）の一部の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、及び関係法律を実施するため、海上運送法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和六年十二月二十七日

国土交通大臣　中野　洋昌

海上運送法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令

（海上運送法施行規則の一部改正）

第一条　海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　通則（第一条・第一条の二）	第一章　通則（第一条・第一条の二）
第二章　船舶運航事業	第二章　船舶運航事業
第一節　旅客定期航路事業	第一節　定期航路事業
第一款　一般旅客定期航路事業（第二条―第十九条の二の二）	第一款　旅客定期航路事業（第二条―第十九条の四）
第二款　特定旅客定期航路事業（第十九条の二の三―第十九条の四）	第二款　内航貨物定期航路事業（第二十条―第二十一条の十一）
第三款　対外旅客定期航路事業（第二十条―第二十条の十三）	第三款　外航定期航路事業（第二十一条の十二―第二十一条の二十三）
第二節　貨物定期航路事業	第二節　不定期航路事業
第一款　貨客定期航路事業	第一款　内航不定期航路事業（第二十二条―第二十三条の六）
第一目　内航貨客定期航路事業（第二十一条―第二十一条の五）	第二款　外航不定期航路事業（第二十三条の七―第二十三条の十三の二）
第二目　外航貨客定期航路事業（第二十一条の六）	第二節の二　旅客の安全を害するおそれのある行為（第二十三条の十四）
第二款　貨物専用定期航路事業	第二節の三　報告（第二十三条の十五―第二十三条の十七）
第一目　内航貨物専用定期航路事業（第二十一条の七）	第三節　航海命令従事証明書（第二十四条）
第二目　外航貨物専用定期航路事業（第二十一条の八―第二十一条の十一）	第四節　損失補償（第二十五条）
第三節　不定期航路事業	第五節　運送に関する協定等（第二十六条―第二十八条）
第一款　旅客不定期航路事業（第二十二条―第二十二条の七）	第三章～第六章　（略）
第二款　一般不定期航路事業	第七章　特定船舶の導入の促進（第四十二条の十四―第四十二条の十七）
第一目　内航一般不定期航路事業（第二十三条―第二十三条の六）	
第二目　外航一般不定期航路事業（第二十三条の七―第二十三条の十）	
第三款　外航貨物専用不定期航路事業（第二十三条の十一―第二十三条の十三）	
第四節　旅客の安全を害するおそれのある行為（第二十三条の十四）	
第五節　報告（第二十三条の十五―第二十三条の十七）	
第六節　航海命令従事証明書（第二十四条）	
第七節　損失補償（第二十五条）	
第八節　運送に関する協定等（第二十六条―第二十八条）	
第三章～第六章　（略）	
第七章　特定船舶の導入の促進（第四十二条の十四―第四十二条の十八）	

第八章　湖、沼又は河川において営む船舶運航の事業（第四十二条の十九）
第九章・第十章　（略）
附則

（定義）

第一条　この省令において、「内航貨客定期航路事業」とは、外航貨客定期航路事業以外の貨客定期航路事業をいい、「外航貨客定期航路事業」とは、本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行う貨客定期航路事業をいう。

2　この省令において、「内航貨物専用定期航路事業」とは、外航貨物専用定期航路事業以外の貨物専用定期航路事業をいい、「外航貨物専用定期航路事業」とは、本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行う貨物専用定期航路事業をいう。

3　この省令において、「内航一般不定期航路事業」とは、外航一般不定期航路事業以外の一般不定期航路事業をいい、「外航一般不定期航路事業」とは、本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間における一般不定期航路事業をいう。

4　この省令において、「外航貨物専用不定期航路事業」とは、本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間における貨物専用不定期航路事業をいう。

（書類の経由等）

第一条の二　この省令の規定により、事業計画（内航貨客定期航路事業にあつては、第二十一条第一項の内航貨客定期航路事業登録申請書）に記載された航路の拠点を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）（以下「所轄地方運輸局長」という。）に提出することとされている申請書、届出書又は報告書は、当該拠点を管轄する運輸支局長又は海事事務所長を経由することができる。

2・3　（略）

第二章　船舶運航事業

第一節　旅客定期航路事業

第一款　一般旅客定期航路事業

（法第五条第三号イからハまでの国土交通省令で定める者）

第二条の二　法第五条第三号イの国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　（略）

二　当該許可を受けようとする者（持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。以下この条及び第二十条の二において同じ。）である場合に限る。）の資本金の二分の一を超える額を出資している者

三　（略）

2・3　（略）

（運賃及び料金の届出）

第四条　法第七条第一項の規定により運賃及び料金の設定又は変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した運賃及び料金設定（変更）届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一～四　（略）

（運賃の上限の認可等）

第四条の二　法第七条第三項の国土交通省令で定める手荷物は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車であつて二輪のもの、同条第三項に規定する原動機付自転車、同条第四項に規定する軽車両及び自転車とする。

第八章　湖、沼又は河川において営む船舶運航の事業（第四十二条の十八）
第九章・第十章　（略）
附則

（定義）

第一条　この省令において、「外航貨物定期航路事業」とは、本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行う貨物定期航路事業をいい、「内航貨物定期航路事業」とは、その他の貨物定期航路事業をいう。

2　この省令において、「外航定期航路事業」とは、対外旅客定期航路事業及び外航貨物定期航路事業をいう。

3　この省令において、「外航不定期航路事業」とは本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間における不定期航路事業をいい、「内航不定期航路事業」とはその他の不定期航路事業をいう。

（新設）

（書類の経由等）

第一条の二　この省令の規定により、事業計画に記載された航路の拠点を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）（以下「所轄地方運輸局長」という。）に提出することとされている申請書、届出書又は報告書は、当該拠点を管轄する運輸支局長又は海事事務所長を経由することができる。

2・3　（略）

第二章　船舶運航事業

第一節　定期航路事業

第一款　旅客定期航路事業

（法第五条第三号イからハまでの国土交通省令で定める者）

第二条の二　法第五条第三号イの国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　（略）

二　当該許可を受けようとする者（持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。以下この条において同じ。）である場合に限る。）の資本金の二分の一を超える額を出資している者

三　（略）

2・3　（略）

（運賃及び料金の届出）

第四条　法第八条第一項の規定により運賃及び料金の設定又は変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した運賃及び料金設定（変更）届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一～四　（略）

（運賃の上限の認可等）

第四条の二　法第八条第三項の国土交通省令で定める手荷物は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車であつて二輪のもの、同条第三項に規定する原動機付自転車、同条第四項に規定する軽車両及び自転車とする。

２　法第七条第三項の規定により運賃の上限の設定又は変更の認可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した運賃上限設定認可（変更認可）申請書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一～四　（略）

（運送約款の認可申請）

第五条　法第八条第一項の規定により運送約款の設定又は変更の認可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した運送約款設定認可（変更認可）申請書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一～三　（略）

（運送約款の記載事項）

第六条　法第八条第二項第二号に規定する運賃及び料金の収受並びに運送に関する事業者の責任に関する事項は、次のとおりとする。

一～八　（略）

（運賃及び料金等の公示の方法）

第七条　法第九条の規定による公示は、運賃及び料金並びに運送約款を、少なくとも当該航路の起点、寄港地及び終点の営業所及び発着所に見やすいように掲示するとともに、一般旅客定期航路事業者のウェブサイトに掲載して行うものとする。ただし、一般旅客定期航路事業者が次のいずれかに該当する場合には、当該公示をウェブサイトへの掲載により行うことを要しない。

一・二　（略）

２　一般旅客定期航路事業者は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、運賃及び料金並びに運送約款を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第二十条の六第二項において同じ。）を当該航路に就航する船舶に備え付けて、要求により何人でも閲覧できるようにしておくものとする。

（賃率表の公示の方法）

第七条の二　一般旅客定期航路事業者が法第十条の規定により定めた賃率表は、少なくとも当該航路の起点、寄港地及び終点の営業所及び代理店に備え付けて、要求により何人でも閲覧できるようにしておくものとする。

（賃率表の設定除外）

第七条の三　法第十条の規定により賃率表を定めることを要しない貨物は、次のとおりとする。ただし、第四号から第十三号までに掲げる貨物にあつては、一口五トン以上の場合に限る。

一　生鮮魚介
二　生鮮野菜
三　生鮮果実
四　石炭
五　コークス
六　鉱石
七　塩
八　砂糖
九　セメント

２　法第八条第三項の規定により運賃の上限の設定又は変更の認可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した運賃上限設定認可（変更認可）申請書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一～四　（略）

（運送約款の認可申請）

第五条　法第九条第一項の規定により運送約款の設定又は変更の認可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した運送約款設定認可（変更認可）申請書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一～三　（略）

（運送約款の記載事項）

第六条　法第九条第二項第二号に規定する運賃及び料金の収受並びに運送に関する事業者の責任に関する事項は、次のとおりとする。

一～八　（略）

（運賃及び料金等の公示の方法）

第七条　法第十条の規定による公示は、運賃及び料金並びに運送約款を、少なくとも当該航路の起点、寄港地及び終点の営業所及び発着所に見やすいように掲示するとともに、一般旅客定期航路事業者のウェブサイトに掲載して行うものとする。ただし、一般旅客定期航路事業者が次のいずれかに該当する場合には、当該公示をウェブサイトへの掲載により行うことを要しない。

一・二　（略）

２　一般旅客定期航路事業者は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、運賃及び料金並びに運送約款を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第二十一条の四第一項において同じ。）を当該航路に就航する船舶に備え付けて、要求により何人でも閲覧できるようにしておくものとする。

（新設）

（新設）

十　肥料
十一　ゴムくず
十二　木材
十三　穀類
十四　銑鉄及び鋼材
十五　わら工品
十六　その他季節的に出回る貨物又は主としてばら積み若しくは満船積みを通例とする貨物
（安全管理規程の内容）
第七条の四　一般旅客定期航路事業者の設定する安全管理規程に定めるべき内容は、次のとおりとする。
一～五　（略）
第七条の四の二・第七条の四の三　（略）
（安全管理規程の設定又は変更の届出）
第七条の五　法第十条の三第一項の規定により安全管理規程の設定又は変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した安全管理規程設定（変更）届出書を事業開始の日（変更届出の場合は、当該変更を実施する日）までに所轄地方運輸局長に提出するものとする。
一～四　（略）
（安全統括管理者及び運航管理者の選任等の届出）
第七条の六　法第十条の三第五項の規定により安全統括管理者又は運航管理者の選任又は解任の届出をしようとする者は、当該選任又は解任の日から十五日以内に、次に掲げる事項を記載した安全統括管理者（運航管理者）選任（解任）届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。
一～四　（略）
2　前項の安全統括管理者（運航管理者）選任届出書には、次の各号に掲げる届出書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付するものとする。
一　安全統括管理者選任届出書　選任された安全統括管理者が事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあること及び第七条の四の二各号に掲げる要件を備えることを証する書類
二　運航管理者選任届出書　選任された運航管理者が第七条の四の三各号に掲げる要件を備えることを証する書類
（旅客名簿の作成等）
第十二条　法第十五条に規定する旅客名簿には、船名及び旅客に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。
一～三　（略）
四　次のイ又はロに掲げる旅客の区分に応じ、当該イ又はロに掲げる事項
イ　ロに掲げる旅客以外の旅客　住所又は住民票に記載されている市区町村名
（削る）
ロ　（略）
五・六　（略）
2　（略）

（安全管理規程の内容）
第七条の二　一般旅客定期航路事業者（対外旅客定期航路事業を営む者を除く。以下この条から第七条の二の三までにおいて同じ。）の設定する安全管理規程に定めるべき内容は、次のとおりとする。
一～五　（略）
第七条の二の二・第七条の二の三　（略）
（安全管理規程の設定又は変更の届出）
第七条の三　法第十条の三第一項の規定により安全管理規程の設定又は変更の届出をしようとする者（対外旅客定期航路事業を営む者を除く。）は、次に掲げる事項を記載した安全管理規程設定（変更）届出書を事業開始の日（変更届出の場合は、当該変更を実施する日）までに所轄地方運輸局長に提出するものとする。
一～四　（略）
（安全統括管理者及び運航管理者の選任等の届出）
第七条の四　法第十条の三第五項の規定により安全統括管理者又は運航管理者の選任又は解任の届出をしようとする者（対外旅客定期航路事業を営む者を除く。）は、当該選任又は解任の日から十五日以内に、次に掲げる事項を記載した安全統括管理者（運航管理者）選任（解任）届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。
一～四　（略）
2　前項の安全統括管理者（運航管理者）選任届出書には、次の各号に掲げる届出書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付するものとする。
一　安全統括管理者選任届出書　選任された安全統括管理者が事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあること及び第七条の二の二各号に掲げる要件を備えることを証する書類
二　運航管理者選任届出書　選任された運航管理者が第七条の二の三各号に掲げる要件を備えることを証する書類
（旅客名簿の作成等）
第十二条　旅客名簿には、船名及び旅客に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。
一～三　（略）
四　次に掲げる旅客の区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項
イ　ロ及びハに掲げる旅客以外の旅客　住所又は住民票に記載されている市区町村名
ロ　外航船舶の旅客（ハに掲げる旅客を除く。）　住所若しくは住民票に記載されている市区町村名又は国籍及び旅券番号
ハ　（略）
五・六　（略）
2　（略）

（法第十五条ただし書の国土交通省令で定める場合）

第十二条の二　法第十五条ただし書の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　当該船舶が平水区域（船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第一条第六項に規定する平水区域をいう。次号、第二十二条の五及び第二十三条の五において同じ。）のみを航行するとき。

二　当該船舶が平水区域を超えて沿海区域（船舶安全法施行規則第一条第七項に規定する沿海区域をいう。第二十二条の五第二号及び第二十三条の五第二号において同じ。）のみを航行するとき。

三　（略）

（事業の休止等の届出）

第十五条　法第十六条第一項又は第二項の規定により一般旅客定期航路事業の休止又は廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した一般旅客定期航路事業休止（廃止）届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一　（略）

二　休止（廃止）の届出に係る航路

三・四　（略）

（利用者の利便を阻害しないと認められる場合）

第十五条の二　法第十六条第二項の利用者の利便を阻害しないと認められる場合は、次のとおりとする。

一　（略）

二　一般旅客定期航路事業以外の旅客運送船舶運航事業又は他の交通機関により利用者の利便の確保が可能であると国土交通大臣又は所轄地方運輸局長が認める場合

（輸送の安全に関わる情報の公表）

第十九条の二　法第十九条の三の国土交通省令で定める輸送の安全に関わる情報は、次のとおりとする。

一～三　（略）

２　法第十九条の三の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

第二款　特定旅客定期航路事業

（特定旅客定期航路事業の許可申請）

第十九条の二の三　法第十九条の六第一項の規定により特定旅客定期航路事業の許可を受けようとする者（以下この条において「特定旅客定期航路事業許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した特定旅客定期航路事業許可申請書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一～三　（略）

２　前項の特定旅客定期航路事業許可申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、同時に同一所轄地方運輸局長に二以上の特定旅客定期航路事業について特定旅客定期航路事業許可申請書を提出する場合には、第二号及び第三号の書類は、そのうち一の特定旅客定期航路事業についての特定旅客定期航路事業許可申請書に添付すれば足りるものとする。

一　次に掲げる事項を記載した書類

イ　当該申請が法第十九条の六第二項において準用する法第四条第一号、第二号及び第五号に掲げる基準に適合する旨の説明

（法第十五条ただし書の国土交通省令で定める場合）

第十二条の二　法第十五条ただし書の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　当該船舶が平水区域（船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第一条第六項に規定する平水区域をいう。第二十三条の二、第二十三条の四の五において同じ。）のみを航行するとき。

二　当該船舶が平水区域を超えて沿海区域（船舶安全法施行規則第一条第七項に規定する沿海区域をいう。第二十三条の二第二号及び第二十三条の四の五第二号において同じ。）のみを航行するとき（対外旅客定期航路事業の場合を除く。）。

三　（略）

（事業の休止等の届出）

第十五条　法第十六条第一項又は第二項の規定により一般旅客定期航路事業の休止又は廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した一般旅客定期航路事業休止（廃止）届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一　（略）

二　休止（廃止）の許可を申請しようとする航路

三・四　（略）

（利用者の利便を阻害しないと認められる場合）

第十五条の二　法第十六条第二項の利用者の利便を阻害しないと認められる場合は、次のとおりとする。

一　（略）

二　一般旅客定期航路事業以外の人の運送をする船舶運航事業又は他の交通機関により利用者の利便の確保が可能であると国土交通大臣又は所轄地方運輸局長が認める場合

（輸送の安全にかかわる情報の公表）

第十九条の二　法第十九条の二の二の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報は、次のとおりとする。

一～三　（略）

２　法第十九条の二の二の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（新設）

（特定旅客定期航路事業の許可申請）

第十九条の二の三　法第十九条の三第一項の規定により特定旅客定期航路事業の許可を受けようとする者（以下「特定旅客定期航路事業許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した特定旅客定期航路事業許可申請書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一～三　（略）

２　前項の特定旅客定期航路事業許可申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、同時に同一所轄地方運輸局長に二以上の特定旅客定期航路事業について特定旅客定期航路事業許可申請書を提出する場合には、第二号及び第三号の書類は、そのうち一の特定旅客定期航路事業についての特定旅客定期航路事業許可申請書に添付すれば足りるものとする。

一　次に掲げる事項を記載した書類

イ　当該申請が法第十九条の三第二項において準用する法第四条第一号、第二号及び第五号に掲げる基準に適合する旨の説明

ロ　法第十九条の六第二項において準用する法第十条の三第一項の規定により届出をしようとする安全管理規程の概要並びに法第十九条の六第二項において準用する法第十条の三第四項の規定により安全統括管理者及び運航管理者に選任しようとする者の略歴

二　特定旅客定期航路事業許可申請者が法第十九条の六第二項において準用する法第五条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

三・四　（略）

（準用規定）

第十九条の三　第二条の二、第二条の三、第七条の二から第八条まで、第十五条、第十六条、第十七条及び第十九条から第十九条の二の二までの規定は、法第十九条の六第一項の許可及び特定旅客定期航路事業について準用する。この場合において、第十五条中「一般旅客定期航路事業休止（廃止）届出書」とあるのは「特定旅客定期航路事業休止（廃止）届出書」と、第十六条中「一般旅客定期航路事業譲渡譲受認可申請書」とあるのは「特定旅客定期航路事業譲渡譲受認可申請書」と、第十九条中「相続人一般旅客定期航路事業継続認可申請書」とあるのは「相続人特定旅客定期航路事業継続認可申請書」と読み替えるものとする。

（削る）

（事業計画の変更の届出）

第十九条の四　法第十九条の六第二項において準用する法第十一条第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な事項に係る変更は、次のとおりとする。

一　（略）

二　使用旅客船の総トン数、貨物積載容積、自動車航送に係る自動車積載面積、旅客定員又は航海速力の変更（それぞれの変更後の数値が、法第十九条の六第一項の許可を受けた際の事業計画（同条第二項において準用する法第十一条第一項の認可を受けた事業計画がある場合は、当該事業計画）に記載されたものよりも十パーセント以上増加し、又は減少することとなる場合の変更を除く。）

三～五　（略）

2　法第十九条の六第二項において準用する法第十一条第三項の規定により軽微な事項に係る変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業計画軽微事項変更届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一～四　（略）

第三款　対外旅客定期航路事業

（対外旅客定期航路事業の登録申請）

第二十条　法第十九条の七第一項の規定により対外旅客定期航路事業の登録を受けようとする者（以下この条及び次条において「対外旅客定期航路事業登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した対外旅客定期航路事業登録申請書を主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。

一　住所及び氏名

二　対外旅客定期航路事業登録申請者が法人である場合は、その役員の氏名

ロ　法第十九条の三第三項において準用する法第十条の三第一項の規定により届出をしようとする安全管理規程の概要並びに法第十九条の三第三項において準用する法第十条の三第四項の規定により安全統括管理者及び運航管理者に選任しようとする者の略歴

二　特定旅客定期航路事業許可申請者が法第十九条の三第二項において準用する法第五条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

三・四　（略）

（準用規定）

第十九条の三　第二条の二、第二条の三、第八条、第十五条、第十六条、第十七条及び第十九条から第十九条の二の二までの規定は、法第十九条の三第一項の許可及び特定旅客定期航路事業について準用する。この場合において、第十五条中「一般旅客定期航路事業休止（廃止）届出書」とあるのは「特定旅客定期航路事業休止（廃止）届出書」と、第十六条中「一般旅客定期航路事業譲渡譲受認可申請書」とあるのは「特定旅客定期航路事業譲渡譲受認可申請書」と、第十九条中「相続人一般旅客定期航路事業継続認可申請書」とあるのは「相続人特定旅客定期航路事業継続認可申請書」と読み替えるものとする。

2　第七条の二から第七条の四までの規定は、特定旅客定期航路事業（対外旅客定期航路事業を除く。）について準用する。

（事業計画の変更の届出）

第十九条の四　法第十九条の三第三項において準用する法第十一条第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な事項に係る変更は、次のとおりとする。

一　（略）

二　使用旅客船の総トン数、貨物積載容積、自動車航送に係る自動車積載面積、旅客定員又は航海速力の変更（それぞれの変更後の数値が、法第十九条の三第一項の許可を受けた際の事業計画（法第十九条の三第三項において準用する法第十一条第一項の認可を受けた事業計画がある場合は、当該事業計画）に記載されたものよりも十パーセント以上増加し、又は減少することとなる場合の変更を除く。）

三～五　（略）

2　法第十九条の三第三項において準用する法第十一条第三項の規定により軽微な事項に係る変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業計画軽微事項変更届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一～四　（略）

第二款　内航貨物定期航路事業

（事業開始の届出）

第二十条　法第十九条の五第一項の規定により人の運送をする内航貨物定期航路事業の開始の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した人の運送をする内航貨物定期航路事業開始届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一　住所及び氏名

二　事業計画

イ　航路の起点、寄港地、終点及びそれら相互間の距離（航路図をもつて明示すること。）

三　航路の起点、寄港地及び終点（航路図をもつて明示すること。）
四　当該事業の用に供する船舶の名称、総トン数及び船舶番号又はこれに代わる番号
五　当該事業の用に供する係留施設の名称及び位置
六　密接関係法人（法第十九条の七第二項第五号に規定する密接関係法人をいう。第二十条の七において同じ。）の名称及び住所並びにその代表者の氏名
七　使用旅客船の明細（第十号様式による。）
八　航路の名称
九　運航開始予定期日
十　当該事業の用に供する水域施設（泊地等をいう。）、陸上施設（乗降施設等をいう。）その他の輸送施設（使用旅客船を除く。）の名称及び位置
十一　運航回数（運航が特定の時季に限られているものにあつては、その運航の時季を含む。）
十二　起点、寄港地及び終点における営業所及び代理店の名称及び所在地
十三　特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする対外旅客定期航路事業を営もうとする場合にあつては、運送の需要者の住所及び氏名並びに運送しようとする人の範囲

2　前項の対外旅客定期航路事業登録申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
一　対外旅客定期航路事業登録申請者が法第十九条の九第一項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
二　対外旅客定期航路事業登録申請者が法人である場合は、その定款及び登記事項証明書（法第十九条の七第二項第五号イからハまでの国土交通省令で定める者）

第二十条の二　法第十九条の七第二項第五号イの国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。
一　対外旅客定期航路事業登録申請者（株式会社である場合に限る。）の議決権の過半数を所有している者
二　対外旅客定期航路事業登録申請者（持分会社である場合に限る。）の資本金の二分の一を超える額を出資している者
三　対外旅客定期航路事業登録申請者の事業の方針の決定に関して、前二号に掲げる者と同等以上の支配力を有すると認められる者

2　法第十九条の七第二項第五号ロの国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。
一　親会社等がその議決権の過半数を所有している株式会社
二　親会社等がその資本金の二分の一を超える額を出資している持分会社
三　事業の方針の決定に関する親会社等の支配力が前二号に掲げる者と同等以上と認められる者

3　法第十九条の七第二項第五号ハの国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。
一　対外旅客定期航路事業登録申請者がその議決権の過半数を所有している株式会社
二　対外旅客定期航路事業登録申請者がその資本金の二分の一を超える額を出資している持分会社
三　事業の方針の決定に関する当該対外旅客定期航路事業登録申請者の支配力が前二号に掲げる者と同等以上と認められる者
ロ　使用船舶（予備船を含む。以下同じ。）の明細（第一号様式による。）
ハ　当該事業に使用する係留施設、水域施設（泊地等をいう。）、陸上施設（乗降施設等をいう。）その他の輸送施設（使用旅客船を除く。）の概要
ニ　運航日程及び運航時刻
ホ　運航開始予定期日
三　特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする内航貨物定期航路事業を営もうとする場合にあつては、運送の需要者の住所及び氏名並びに運送しようとする人の範囲

（事業変更の届出）

第二十条の二　法第十九条の五第一項の規定により届出をした事項を変更しようとする者は、次に掲げる事項を記載した人の運送をする内航貨物定期航路事業変更届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。
一　住所及び氏名
二　変更しようとする事項（前条に規定する事項の新旧（変更に係る部分に限る。）を明示すること。）
三　変更の予定期日
四　変更を必要とする理由

（登録簿）

第二十条の三　法第十九条の八第一項の対外旅客定期航路事業者登録簿（以下「対外旅客定期航路事業者登録簿」という。）は、第六号様式によるものとする。

２　国土交通大臣は、対外旅客定期航路事業者登録簿を国土交通省の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（聴聞決定予定日の通知）

第二十条の四　法第十九条の九第一項第五号の規定による通知をするときは、法第二十五条第一項の規定による検査が行われた日（以下この条において「検査日」という。）から十日以内に、検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

（事業の変更の届出）

第二十条の五　第二十条第一項各号（第六号を除く。）の対外旅客定期航路事業登録申請書に記載した事項の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した対外旅客定期航路事業変更届出書を主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。

一　住所及び氏名

二　変更した事項（第二十条第一項各号（第六号を除く。）に規定する事項の新旧（変更に係る部分に限る。）を明示すること。）及びその実施の年月日

三　運航回数を一時的に変更した場合には、その実施の期間

四　変更を必要とした理由

（運賃及び料金等の公示の方法）

第二十条の六　法第十九条の十一の規定による公示は、運賃及び料金並びに運送約款を、少なくとも当該航路の起点、寄港地及び終点の営業所に見やすいように掲示するとともに、対外旅客定期航路事業者（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする者を除く。以下この条において同じ。）のウェブサイトに掲載して行うものとする。ただし、対外旅客定期航路事業者が次のいずれかに該当する場合には、当該公示をウェブサイトへの掲載により行うことを要しない。

一　対外旅客定期航路事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

二　対外旅客定期航路事業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

２　対外旅客定期航路事業者は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、運賃及び料金並びに運送約款を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を当該航路に就航する船舶に備え付けて、要求により何人でも閲覧できるようにしておくものとする。

（承継）

第二十条の七　法第十九条の十二第一項の確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した対外旅客定期航路事業承継申請書を主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。

一　対外旅客定期航路事業の譲渡及び譲受（以下この条において「譲渡譲受」という。）　次に掲げる事項

イ　譲渡人及び譲受人の住所及び氏名

ロ　密接関係法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名

ハ　譲渡譲受をした対外旅客定期航路事業及び譲渡譲受価格

ニ　譲渡譲受の年月日

ホ　譲渡譲受を必要とした理由

（新設）

（新設）

（新設）

二　対外旅客定期航路事業の相続　次に掲げる事項
イ　住所及び氏名
ロ　被相続人の氏名及び被相続人との続柄
ハ　承継した対外旅客定期航路事業
ニ　申請者以外に相続人がある場合は、その者の住所及び氏名
ホ　相続に伴う当該対外旅客定期航路事業に属する財産に関する権利義務の変動
ヘ　申請者が当該対外旅客定期航路事業を相続した理由
三　対外旅客定期航路事業の合併（分割）　次に掲げる事項
イ　当事者の住所、名称及び代表者の氏名
ロ　合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により対外旅客定期航路事業を承継した法人の住所、名称及び代表者の氏名
ハ　密接関係法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名
ニ　合併（分割）の方法及び条件
ホ　合併（分割）の年月日
ヘ　合併（分割）を必要とした理由

2　前項の対外旅客定期航路事業承継申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。
一　対外旅客定期航路事業の譲渡譲受　次に掲げる書類
イ　譲渡譲受契約書の写し
ロ　譲渡譲受価格説明書
ハ　譲受人が法人である場合は、その定款及び登記事項証明書
ニ　譲受人が法第十九条の九第一項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
ホ　当該対外旅客定期航路事業の使用旅客船が譲渡人及び譲受人以外の者の所有に係るものである場合は、当該使用旅客船を譲受人が使用することに対する所有者の同意書
二　対外旅客定期航路事業の相続　次に掲げる書類
イ　戸籍謄本
ロ　申請者が法第十九条の九第一項各号（第三号及び第八号を除く。）のいずれにも該当しないことを誓約する書面
ハ　当該対外旅客定期航路事業を申請者が承継することに対する申請者以外の相続人の同意書
三　対外旅客定期航路事業の合併（分割）　次に掲げる書類
イ　合併（分割）契約書（新設分割の場合にあつては、分割計画書）の写し及び合併（分割）比率説明書
ロ　対外旅客定期航路事業を承継する法人が現に対外旅客定期航路事業を営んでいない場合には、定款及び登記事項証明書
ハ　合併（分割）に関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は合併（分割）に関する意思の決定を証するに足りる書類
ニ　申請者が法第十九条の九第一項各号（第一号、第六号及び第七号を除く。）のいずれにも該当しないことを誓約する書面

（事業の廃止の届出）

第二十条の八　法第十九条の十三第一項の規定により対外旅客定期航路事業の廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した対外旅客定期航路事業廃止届出書を主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。

一　住所及び氏名

二　廃止の届出に係る航路の名称

三　廃止の予定期日

（賃率表の設定除外）

第二十条の九　法第十九条の十六第一項において準用する法第十条の規定により賃率表を定めることを要しない貨物は、次のとおりとする。

一　石炭

二　コークス

三　鉱石

四　塩

五　砂糖

六　セメント

七　肥料

八　木材

九　穀類

十　生動物

十一　その他主としてばら積み又は満船積みを通例とする貨物

（旅客名簿の作成等）

第二十条の十　法第十九条の十六第一項において準用する法第十五条に規定する旅客名簿には、船名及び旅客に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　第十二条第一項各号（第四号を除く。）に掲げる事項

二　住所若しくは住民票に記載されている市区町村名又は国籍及び旅券番号

2　旅客名簿は、その航海が終了した日から一年間保存しなければならない。

（安全管理規程の内容）

第二十条の十一　対外旅客定期航路事業者の設定する安全管理規程に定めるべき内容は、次のとおりとする。

一　第七条の四各号（第三号イ及びロを除く。）に掲げる事項

二　事故、災害等の発生の状況に関する情報その他の輸送の安全に関わる情報を国土交通大臣、経営の責任者、安全統括管理者、運航管理者その他の関係者に確実に伝達し、及び共有する方法に関する事項

三　船舶の運航の管理に関する次に掲げる事項

イ　運航計画、配船計画及び配乗計画の作成、改訂及び臨時変更に関する事項

ロ　気象通報、旅客数その他の船舶の運航の管理のため必要な情報の収集及び伝達の方法に関する事項

ハ　運航を中止すべき気象及び海象の条件並びに輸送の安全に支障が生ずるおそれのある状況において事業の用に供する船舶の運航を中止する場合の対応に関する事項

ニ　航行経路、航海速力等航行の安全を確保するため必要な事項を記載した運航基準図の作成、船舶への備付け等に関する事項

（新設）

（新設）

（新設）

ホ　危険物その他の旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いに関する事項
ヘ　旅客の乗下船及び船舶の離着岸の際における安全性の確保のため必要な作業方法に関する事項
ト　従業者について、酒気帯びの有無及び疾病、疲労その他の理由により安全に業務を遂行することができないおそれの有無を確認する方法に関する事項
チ　船舶その他の輸送施設の点検及び整備を確実に実施する方法に関する事項
リ　輸送の安全に支障が生ずるおそれのある船舶その他の輸送施設を使用しない場合の対応に関する事項
ヌ　旅客等が遵守すべき事項の周知に関する事項
ル　保安管理体制の整備に関する事項

（安全統括管理者の要件）

第二十条の十一の二　対外旅客定期航路事業者の選任する安全統括管理者の要件は、次のいずれにも該当することとする。

一　対外旅客定期航路事業の安全に関する業務の経験の期間が通算して三年以上である者又は国土交通大臣がこれと同等以上の能力を有すると認めた者であること。

二　法第十条の三第七項（他の規定において準用する場合を含む。）の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこと。

（新設）

（運航管理者の要件）

第二十条の十一の三　対外旅客定期航路事業者の選任する運航管理者の要件は、次のいずれにも該当することとする。

一　次のいずれかに該当すること。

イ　船舶の運航の管理を行おうとする対外旅客定期航路事業に使用する船舶のうち最大のものと同等以上の総トン数を有する旅客運送船舶運航事業の用に供する船舶に船長として三年又は甲板部の職員として五年以上乗り組んだ経験を有する者であること。

ロ　船舶の運航の管理を行おうとする対外旅客定期航路事業と同等以上の規模の旅客運送船舶運航事業における船舶の運航の管理に関し三年以上の実務の経験を有する者であること。

ハ　対外旅客定期航路事業における船舶の運航の管理に関しイ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有すると国土交通大臣が認めた者であること。

二　十八歳以上であること。

三　法第十条の三第七項（他の規定において準用する場合を含む。）の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこと。

（新設）

（準用規定）

第二十条の十二　第七条の二、第七条の五、第七条の六、第十九条の二及び第十九条の二の二の規定は、対外旅客定期航路事業について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七条の五、第七条の六第一項及び第十九条の二の二第二項	所轄地方運輸局長	主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣

第十九条の二第一項第二号及び第十九条の二の二第三項	法第十七条	法第十九条の十四
第十九条の二第一項第二号	第十九条第二項	法第十九条の十六第一項において準用する法第十九条第二項
第十九条の二の二第三項	法第十九条第二項	法第十九条の十六第一項において準用する法第十九条第二項

（旅客名簿の写しの交付）

第二十条の十三　法第十九条の十七の規定による旅客名簿の写しの交付は、対外旅客定期航路事業の用に供する船舶の発航前までに行わなければならない。

第二節　貨物定期航路事業

第一款　貨客定期航路事業

第一目　内航貨客定期航路事業

（内航貨客定期航路事業の登録申請）

第二十一条　法第二十条第一項の規定により内航貨客定期航路事業の登録を受けようとする者（以下この条において「内航貨客定期航路事業登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した内航貨客定期航路事業登録申請書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一　住所及び氏名

二　内航貨客定期航路事業登録申請者が法人である場合は、その役員の氏名

三　航路の起点、寄港地、終点及びそれら相互間の距離（航路図をもつて明示すること。）

四　当該事業の用に供する船舶の名称、総トン数及び船舶番号又はこれに代わる番号

五　当該事業の用に供する係留施設の名称及び位置

六　密接関係法人（法第二十条第二項において準用する法第十九条の七第二項第五号に規定する密接関係法人をいう。）の名称及び住所並びにその代表者の氏名

七　使用船舶（予備船を含む。以下同じ。）の明細（第一号様式による。）

八　当該事業の用に供する水域施設（泊地等をいう。）、陸上施設（乗降施設等をいう。）その他の輸送施設（使用船舶を除く。）の名称及び位置

九　運航日程及び運航時刻

十　運航開始予定期日

十一　特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする内航貨客定期航路事業を営もうとする場合にあつては、運送の需要者の住所及び氏名並びに運送しようとする人の範囲

2　前項の内航貨客定期航路事業登録申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　内航貨客定期航路事業登録申請者が法第二十条第二項において準用する法第十九条の九第一項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二　内航貨客定期航路事業登録申請者が法人である場合は、その定款及び登記事項証明書

（新設）

（新設）

（新設）

（事業廃止の届出）

第二十一条　法第十九条の五第二項の規定により人の運送をする内航貨物定期航路事業の廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した人の運送をする内航貨物定期航路事業廃止届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一　住所及び氏名

二　廃止した航路

三　廃止の年月日

（事業の変更の届出）

第二十一条の二　前条第一項各号（第六号を除く。）の内航貨客定期航路事業登録申請書に記載した事項の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した内航貨客定期航路事業変更届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一　住所及び氏名

二　変更した事項（前条第一項各号（第六号を除く。）に規定する事項の新旧（変更に係る部分に限る。）を明示すること。）

三　変更した年月日

四　変更を必要とした理由

（事業の廃止の届出）

第二十一条の三　法第二十条第二項において準用する法第十九条の十三の規定により内航貨客定期航路事業の廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した内航貨客定期航路事業廃止届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一　住所及び氏名

二　廃止の届出に係る航路

三　廃止の予定期日

（賃率表の設定除外）

第二十一条の四　法第二十条第二項において準用する法第十条の規定により賃率表を定めることを要しない貨物は、次のとおりとする。

一　石炭

二　コークス

三　鉱石

四　塩

五　砂糖

六　セメント

七　肥料

八　ゴムくず

九　木材

（賃率表の公示の方法）

第二十一条の二　内航貨物定期航路事業を営む者が法第十九条の六（法第十九条の七において準用する場合を含む。）の規定により定めた賃率表は、少なくとも当該航路の起点、寄港地及び終点の営業所及び代理店に備え付けて、要求により何人でも閲覧できるようにしておくものとする。

（賃率表の設定除外）

第二十一条の三　法第十九条の六の規定により賃率表を定めることを要しない貨物は、内航貨物定期航路事業にあつては、次の通りとする。

一　石炭

二　コークス

三　鉱石

四　塩

五　砂糖

六　セメント

七　肥料

八　屑ゴム

九　木材

十　穀類

十一　銑鉄及び鋼材

十二　わら工品

十三　その他主としてばら積又は満船積を通例とする貨物

2　法第十九条の七において準用する法第十九条の六の規定により賃率表を定めることを要しない貨物は、対外旅客定期航路事業以外の旅客定期航路事業にあつては、次の通りとする。

一　前項第一号から第十号までに掲げる貨物（一口五トン以上の場合に限る。）

二　前項第十一号から第十三号までに掲げる貨物

三　生鮮魚かい、生鮮野菜、生鮮果実その他季節的に出回る貨物

（運賃及び料金等の公示の方法）

第二十一条の四　法第十九条の六の二の規定による公示は、運賃及び料金並びに第六条に規定する事項を記載した運送約款を、少なくとも当該航路の起点、寄港地及び終点の営業所及び発着所に見やすいように掲示するとともに、内航貨物定期航路事業者のウェブサイトに掲載して行うものとする。ただし、内航貨物定期航路事業者が次のいずれかに該当する場合には、当該公示をウェブサイトへの掲載により行うことを要しない。

一　内航貨物定期航路事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

二　内航貨物定期航路事業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

2　内航貨物定期航路事業者は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、運賃及び料金並びに第六条に規定する事項を記載した運送約款を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を当該航路に就航する船舶に備え付けて、要求により何人でも閲覧できるようにしておくものとする。

十　穀類
十一　銑鉄及び鋼材
十二　わら工品
十三　その他主としてばら積み又は満船積みを通例とする貨物

（準用規定）

第二十一条の五　第七条の二、第七条の四から第七条の六まで、第十九条の二、第十九条の二の二、第二十条の二から第二十条の四まで及び第二十条の七の規定は、内航貨客定期航路事業及び当該事業の登録について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七条の四の三第一号イ	旅客船	船舶
第七条の四の三第一号ロ	規模の旅客定期航路事業	規模の内航貨客定期航路事業
第七条の四の三第一号ハ	総トン数百トン未満の旅客船	船舶
	当該旅客船	当該船舶
第十九条の二第一項第二号及び第十九条の二の二第三項	法第十七条	法第二十条第二項において準用する法第十九条の十四
第十九条の二第一項第二号	第十九条第二項	法第二十条第二項において準用する法第十九条第二項
第十九条の二の二第三項	法第十九条第二項	法第二十条第二項において準用する法第十九条第二項
第二十条の三	対外旅客定期航路事業者登録簿	貨客定期航路事業者登録簿
第二十条の三第一項	第六号様式	第七号様式
第二十条の三第二項	国土交通大臣	所轄地方運輸局長
	国土交通省	地方運輸局、運輸監理部、運輸支局又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局
第二十条の七	対外旅客定期航路事業承継申請書	内航貨客定期航路事業承継申請書
第二十条の七第一項	主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣	所轄地方運輸局長

（準用規定）

第二十一条の五　第七条の二から第七条の四まで、第十九条の二及び第十九条の二の二の規定は、人の運送をする内航貨物定期航路事業について準用する。この場合において、第七条の二の三第一号イ中「旅客船」とあるのは「船舶」と、同号ロ中「規模の旅客定期航路事業」とあるのは「規模の人の運送をする内航貨物定期航路事業」と、同号ハ中「総トン数百トン未満の旅客船」とあるのは「船舶」と、「当該旅客船」とあるのは「当該船舶」と、第十九条の二第一項第二号中「法第十七条又は第十九条第二項」とあるのは「法第十九条の六の三第二項及び第三項において準用する法第十九条第二項」と、第十九条の二の二第三項中「法第十七条の規定による処分（輸送の安全に係るものに限る。）を受けたときは当該処分の内容並びに当該処分の事由となつた事項の是正のために講じた措置及び講じようとする措置の内容を、法第十九条第二項」とあるのは「法第十九条の六の三第二項及び第三項において準用する法第十九条第二項」と、「ときは当該命令」とあるのは「ときは、当該命令」と読み替えるものとする。

第二十条の七第二項第一号ホ	使用旅客船	使用船舶（予備船を含む。）

2　第二十条の六の規定は、内航貨客定期航路事業（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするものを除く。）について準用する。この場合において、同条中「営業所」とあるのは「営業所及び発着所」と、「運送約款」とあるのは「第六条各号に規定する事項を記載した運送約款」と読み替えるものとする。

第二目　外航貨客定期航路事業

（削る）

第二十一条の六　第七条の二、第七条の五、第七条の六、第十九条の二、第十九条の二の二、第二十条から第二十条の十一の三まで（第二十条の六及び第二十条の十を除く。）の規定は、外航貨客定期航路事業及び当該事業の登録について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七条の五、第七条の六第一項及び第十九条の二の二第二項	所轄地方運輸局長	主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣
第十九条の二第一項第二号及び第十九条の二の二第三項	法第十七条	法第二十条第二項において準用する法第十九条の十四
第十九条の二第一項第二号	第十九条第二項	法第二十条第二項において準用する法第十九条第二項
第十九条の二の二第三項	法第十九条第二項	法第二十条第二項において準用する法第十九条第二項
第二十条及び第二十条の五	対外旅客定期航路事業登録申請書	外航貨客定期航路事業登録申請書
第二十条第一項第七号及び第十号並びに第二十条の七第二項第一号ホ	使用旅客船	使用船舶（予備船を含む。）
第二十条の三	対外旅客定期航路事業者登録簿	貨客定期航路事業者登録簿
第二十条の三第一項	第六号様式	第七号様式

（新設）

第二十一条の六から第二十一条の十一まで　削除

（新設）

第二十条の五	対外旅客定期航路事業変更届出書	外航貨客定期航路事業変更届出書
第二十条の七	対外旅客定期航路事業承継申請書	外航貨客定期航路事業承継申請書
第二十条の八	対外旅客定期航路事業廃止届出書	外航貨客定期航路事業廃止届出書

2　第二十条の六の規定は、外航貨客定期航路事業（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするものを除く。）について準用する。

第二款　貨物専用定期航路事業

第一目　内航貨物専用定期航路事業

第二十一条の七　第七条の二及び第二十一条の四の規定は、内航貨物専用定期航路事業について準用する。　（新設）

第二目　外航貨物専用定期航路事業

（外航貨物専用定期航路事業の届出）

第二十一条の八　法第二十条の二第一項の規定により外航貨物専用定期航路事業の開始の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した外航貨物専用定期航路事業開始届出書を主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。　（新設）

一　住所及び氏名

二　航路の名称

三　運航開始予定期日

四　航路の起点、寄港地及び終点（航路図をもつて明示すること。）

五　使用船舶の明細（第十号様式による。）

六　運航回数（運航が特定の時季に限られているものにあつては、その運航の時季を含む。）

七　起点、寄港地及び終点における営業所及び代理店の名称及び所在地

（事業の変更の届出）

第二十一条の九　法第二十条の二第一項の規定により前条の外航貨物専用定期航路事業開始届出書に記載した事項の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した外航貨物専用定期航路事業変更届出書を主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。　（新設）

一　住所及び氏名

二　変更しようとする事項（前条各号に規定する事項の新旧（変更に係る部分に限る。）を明示すること。）

三　運航回数を一時的に変更する場合には、その実施の期間

四　変更の理由

（事業の廃止の届出）

第二十一条の十　法第二十条の二第二項の規定により外航貨物専用定期航路事業の廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した外航貨物専用定期航路事業廃止届出書を主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。　（新設）

一　住所及び氏名

二　廃止の届出に係る航路の名称

三　廃止の年月日

（準用規定）

第二十一条の十一　第七条の二及び第二十条の九の規定は、外航貨物専用定期航路事業について準用する。

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（新設）

第三款　外航定期航路事業

第二十一条の十二　削除

（事業開始の届出）

第二十一条の十三　法第十九条の四第二項の規定により対外旅客定期航路事業の開始の届出をしようとする者又は法第十九条の五第一項の規定により外航貨物定期航路事業の開始の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した外航定期航路事業開始届出書を主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。

一　住所及び氏名

二　対外旅客定期航路事業又は外航貨物定期航路事業の別及び人の運送の有無

三　当該航路の名称及び運航開始予定期日

四　事業計画

イ　航路の起点、寄港地及び終点（航路図をもつて明示すること。）

ロ　使用船舶の明細（第十号様式による。）

ハ　運航回数（運航が特定の時季に限られているものにあつては、その運航の時季を含む。）

ニ　起点、寄港地及び終点における営業所及び代理店の名称及び所在地

五　貨物運送約款

（事業変更の届出）

第二十一条の十四　法第十九条の四第二項又は第十九条の五第一項の規定により前条の外航定期航路事業開始届出書に記載した事項の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した外航定期航路事業変更届出書を主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。

一　住所及び氏名

二　変更しようとする事項（前条に規定する事項の新旧（変更に係る部分に限る。）を明示すること。）及びその実施の予定期日

三　運航回数を一時的に変更しようとする場合には、その実施の予定期間

四　変更の理由

（運賃及び料金等の公示の方法）

第二十一条の十五　第二十一条の四の規定は、法第十九条の四第三項及び第四項又は第十九条の六の二の規定による外航定期航路事業の運賃及び料金等の公示について準用する。この場合において、「営業所及び発着所」とあるのは「営業所」と、「第六条に規定する事項を記載した運送約款」とあるのは「運送約款」と読み替えるものとする。

（運送約款の届出）

第二十一条の十六　法第十九条の四第四項の規定により運送約款の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した運送約款届出書を主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。

一　住所及び氏名

二　当該航路の名称

三　運送約款

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（運送約款変更の届出）

第二十一条の十七　法第十九条の四第四項の規定により前条の運送約款届出書に記載した事項の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した運送約款変更届出書を主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。

一　住所及び氏名

二　当該航路の名称

三　変更しようとする事項及びその実施の予定期日

（旅客名簿の写しの交付）

第二十一条の十七の二　法第十九条の四第五項の規定による旅客名簿の写しの交付は、対外旅客定期航路事業の用に供する船舶の発航前までに行わなければならない。

（事業廃止の届出）

第二十一条の十八　法第十九条の四第六項の規定により対外旅客定期航路事業の廃止の届出をしようとする者又は法第十九条の五第二項の規定により外航貨物定期航路事業の廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した外航定期航路事業廃止届出書を主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。

一　住所及び氏名

二　対外旅客定期航路事業又は外航貨物定期航路事業の別及び人の運送の有無

三　当該航路の名称

四　廃止の年月日

（安全管理規程の内容）

第二十一条の十九　対外旅客定期航路事業又は人の運送をする外航貨物定期航路事業（以下この条から第二十一条の十九の三までにおいて「対外旅客定期航路事業等」という。）を営む者の設定する安全管理規程に定めるべき内容は、次のとおりとする。

一　輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する次に掲げる事項

イ　基本的な方針に関する事項

ロ　関係法令及び安全管理規程その他の輸送の安全の確保のための定めの遵守に関する事項

ハ　取組に関する事項

二　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する次に掲げる事項

イ　営業所の名称、所在場所及び連絡先その他の組織体制に関する事項

ロ　勤務体制に関する事項

ハ　経営の責任者が輸送の安全の確保に関し責任を有することその他の経営の責任者の責務に関する事項

ニ　安全統括管理者の権限及び責務に関する事項

ホ　運航管理者の権限及び責務に関する事項

三　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項

イ　事故、災害等の発生の状況に関する情報その他の輸送の安全に関わる情報を国土交通大臣、経営の責任者、安全統括管理者、運航管理者その他の関係者に確実に伝達し、及び共有する方法に関する事項

（削る）

（削る）

ロ　船舶の運航の管理に関する次に掲げる事項

(1)　運航計画、配船計画及び配乗計画の作成、改訂及び臨時変更に関する事項

(2)　気象通報、旅客数その他の船舶の運航の管理のため必要な情報の収集及び伝達の方法に関する事項

(3)　運航を中止すべき気象及び海象の条件並びに輸送の安全に支障が生ずるおそれのある状況において事業の用に供する船舶の運航を中止する場合の対応に関する事項

(4)　航行経路、航海速力等航行の安全を確保するため必要な事項を記載した運航基準図の作成、船舶への備付け等に関する事項

(5)　危険物その他の旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いに関する事項

(6)　旅客の乗下船及び船舶の離着岸の際における安全性の確保のため必要な作業方法に関する事項

(7)　従業者について、酒気帯びの有無及び疾病、疲労その他の理由により安全に業務を遂行することができないおそれの有無を確認する方法に関する事項

(8)　船舶その他の輸送施設の点検及び整備を確実に実施する方法に関する事項

(9)　輸送の安全に支障が生ずるおそれのある船舶その他の輸送施設を使用しない場合の対応に関する事項

(10)　旅客等が遵守すべき事項の周知に関する事項

(11)　保安管理体制の整備に関する事項

ハ　事故、災害等の防止対策の検討及び実施に関する事項

ニ　事故、災害等が発生した場合の対応に関する事項

ホ　内部監査その他の事業の実施及びその管理の状況の確認に関する事項

ヘ　従業者に対しその職務に関し必要な知識及び能力を習得させるための教育及び訓練の実施方法に関する事項

ト　輸送の安全に係る文書の整備及び管理に関する事項（輸送の安全に係る業務の実施について正確な記録を確保する方法に関する事項を含む。）

チ　事業の実施及びその管理の改善に関する事項

四　安全統括管理者の選任及び解任に関する事項

五　運航管理者の選任及び解任に関する事項

（安全統括管理者の要件）

第二十一条の十九の二　対外旅客定期航路事業等を営む者の選任する安全統括管理者の要件は、次のいずれにも該当することとする。

一　対外旅客定期航路事業等の安全に関する業務の経験の期間が通算して三年以上である者又は国土交通大臣がこれと同等以上の能力を有すると認めた者であること。

二　法第十条の三第七項（他の規定において準用する場合を含む。）の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこと。

（運航管理者の要件）

第二十一条の十九の三　対外旅客定期航路事業等を営む者の選任する運航管理者の要件は、次のいずれにも該当することとする。

一　次のいずれかに該当すること。

イ　船舶の運航の管理を行おうとする対外旅客定期航路事業等に使用する船舶のうち最大のものと同等以上の総トン数を有する人の運送をする船舶運航事業の用に供する船舶に船長として三年又は甲板部の職員として五年以上乗り組んだ経験を有する者であること。

（削る）

（削る）

ロ　船舶の運航の管理を行おうとする対外旅客定期航路事業等と同等以上の規模の事業における船舶の運航の管理に関し三年以上の実務の経験を有する者であること。

ハ　対外旅客定期航路事業等における船舶の運航の管理に関しイ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有すると国土交通大臣が認めた者であること。

二　十八歳以上であること。

三　法第十条の三第七項（他の規定において準用する場合を含む。）の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこと。

（安全管理規程の設定又は変更の届出）

第二十一条の二十　法第十条の三第一項（法第十九条の三第三項並びに第十九条の六の三第二項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定により安全管理規程の設定又は変更の届出をしようとする者（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行う定期航路事業を営む者に限る。）は、次に掲げる事項を記載した安全管理規程設定（変更）届出書を事業開始の日（変更届出の場合は、当該変更を実施する日）までに主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。

一　住所及び氏名

二　届出をしようとする安全管理規程（変更届出の場合は、新旧の安全管理規程（変更に係る部分に限る。）を明示すること。）

三　事業開始予定期日（変更届出の場合は、その実施の予定期日）

四　変更届出の場合は、変更を必要とする理由

（安全統括管理者及び運航管理者の選任等の届出）

第二十一条の二十一　法第十条の三第五項（法第十九条の三第三項並びに第十九条の六の三第二項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定により安全統括管理者又は運航管理者の選任又は解任の届出をしようとする者（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行う定期航路事業を営む者に限る。）は、当該選任又は解任の日から十五日以内に、次に掲げる事項を記載した安全統括管理者（運航管理者）選任（解任）届出書を主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。

一　住所及び氏名

二　選任し、又は解任した安全統括管理者又は運航管理者の氏名及び生年月日

三　選任し、又は解任した年月日

四　解任の届出の場合は、解任の理由

2　前項の安全統括管理者（運航管理者）選任届出書には、次の各号に掲げる届出書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

一　安全統括管理者選任届出書　選任された安全統括管理者が事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあること及び第二十一条の十九の二各号に掲げる要件を備えることを証する書類

二　運航管理者選任届出書　選任された運航管理者が第二十一条の十九の三各号に掲げる要件を備えることを証する書類

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（賃率表の設定除外）

第二十一条の二十二　法第十九条の六（法第十九条の七において準用する場合を含む。）の規定により賃率表を定めることを要しない貨物は、外航定期航路事業にあつては、次の通りとする。

一　石炭
二　コークス
三　鉱石
四　塩
五　砂糖
六　セメント
七　肥料
八　木材
九　穀類
十　生動物
十一　その他主としてばら積又は満船積を通例とする貨物

（準用規定）

第二十一条の二十三　第十九条の二及び第十九条の二の二の規定は、人の運送をする外航貨物定期航路事業について準用する。この場合において、第十九条の二第一項第二号中「法第十七条又は第十九条第二項」とあるのは「法第十九条の六の三第二項及び第三項において準用する法第十九条第二項」と、第十九条の二の二第二項中「所轄地方運輸局長」とあるのは「主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣」と、同条第三項中「法第十七条の規定による処分（輸送の安全に係るものに限る。）を受けたときは当該処分の内容並びに当該処分の事由となつた事項の是正のために講じた措置及び講じようとする措置の内容を、法第十九条第二項」とあるのは「法第十九条の六の三第二項及び第三項において準用する法第十九条第二項」と、「ときは当該命令」とあるのは「ときは、当該命令」と読み替えるものとする。

2　第二十一条の二の規定は、法第十九条の六（法第十九条の七において準用する場合を含む。）の規定による外航定期航路事業の賃率表の公示について準用する。

第三節　不定期航路事業

第一款　旅客不定期航路事業

第二款　内航不定期航路事業

（事業開始の届出）

第二十二条　法第二十条第二項の規定により人の運送をする内航不定期航路事業開始の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した人の運送をする内航不定期航路事業開始届出書を主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長に提出するものとする。

一　住所及び氏名
二　使用船舶の明細（第一号様式による。）その他開始しようとする事業の概要
三　事業開始の年月日
四　特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする内航不定期航路事業を営もうとする場合にあつては、運送の需要者の住所及び氏名並びに運送しようとする人の範囲

（安全管理規程の内容）

第二十二条の二　人の運送をする内航不定期航路事業（旅客不定期航路事業を除く。以下同じ。）を営む者の設定する安全管理規程に定めるべき内容は、次のとおりとする。

一　輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する次に掲げる事項
イ　基本的な方針に関する事項
ロ　関係法令及び安全管理規程その他の輸送の安全の確保のための定めの遵守に関する事項
ハ　取組に関する事項

二　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する次に掲げる事項
イ　営業所の名称、所在場所及び連絡先その他の組織体制に関する事項
ロ　勤務体制に関する事項
ハ　経営の責任者が輸送の安全の確保に関し責任を有することその他の経営の責任者の責務に関する事項
ニ　安全統括管理者の権限及び責務に関する事項
ホ　運航管理者の権限及び責務に関する事項
三　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項
イ　事故、災害等の発生の状況に関する情報その他の輸送の安全に関わる情報を所轄地方運輸局長、経営の責任者、安全統括管理者、運航管理者その他の関係者に確実に伝達し、及び共有する方法に関する事項
ロ　船舶の運航の管理に関する次に掲げる事項
(1)　運航計画、配船計画及び配乗計画の作成、改訂及び臨時変更に関する事項
(2)　気象通報、旅客数その他の船舶の運航の管理のため必要な情報の収集及び伝達の方法に関する事項
(3)　運航を中止すべき気象及び海象の条件並びに輸送の安全に支障が生ずるおそれのある状況において事業の用に供する船舶の運航を中止する場合の対応に関する事項
(4)　次に掲げる書類の作成、船舶への備付け等に関する事項
(i)　航路が一定のものにあつては、航行経路、航海速力等航行の安全を確保するため必要な事項を記載した運航基準図
(ii)　もつぱら一定の海域において人の運送を行うもの（(i)に掲げるものを除く。）にあつては、障害物等航行の安全を害するおそれのある事項を記載した海域図
(5)　危険物その他の旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いに関する事項
(6)　旅客の乗下船又は航送する自動車の積込み及び陸揚げ並びに船舶の離着岸の際における安全性の確保のため必要な作業方法に関する事項
(7)　従業者について、酒気帯びの有無及び疾病、疲労その他の理由により安全に業務を遂行することができないおそれの有無を確認する方法に関する事項
(8)　船舶その他の輸送施設の点検及び整備を確実に実施する方法に関する事項
(9)　輸送の安全に支障が生ずるおそれのある船舶その他の輸送施設を使用しない場合の対応に関する事項
(10)　旅客等が遵守すべき事項の周知に関する事項
ハ　事故、災害等の防止対策の検討及び実施に関する事項
ニ　事故、災害等が発生した場合の対応に関する事項
ホ　内部監査その他の事業の実施及びその管理の状況の確認に関する事項
ヘ　従業者に対しその職務に関し必要な知識及び能力を習得させるための教育及び訓練の実施方法に関する事項
ト　輸送の安全に係る文書の整備及び管理に関する事項（輸送の安全に係る業務の実施について正確な記録を確保する方法に関する事項を含む。）
チ　事業の実施及びその管理の改善に関する事項
四　安全統括管理者の選任及び解任に関する事項
五　運航管理者の選任及び解任に関する事項

（削る）

（削る）

（削る）

（安全統括管理者の要件）

第二十二条の二の二　人の運送をする内航不定期航路事業を営む者の選任する安全統括管理者の要件は、次のいずれにも該当することとする。

一　人の運送をする内航不定期航路事業の安全に関する業務の経験の期間が通算して三年以上である者又は地方運輸局長がこれと同等以上の能力を有すると認めた者であること。

二　法第十条の三第七項（他の規定において準用する場合を含む。）の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこと。

（運航管理者の要件）

第二十二条の二の三　人の運送をする内航不定期航路事業を営む者の選任する運航管理者の要件は、次のいずれにも該当することとする。

一　次のいずれかに該当すること。

イ　船舶の運航の管理を行おうとする内航不定期航路事業に使用する船舶のうち最大のものと同等以上の総トン数を有する船舶（旅客船を使用して人の運送をする内航不定期航路事業を営む場合にあつては、旅客船）に船長として三年又は甲板部の職員として五年以上乗り組んだ経験を有する者であること。

ロ　船舶の運航の管理を行おうとする内航不定期航路事業と同等以上の規模の人の運送をする内航不定期航路事業における船舶の運航の管理に関し三年以上の実務の経験を有する者であること。

ハ　船舶（旅客船を使用する場合にあつては、総トン数百トン未満のものに限る。）一隻のみを使用して内航不定期航路事業を営む者が選任する運航管理者にあつては、当該船舶に船舶職員及び小型船舶操縦者法の規定により船長として乗り組むことができる資格を有する者であること。

ニ　人の運送をする内航不定期航路事業における船舶の運航の管理に関しイからハまでに掲げる者と同等以上の能力を有すると地方運輸局長が認めた者であること。

二　十八歳以上であること。

三　法第十条の三第七項（他の規定において準用する場合を含む。）の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこと。

（事業変更の届出）

第二十二条の三　法第二十条第二項の規定により届出をした事項の変更の届出（内航不定期航路事業に係るものに限る。）をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した人の運送をする内航不定期航路事業変更届出書を主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長に提出するものとする。

一　住所及び氏名

二　変更しようとする事項（第二十二条に規定する事項の新旧（変更に係る部分に限る。）を明示すること。）

三　変更の予定期日

四　変更を必要とする理由

（削る）

（削る）

（削る）

（旅客不定期航路事業の許可申請）

第二十二条　（略）

２　前項の旅客不定期航路事業許可申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、同時に同一所轄地方運輸局長に二以上の旅客不定期航路事業について旅客不定期航路事業許可申請書を提出する場合には、第二号及び第三号の書類は、そのうち一の旅客不定期航路事業についての旅客不定期航路事業許可申請書に添付すれば足りるものとする。

一～三　（略）

四　法第二十一条第一項第二号に掲げる旅客不定期航路事業（第二十二条の三第二項において「第二号旅客不定期航路事業」という。）にあつては、安全人材確保計画

第二十二条の二　（略）

（事業廃止の届出）

第二十三条　法第二十条第三項の規定により人の運送をする内航不定期航路事業廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した人の運送をする内航不定期航路事業廃止届出書を主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長に提出するものとする。

一　住所及び氏名

二　廃止した事業の概要

三　事業廃止の年月日

（法第二十条の二第五項において準用する法第十五条ただし書の国土交通省令で定める場合）

第二十三条の二　法第二十条の二第五項において準用する法第十五条ただし書の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　当該船舶が平水区域のみを航行するとき。

二　当該船舶が本邦の各港間を航行し、かつ、平水区域を超えて沿海区域のみを航行するとき（当該船舶の航行の安全を確保できるものとして国土交通大臣が告示で定める場合に限る。）。

（準用規定）

第二十三条の三　第七条の三、第七条の四、第十九条の二、第十九条の二の二及び第二十一条の四の規定は、人の運送をする内航不定期航路事業について準用する。この場合において、第七条の三、第七条の四及び第十九条の二の二第二項中「所轄地方運輸局長」とあるのは「主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長」と、第十九条の二第一項第二号中「法第十七条又は第十九条第二項」とあるのは「法第二十条の二第二項及び第三項において準用する法第十九条第二項」と、第十九条の二の二第三項中「法第十七条の規定による処分（輸送の安全に係るものに限る。）を受けたときは当該処分の内容並びに当該処分の事由となつた事項の是正のために講じた措置及び講じようとする措置の内容を、法第十九条第二項」とあるのは「法第二十条の二第二項及び第三項において準用する法第十九条第二項」と、「ときは当該命令」とあるのは「ときは、当該命令」と読み替えるものとする。

２　第十二条（第一項第四号ロを除く。）の規定は、人の運送をする内航不定期航路事業（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするもの以外のものに限る。）を営む者が作成する旅客名簿について準用する。この場合において、同号イ中「ロ及びハ」とあるのは、「ハ」と読み替えるものとする。

（旅客不定期航路事業の許可申請）

第二十三条の四　（略）

２　前項の旅客不定期航路事業許可申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、同時に同一所轄地方運輸局長に二以上の旅客不定期航路事業について旅客不定期航路事業許可申請書を提出する場合には、第二号及び第三号の書類は、そのうち一の旅客不定期航路事業についての旅客不定期航路事業許可申請書に添付すれば足りるものとする。

一～三　（略）

四　法第二十一条第一項第二号に掲げる旅客不定期航路事業（第二十三条の四の三第二項において「第二号旅客不定期航路事業」という。）にあつては、安全人材確保計画

第二十三条の四の二　（略）

（許可の更新）

第二十二条の三　第二号許可更新申請者は、第二十二条第一項各号に掲げる事項を記載した第二号許可更新申請書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

2　（略）

第二十二条の四・第二十二条の五　（略）

（準用規定）

第二十二条の六　第二条の二、第二条の三、第四条、第五条から第七条まで、第七条の四から第八条まで、第十二条、第十六条、第十七条及び第十九条から第十九条の二の二までの規定は、法第二十一条第一項の許可及び旅客不定期航路事業について準用する。この場合において、第十六条中「一般旅客定期航路事業譲渡譲受認可申請書」とあるのは「旅客不定期航路事業譲渡譲受認可申請書」と、第十九条中「相続人一般旅客定期航路事業継続認可申請書」とあるのは「相続人旅客不定期航路事業継続認可申請書」と読み替えるものとする。

第二十二条の七　（略）

第二款　一般不定期航路事業

第一目　内航一般不定期航路事業

（内航一般不定期航路事業の登録申請）

第二十三条　法第二十二条第一項の規定により内航一般不定期航路事業の登録を受けようとする者（以下この条において「内航一般不定期航路事業登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した内航一般不定期航路事業登録申請書を主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長に提出するものとする。

一　住所及び氏名

二　内航一般不定期航路事業登録申請者が法人である場合は、その役員の氏名

三　航路の起点、寄港地及び終点（航路図をもつて明示すること。）又は航行する水域（水域図をもつて明示すること。）

四　当該事業の用に供する船舶の名称、総トン数及び船舶番号又はこれに代わる番号

五　当該事業の用に供する係留施設の名称及び位置

六　密接関係法人（法第二十二条第二項において準用する法第十九条の七第二項第五号に規定する密接関係法人をいう。）の名称及び住所並びにその代表者の氏名

七　使用船舶の明細（第一号様式による。）その他開始しようとする事業の概要

八　当該事業の用に供する水域施設（泊地等をいう。）、陸上施設（乗降施設等をいう。）その他の輸送施設（使用船舶を除く。）の名称及び位置

九　事業開始の年月日

十　特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする内航一般不定期航路事業を営もうとする場合にあつては、運送の需要者の住所及び氏名並びに運送しようとする人の範囲

2　前項の内航一般不定期航路事業登録申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　内航一般不定期航路事業登録申請者が法第二十二条第二項において準用する法第十九条の九第一項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二　内航一般不定期航路事業登録申請者が法人である場合は、その定款及び登記事項証明書

（許可の更新）

第二十三条の四の三　第二号許可更新申請者は、第二十三条の四第一項各号に掲げる事項を記載した第二号許可更新申請書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

2　（略）

第二十三条の四の四・第二十三条の四の五　（略）

（準用規定）

第二十三条の五　第二条の二、第二条の三、第四条、第五条から第八条まで、第十二条（第一項第四号ロを除く。）、第十六条、第十七条及び第十九条から第十九条の二の二までの規定は、法第二十一条第一項の許可、旅客不定期航路事業及び旅客不定期航路事業者が作成する旅客名簿について準用する。この場合において、同号イ中「ロ及びハ」とあるのは「ハ」と、第十六条中「一般旅客定期航路事業譲渡譲受認可申請書」とあるのは「旅客不定期航路事業譲渡譲受認可申請書」と、第十九条中「相続人一般旅客定期航路事業継続認可申請書」とあるのは「相続人旅客不定期航路事業継続認可申請書」と読み替えるものとする。

第二十三条の六　（略）

第二款　外航不定期航路事業

（新設）

（新設）

（事業の変更の届出）

第二十三条の二　前条第一項各号（第六号を除く。）の内航一般不定期航路事業登録申請書に記載した事項の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した内航一般不定期航路事業変更届出書を主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長に提出するものとする。

一　住所及び氏名

二　変更した事項（前条第一項各号（第六号を除く。）に規定する事項の新旧（変更に係る部分に限る。）を明示すること。）

三　変更した年月日

四　変更を必要とした理由

（事業の廃止の届出）

第二十三条の三　法第二十二条第二項において準用する法第十九条の十三第一項の規定により内航一般不定期航路事業の廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した内航一般不定期航路事業廃止届出書を主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長に提出するものとする。

一　住所及び氏名

二　廃止の届出に係る事業の概要

三　廃止の予定期日

（安全管理規程の内容）

第二十三条の四　内航一般不定期航路事業を営む者の設定する安全管理規程に定めるべき内容は、次のとおりとする。

一　第七条の四各号（第三号イ及びロを除く。）に掲げる事項

二　事故、災害等の発生の状況に関する情報その他の輸送の安全に関わる情報を主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長、経営の責任者、安全統括管理者、運航管理者その他の関係者に確実に伝達し、及び共有する方法に関する事項

三　船舶の運航の管理に関する次に掲げる事項

イ　運航計画、配船計画及び配乗計画の作成、改訂及び臨時変更に関する事項

ロ　気象通報、旅客数その他の船舶の運航の管理のため必要な情報の収集及び伝達の方法に関する事項

ハ　運航を中止すべき気象及び海象の条件並びに輸送の安全に支障が生ずるおそれのある状況において事業の用に供する船舶の運航を中止する場合の対応に関する事項

ニ　次に掲げる書類の作成、船舶への備付け等に関する事項

(1)　航路が一定のものにあつては、航行経路、航海速力等航行の安全を確保するため必要な事項を記載した運航基準図

(2)　専ら一定の海域において人の運送を行うもの（(1)に掲げるものを除く。）にあつては、障害物等航行の安全を害するおそれのある事項を記載した海域図

ホ　危険物その他の旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いに関する事項

ヘ　旅客の乗下船又は航送する自動車の積込み及び陸揚げ並びに船舶の離着岸の際における安全性の確保のため必要な作業方法に関する事項

ト　従業者について、酒気帯びの有無及び疾病、疲労その他の理由により安全に業務を遂行することができないおそれの有無を確認する方法に関する事項

（新設）

（新設）

（新設）

チ　船舶その他の輸送施設の点検及び整備を確実に実施する方法に関する事項
リ　輸送の安全に支障が生ずるおそれのある船舶その他の輸送施設を使用しない場合の対応に関する事項
ヌ　旅客等が遵守すべき事項の周知に関する事項
（安全統括管理者の要件）
第二十三条の四の二　内航一般不定期航路事業を営む者の選任する安全統括管理者の要件は、次のいずれにも該当することとする。（新設）
一　内航一般不定期航路事業の安全に関する業務の経験の期間が通算して三年以上である者又は地方運輸局長がこれと同等以上の能力を有すると認めた者であること。
二　法第十条の三第七項（他の規定において準用する場合を含む。）の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこと。
（運航管理者の要件）
第二十三条の四の三　内航一般不定期航路事業を営む者の選任する運航管理者の要件は、次のいずれにも該当することとする。（新設）
一　次のいずれかに該当すること。
イ　船舶の運航の管理を行おうとする内航一般不定期航路事業に使用する船舶のうち最大のものと同等以上の総トン数を有する船舶（旅客船を使用して内航一般不定期航路事業を営む場合にあつては、旅客船）に船長として三年又は甲板部の職員として五年以上乗り組んだ経験を有する者であること。
ロ　船舶の運航の管理を行おうとする内航一般不定期航路事業と同等以上の規模の内航一般不定期航路事業における船舶の運航の管理に関し三年以上の実務の経験を有する者であること。
ハ　船舶（旅客船を使用する場合にあつては、総トン数百トン未満のものに限る。）一隻のみを使用して内航一般不定期航路事業を営む者が選任する運航管理者にあつては、当該船舶に船舶職員及び小型船舶操縦者法の規定により船長として乗り組むことができる資格を有する者であること。
ニ　内航一般不定期航路事業における船舶の運航の管理に関しイからハまでに掲げる者と同等以上の能力を有すると地方運輸局長が認めた者であること。
二　十八歳以上であること。
三　法第十条の三第七項（他の規定において準用する場合を含む。）の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこと。
（法第二十二条第五項において準用する法第十五条ただし書の国土交通省令で定める場合）
第二十三条の五　法第二十二条第五項において準用する法第十五条ただし書の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。（新設）
一　当該船舶が平水区域のみを航行するとき。
二　当該船舶が本邦の各港間を航行し、かつ、平水区域を超えて沿海区域のみを航行するとき（当該船舶の航行の安全を確保できるものとして国土交通大臣が告示で定める場合に限る。）。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

（準用規定）

第二十三条の六　第七条の五、第七条の六、第十九条の二、第十九条の二の二、第二十条の二から第二十条の四まで及び第二十条の七の規定は、内航一般不定期航路事業及び当該事業の登録について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七条の五、第七条の六第一項及び第十九条の二の二第二項	所轄地方運輸局長	主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長
第十九条の二第一項第二号及び第十九条の二の二第三項	法第十七条	法第二十二条第二項において準用する法第十九条の十四
第十九条の二第一項第二号	第十九条第二項	法第二十二条第二項において準用する法第十九条第二項
第十九条の二の二第三項	法第十九条第二項	法第二十二条第二項において準用する法第十九条第二項
第二十条の三第一項	第六号様式	第八号様式
第二十条の三第二項	国土交通大臣	主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長
	国土交通省	地方運輸局、運輸監理部、運輸支局又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局
第二十条の七	対外旅客定期航路事業承継申請書	内航一般不定期航路事業承継申請書
第二十条の七第一項	主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣	主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長
第二十条の七第二項第一号ホ	使用旅客船	使用船舶（予備船を含む。）

（新設）

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

2　第十二条及び第二十条の六の規定は、内航一般不定期航路事業（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするものを除く。）について準用する。この場合において、同条中「営業所」とあるのは「営業所及び発着所」と、「運送約款」とあるのは「第六条各号に規定する事項を記載した運送約款」と読み替えるものとする。

第二目　外航一般不定期航路事業

（外航一般不定期航路事業の登録申請）

第二十三条の七　法第二十二条第一項の規定により外航一般不定期航路事業の登録を受けようとする者（以下この条において「外航一般不定期航路事業登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した外航一般不定期航路事業登録申請書を主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。

一　住所及び氏名

二　外航一般不定期航路事業登録申請者が法人である場合は、その役員の氏名

三　航路の起点、寄港地及び終点（航路図をもつて明示すること。）又は航行する水域（水域図をもつて明示すること。）

四　当該事業の用に供する船舶の名称、総トン数及び船舶番号又はこれに代わる番号

五　当該事業の用に供する係留施設の名称及び位置

六　密接関係法人（法第二十二条第二項において準用する法第十九条の七第二項第五号に規定する密接関係法人をいう。）の名称及び住所並びにその代表者の氏名

七　使用船舶の明細（第十号様式による。）その他開始しようとする事業の概要

八　当該事業の用に供する水域施設（泊地等をいう。）、陸上施設（乗降施設等をいう。）その他の輸送施設（使用船舶を除く。）の名称及び位置

九　事業開始の年月日

十　特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする外航一般不定期航路事業を営もうとする場合にあつては、運送の需要者の住所及び氏名並びに運送しようとする人の範囲

2　前項の外航一般不定期航路事業登録申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　外航一般不定期航路事業登録申請者が法第二十二条第二項において準用する法第十九条の九第一項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二　外航一般不定期航路事業登録申請者が法人である場合は、その定款及び登記事項証明書

（事業の変更の届出）

第二十三条の八　前条第一項各号（第六号を除く。）の外航一般不定期航路事業登録申請書に記載した事項の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した外航一般不定期航路事業変更届出書を主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。

一　住所及び氏名

二　変更した事項（前条第一項各号（第六号を除く。）に規定する事項の新旧（変更に係る部分に限る。）を明示すること。）

三　変更した年月日

（新設）

（事業開始の届出）

第二十三条の七　法第二十条第一項の規定により外航不定期航路事業の開始の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した外航不定期航路事業開始届出書を主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。

一　住所及び氏名

二　開始した事業の概要

三　事業開始の年月日

2　法第二十条第二項の規定により人の運送をする外航不定期航路事業の開始の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した人の運送をする外航不定期航路事業開始届出書を主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。

一　住所及び氏名

二　使用船舶の明細（第十号様式による。）その他開始しようとする事業の概要

三　事業開始の年月日

（事業変更の届出）

第二十三条の八　法第二十条第一項の規定により届出をした事項の変更の届出（外航不定期航路事業に係るものに限る。）をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した外航不定期航路事業変更届出書を主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。

一　住所及び氏名

二　変更した事項（前条第一項に規定する事項の新旧（変更に係る部分に限る。）を明示すること。）

三　変更した年月日

四　変更を必要とした理由

（安全管理規程の内容）

第二十三条の九　外航一般不定期航路事業を営む者の設定する安全管理規程に定めるべき内容は、次のとおりとする。

一　第七条の四各号（第三号イからニまでを除く。）に掲げる事項

二　事故、災害等の発生の状況に関する情報その他の輸送の安全に関わる情報を国土交通大臣、経営の責任者、安全統括管理者、運航管理者その他の関係者に確実に伝達し、及び共有する方法に関する事項

三　船舶の運航の管理に関する次に掲げる事項

イ　運航計画、配船計画及び配乗計画の作成、改訂及び臨時変更に関する事項

ロ　気象通報、旅客数その他の船舶の運航の管理のため必要な情報の収集及び伝達の方法に関する事項

ハ　運航を中止すべき気象及び海象の条件並びに輸送の安全に支障が生ずるおそれのある状況において事業の用に供する船舶の運航を中止する場合の対応に関する事項

ニ　次に掲げる書類の作成、船舶への備付け等に関する事項

(1)　航路が一定のものにあつては、航行経路、航海速力等航行の安全を確保するため必要な事項を記載した運航基準図

(2)　専ら一定の海域において人の運送を行うもの（(1)に掲げるものを除く。）にあつては、障害物等航行の安全を害するおそれのある事項を記載した海域図

ホ　危険物その他の旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いに関する事項

ヘ　旅客の乗下船及び船舶の離着岸の際における安全性の確保のため必要な作業方法に関する事項

ト　従業者について、酒気帯びの有無及び疾病、疲労その他の理由により安全に業務を遂行することができないおそれの有無を確認する方法に関する事項

チ　船舶その他の輸送施設の点検及び整備を確実に実施する方法に関する事項

リ　輸送の安全に支障が生ずるおそれのある船舶その他の輸送施設を使用しない場合の対応に関する事項

ヌ　旅客等が遵守すべき事項の周知に関する事項

ル　保安管理体制の整備に関する事項

2　法第二十条第二項の規定により届出をした事項の変更の届出（外航不定期航路事業に係るものに限る。）をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した人の運送をする外航不定期航路事業変更届出書を主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。

一　住所及び氏名

二　変更しようとする事項（前条第二項に規定する事項の新旧（変更に係る部分に限る。）を明示すること。）

三　変更の予定期日

四　変更を必要とする理由

（事業廃止の届出）

第二十三条の九　法第二十条第三項の規定により外航不定期航路事業廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した外航不定期航路事業廃止届出書を主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。

一　住所及び氏名

二　廃止した事業の概要

三　事業廃止の年月日

四　事故、災害等の防止対策（感染症が発生した場合に当該感染症がまん延するおそれが特に大きいものとして国土交通大臣が定める事業を営む者にあつては、感染症の発生及びまん延の防止対策を含む。）の検討及び実施に関する事項

五　事故、災害等が発生した場合（前号に規定する者にあつては、感染症が発生し、又は発生したおそれがある場合を含む。）の対応に関する事項

（安全統括管理者の要件）

第二十三条の九の二　外航一般不定期航路事業を営む者の選任する安全統括管理者の要件は、次のいずれにも該当することとする。

一　外航一般不定期航路事業の安全に関する業務の経験の期間が通算して三年以上である者又は国土交通大臣がこれと同等以上の能力を有すると認めた者であること。

二　法第十条の三第七項（他の規定において準用する場合を含む。）の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこと。

（運航管理者の要件）

第二十三条の九の三　外航一般不定期航路事業を営む者の選任する運航管理者の要件は、次のいずれにも該当することとする。

一　次のいずれかに該当すること。

イ　船舶の運航の管理を行おうとする外航一般不定期航路事業に使用する船舶のうち最大のものと同等以上の総トン数を有する旅客運送船舶運航事業の用に供する船舶に船長として三年又は甲板部の職員として五年以上乗り組んだ経験を有する者であること。

ロ　船舶の運航の管理を行おうとする外航一般不定期航路事業と同等以上の規模の旅客運送船舶運航事業における船舶の運航の管理に関し三年以上の実務の経験を有する者であること。

ハ　外航一般不定期航路事業における船舶の運航の管理に関しイ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有すると国土交通大臣が認めた者であること。

二　十八歳以上であること。

三　法第十条の三第七項（他の規定において準用する場合を含む。）の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこと。

（準用規定）

第二十三条の十　第七条の五、第七条の六、第十九条の二、第十九条の二の二、第二十条の二から第二十条の四まで、第二十条の七及び第二十三条の三の規定は、外航一般不定期航路事業及び当該事業の登録について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七条の五、第七条の六第一項及び第十九条の二の二第二項	所轄地方運輸局長	主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣

（新設）

（新設）

（準用規定）

第二十三条の十　第二十一条の四の規定は、法第二十条の二第二項において準用する法第十九条の六の二の規定による外航不定期航路事業の運賃及び料金等の公示について準用する。この場合において、「営業所及び発着所」とあるのは「営業所」と、「第六条に規定する事項を記載した運送約款」とあるのは「運送約款」と読み替えるものとする。

第十九条の二第一項第二号及び第十九条の二の二第三項	法第十七条	法第二十二条第二項において準用する法第十九条の十四
第十九条の二第一項第二号	第十九条第二項	法第二十二条第二項において準用する法第十九条第二項
第十九条の二の二第三項	法第十九条第二項	法第二十二条第二項において準用する法第十九条第二項
第二十条の三	対外旅客定期航路事業者登録簿	一般不定期航路事業者登録簿
第二十条の三第一項	第六号様式	第八号様式
第二十条の七	対外旅客定期航路事業承継申請書	外航一般不定期航路事業承継申請書
第二十条の七第二項第一号ホ	使用旅客船	使用船舶（予備船を含む。）
第二十三条の三	内航一般不定期航路事業廃止届出書	外航一般不定期航路事業廃止届出書
	主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長	主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣

2　第二十条の六の規定は、外航一般不定期航路事業（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするものを除く。）について準用する。

3　第二十条の十及び第二十条の十三の規定は、外航一般不定期航路事業（旅客船を就航させて行うものに限る。）について準用する。

4　第二十条の十の規定は、外航一般不定期航路事業（旅客船以外の船舶を就航させて行うものに限る。）について準用する。

第三款　外航貨物専用不定期航路事業

（外航貨物専用不定期航路事業の届出）

第二十三条の十一　法第二十三条第一項の規定により外航貨物専用不定期航路事業の開始の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した外航貨物専用不定期航路事業開始届出書を主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。

一　住所及び氏名

二　開始した事業の概要

三　事業開始の年月日

（新設）

（安全管理規程の内容）

第二十三条の十一　人の運送をする外航不定期航路事業を営む者の設定する安全管理規程に定めるべき内容は、次のとおりとする。

一　輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する次に掲げる事項

イ　基本的な方針に関する事項

ロ　関係法令及び安全管理規程その他の輸送の安全の確保のための定めの遵守に関する事項

ハ　取組に関する事項

二　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する次に掲げる事項

イ　営業所の名称、所在場所及び連絡先その他の組織体制に関する事項

ロ　勤務体制に関する事項

ハ　経営の責任者が輸送の安全の確保に関し責任を有することその他の経営の責任者の責務に関する事項
ニ　安全統括管理者の権限及び責務に関する事項
ホ　運航管理者の権限及び責務に関する事項
三　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項
イ　事故、災害等の発生の状況に関する情報その他の輸送の安全に関わる情報を国土交通大臣、経営の責任者、安全統括管理者、運航管理者その他の関係者に確実に伝達し、及び共有する方法に関する事項
ロ　船舶の運航の管理に関する次に掲げる事項
(1)　運航計画、配船計画及び配乗計画の作成、改訂及び臨時変更に関する事項
(2)　気象通報、旅客数その他の船舶の運航の管理のため必要な情報の収集及び伝達の方法に関する事項
(3)　運航を中止すべき気象及び海象の条件並びに輸送の安全に支障が生ずるおそれのある状況において事業の用に供する船舶の運航を中止する場合の対応に関する事項
(4)　次に掲げる書類の作成、船舶への備付け等に関する事項
(i)　航路が一定のものにあつては、航行経路、航海速力等航行の安全を確保するため必要な事項を記載した運航基準図
(ii)　もつぱら一定の海域において人の運送を行うもの（(i)に掲げるものを除く。）にあつては、障害物等航行の安全を害するおそれのある事項を記載した海域図
(5)　危険物その他の旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いに関する事項
(6)　旅客の乗下船及び船舶の離着岸の際における安全性の確保のため必要な作業方法に関する事項
(7)　従業者について、酒気帯びの有無及び疾病、疲労その他の理由により安全に業務を遂行することができないおそれの有無を確認する方法に関する事項
(8)　船舶その他の輸送施設の点検及び整備を確実に実施する方法に関する事項
(9)　輸送の安全に支障が生ずるおそれのある船舶その他の輸送施設を使用しない場合の対応に関する事項
(10)　旅客等が遵守すべき事項の周知に関する事項
(11)　保安管理体制の整備に関する事項
ハ　事故、災害等の防止対策（感染症が発生した場合に当該感染症がまん延するおそれが特に大きいものとして国土交通大臣が定める事業を営む者にあつては、感染症の発生及びまん延の防止対策を含む。）の検討及び実施に関する事項
ニ　事故、災害等が発生した場合（ハに規定する者にあつては、感染症が発生し、又は発生したおそれがある場合を含む。）の対応に関する事項

ホ　内部監査その他の事業の実施及びその管理の状況の確認に関する事項
ヘ　従業者に対しその職務に関し必要な知識及び能力を習得させるための教育及び訓練の実施方法に関する事項
ト　輸送の安全に係る文書の整備及び管理に関する事項（輸送の安全に係る業務の実施について正確な記録を確保する方法に関する事項を含む。）
チ　事業の実施及びその管理の改善に関する事項
四　安全統括管理者の選任及び解任に関する事項
五　運航管理者の選任及び解任に関する事項

（安全統括管理者の要件）

第二十三条の十一の二　人の運送をする外航不定期航路事業を営む者の選任する安全統括管理者の要件は、次のいずれにも該当することとする。

一　人の運送をする外航不定期航路事業の安全に関する業務の経験の期間が通算して三年以上である者又は国土交通大臣がこれと同等以上の能力を有すると認めた者であること。
二　法第十条の三第七項（他の規定において準用する場合を含む。）の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこと。

（運航管理者の要件）

第二十三条の十一の三　人の運送をする外航不定期航路事業を営む者の選任する運航管理者の要件は、次のいずれにも該当することとする。

一　次のいずれかに該当すること。
イ　船舶の運航の管理を行おうとする外航不定期航路事業に使用する船舶のうち最大のものと同等以上の総トン数を有する人の運送をする船舶運航事業の用に供する船舶に船長として三年又は甲板部の職員として五年以上乗り組んだ経験を有する者であること。
ロ　船舶の運航の管理を行おうとする外航不定期航路事業と同等以上の規模の事業における船舶の運航の管理に関し三年以上の実務の経験を有する者であること。
ハ　外航不定期航路事業における船舶の運航の管理に関しイ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有すると国土交通大臣が認めた者であること。
二　十八歳以上であること。
三　法第十条の三第七項（他の規定において準用する場合を含む。）の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこと。

（安全管理規程の設定又は変更の届出）

第二十三条の十二　法第二十条の二第二項及び第三項において準用する法第十条の三第一項の規定により安全管理規程の設定又は変更の届出をしようとする者（人の運送をする外航不定期航路事業を営む者に限る。）は、次に掲げる事項を記載した安全管理規程設定（変更）届出書を事業開始の日（変更届出の場合は、当該変更を実施する日）までに主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。

一　住所及び氏名
二　届出をしようとする安全管理規程（変更届出の場合は、新旧の安全管理規程（変更に係る部分に限る。）を明示すること。）
三　事業開始予定期日（変更届出の場合は、その実施の予定期日）
四　変更届出の場合は、変更を必要とする理由

（削る）

（削る）

（事業の変更の届出）

第二十三条の十二　法第二十三条第一項の規定により前条の外航貨物専用不定期航路事業開始届出書に記載した事項の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した外航貨物専用不定期航路事業変更届出書を主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。

一　住所及び氏名
二　変更した事項（前条各号に規定する事項の新旧（変更に係る部分に限る。）を明示すること。）
三　変更した年月日

（事業の廃止の届出）

第二十三条の十三　法第二十三条第二項の規定により外航貨物専用不定期航路事業の廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した外航貨物専用不定期航路事業廃止届出書を主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。

一　住所及び氏名

二　廃止した事業の概要

三　廃止の年月日

（削る）

第四節　旅客の安全を害するおそれのある行為

（削る）

第二十三条の十四　法第二十三条の二の国土交通省令で定める行為は、次のとおりとする。

一～四　（略）

（安全統括管理者及び運航管理者の選任等の届出）

第二十三条の十三　法第二十条の二第二項及び第三項において準用する法第十条の三第五項の規定により安全統括管理者又は運航管理者の選任又は解任の届出をしようとする者（人の運送をする外航不定期航路事業を営む者に限る。）は、当該選任又は解任の日から十五日以内に、次に掲げる事項を記載した安全統括管理者（運航管理者）選任（解任）届出書を主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。

一　住所及び氏名

二　選任し、又は解任した安全統括管理者又は運航管理者の氏名及び生年月日

三　選任し、又は解任した年月日

四　解任の届出の場合は、解任の理由

2　前項の安全統括管理者（運航管理者）選任届出書には、次の各号に掲げる届出書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

一　安全統括管理者選任届出書　選任された安全統括管理者が事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあること及び第二十三条の十一の二各号に掲げる要件を備えることを証する書類

二　運航管理者選任届出書　選任された運航管理者が第二十三条の十一の三各号に掲げる要件を備えることを証する書類

（準用規定）

第二十三条の十三の二　第十九条の二及び第十九条の二の二の規定は、人の運送をする外航不定期航路事業について準用する。この場合において、第十九条の二第一項第二号中「法第十七条又は第十九条第二項」とあるのは「法第二十条の二第二項及び第三項において準用する法第十九条第二項」と、第十九条の二の二第二項中「所轄地方運輸局長」とあるのは「主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣」と、同条第三項中「法第十七条の規定による処分（輸送の安全に係るものに限る。）を受けたときは当該処分の内容並びに当該処分の事由となつた事項の是正のために講じた措置及び講じようとする措置の内容を、法第十九条第二項」とあるのは「法第二十条の二第二項及び第三項において準用する法第十九条第二項」と、「ときは当該命令」とあるのは「ときは、当該命令」と読み替えるものとする。

2　第十二条及び第二十一条の十七の二の規定は、人の運送をする外航不定期航路事業（旅客船を就航させて行うものに限る。）について準用する。

3　第十二条の規定は、人の運送をする外航不定期航路事業（旅客船以外の船舶を就航させて行うものに限る。）について準用する。

第二節の二　旅客の安全を害するおそれのある行為

（旅客の安全を害するおそれのある行為）

第二十三条の十四　法第二十三条の二の国土交通省令で定める行為は、次のとおりとする。

一～四　（略）

五　みだりにタラップ、遮断機その他旅客又は自動車の乗下船又は転落防止のための設備を操作し、又は移動すること。

六・七　（略）

八　石、ガラス瓶、金属片その他船舶又は船舶上の人若しくは積載物を損傷するおそれのある物件を船舶に向かつて投げ、又は発射すること。

第五節　報告

（運航実績臨時報告書）

第二十三条の十五　一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業、内航貨客定期航路事業又は旅客不定期航路事業を営む者は、国土交通大臣又は所轄地方運輸局長が当該一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業、内航貨客定期航路事業又は旅客不定期航路事業に係る航路における運航の実績についてその区間及び期間を指定して報告を求めたときは、遅滞なく、運航実績臨時報告書（第四号様式による。）一通を当該報告を求めた者に提出するものとする。

2　前項の規定は、内航一般不定期航路事業について準用する。この場合において、「所轄地方運輸局長」とあるのは「主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長」と読み替えるものとする。

3　対外旅客定期航路事業、外航貨客定期航路事業又は外航一般不定期航路事業を営む者は、国土交通大臣又は主たる事務所若しくは営業所の所在地を管轄する地方運輸局長が当該対外旅客定期航路事業、外航貨客定期航路事業又は外航一般不定期航路事業に係る航路における運航の実績についてその区間及び期間を指定して報告を求めたときは、遅滞なく、外航旅客運航実績臨時報告書（第十号様式の二による。）一通を当該報告を求めた者に提出するものとする。

（輸送安全等臨時報告書）

第二十三条の十六　本邦の港と本邦以外の地域の港との間に航路を定めて行う対外旅客定期航路事業又は外航一般不定期航路事業（当該航路の起点、寄港地又は終点が本邦の港にあるものに限る。）を営む者は、法第二十四条第一項（法第四十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、国土交通大臣又は主たる事務所若しくは営業所の所在地を管轄する地方運輸局長が輸送の安全又は旅客の安全を確保するため、その業務に関し報告を求めたときは、遅滞なく、第十号様式の三による輸送安全等臨時報告書一通を当該報告を求めた者に提出するものとする。

（臨時の報告）

第二十三条の十七　船舶運航事業者は、前二条に定める報告書のほか、国土交通大臣又は地方運輸局長（対外旅客定期航路事業、外航貨客定期航路事業、外航貨物専用定期航路事業、一般不定期航路事業又は貨物専用不定期航路事業を営む者にあつては、主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長、その他の者にあつては、所轄地方運輸局長。以下この条において同じ。）から、その事業に関し報告書を求められたときは、報告書一通を当該報告を求めた者に提出しなければならない。

2　（略）

五　みだりにタラップ、しや断機その他旅客又は自動車の乗下船又は転落防止のための設備を操作し、又は移動すること。

六・七　（略）

八　石、ガラスびん、金属片その他船舶又は船舶上の人若しくは積載物を損傷するおそれのある物件を船舶に向かつて投げ、又は発射すること。

第二節の三　報告

（運航実績臨時報告書）

第二十三条の十五　一般旅客定期航路事業者（対外旅客定期航路事業を営む者を除く。）、特定旅客定期航路事業者（対外旅客定期航路事業を営む者を除く。）、人の運送をする内航貨物定期航路事業を営む者又は旅客不定期航路事業者は、国土交通大臣又は所轄地方運輸局長が当該事業者が営む航路における運航の実績についてその区間及び期間を指定して報告を求めたときは、遅滞なく、運航実績臨時報告書（第三号様式の二による。）一通を当該報告を求めた者に提出するものとする。

2　前項の規定は、人の運送をする内航不定期航路事業について準用する。この場合において、「所轄地方運輸局長」とあるのは「主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長」と読み替えるものとする。

3　対外旅客定期航路事業、人の運送をする外航貨物定期航路事業又は人の運送をする外航不定期航路事業を営む者は、国土交通大臣又は主たる事務所若しくは営業所の所在地を管轄する地方運輸局長が当該事業者が営む航路における運航の実績についてその区間及び期間を指定して報告を求めたときは、遅滞なく、外航旅客運航実績臨時報告書（第十号様式の二による。）一通を当該報告を求めた者に提出するものとする。

（輸送安全等臨時報告書）

第二十三条の十六　本邦の港と本邦以外の地域の港との間に航路を定めて行う旅客定期航路事業又は人の運送をする外航不定期航路事業（当該航路の起点、寄港地又は終点が本邦の港にあるものに限る。）を営む者は、法第二十四条第一項（法第四十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、国土交通大臣又は主たる事務所若しくは営業所の所在地を管轄する地方運輸局長が輸送の安全又は旅客の安全を確保するため、その業務に関し報告を求めたときは、遅滞なく、第十号様式の三による輸送安全等臨時報告書一通を当該報告を求めた者に提出するものとする。

（臨時の報告）

第二十三条の十七　船舶運航事業者は、前二条に定める報告書のほか、国土交通大臣又は地方運輸局長（対外旅客定期航路事業者、外航貨物定期航路事業者又は不定期航路事業者（旅客不定期航路事業者を除く。）の場合にあつては、主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長、その他の場合にあつては、所轄地方運輸局長。以下この条において同じ。）から、その事業に関し報告書を求められたときは、報告書一通を当該報告を求めた者に提出しなければならない。

2　（略）

第六節　航海命令従事証明書

（削る）

第二十四条　（略）

第七節　損失補償

（削る）

第二十五条　（略）

第八節　運送に関する協定等

（変更の報告）

第二十八条　（略）

2　前項第二号に掲げる場合において提出する報告書には、新たに役員となつた者が法第五条各号（第三号及び第八号を除く。）（法第十九条の六第二項及び法第二十一条第五項において準用する場合を含む。）のいずれにも該当しないことを誓約する書面を添付するものとする。

3　（略）

第三章　船舶貸渡業、海運仲立業及び海運代理店業

（削る）

第二十九条　法第三十三条において準用する法第二十三条第一項及び第二項の規定による事業の開始、変更及び廃止の届出については、第二十三条の十一から第二十三条の十三までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣」とあるのは「主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十三条の十一及び第二十三条の十二	外航貨物専用不定期航路事業開始届出書	船舶貸渡業等開始届出書
第二十三条の十二	外航貨物専用不定期航路事業変更届出書	船舶貸渡業等変更届出書
第二十三条の十二第三号	変更した年月日	変更した年月日及び理由
第二十三条の十三	外航貨物専用不定期航路事業廃止届出書	船舶貸渡業等廃止届出書

第四章　日本船舶及び船員の確保

（削る）

第三十条　（略）

第八章　湖、沼又は河川において営む船舶運航の事業

（削る）

第四十二条の十九　（略）

第三節　航海命令従事証明書

（航海命令従事証明書）

第二十四条　（略）

第四節　損失補償

（損失補償）

第二十五条　（略）

第五節　運送に関する協定等

（変更の報告）

第二十八条　（略）

2　前項第二号に掲げる場合において提出する報告書には、新たに役員となつた者が法第五条各号（第三号及び第八号を除く。）（法第十九条の三第二項及び法第二十一条第五項において準用する場合を含む。）のいずれにも該当しないことを誓約する書面を添付するものとする。

3　（略）

第三章　船舶貸渡業、海運仲立業及び海運代理店業

（準用規定）

第二十九条　法第三十三条において準用する法第二十条第一項及び第三項の規定による事業開始の届出、事業変更の届出及び事業廃止の届出については、第二十二条（第四号を除く。）、第二十二条の三及び第二十三条の規定を準用する。この場合において、第二十二条中「内航不定期航路事業開始届出書」とあるのは「船舶貸渡業等開始届出書」と、同条第二号中「使用船舶の明細（第一号様式による。）その他開始しようとする事業の概要」とあるのは「開始した事業の概要」と、第二十二条の三中「内航不定期航路事業変更届出書」とあるのは「船舶貸渡業等変更届出書」と、同条第二号中「変更しようとする」とあるのは「変更した」と、「第二十二条」とあるのは「第二十九条において準用する第二十二条」と、同条第三号中「変更の予定期日」とあるのは「変更した年月日」と、同条第四号中「変更を必要とする」とあるのは「変更した」と、第二十三条中「内航不定期航路事業廃止届出書」とあるのは「船舶貸渡業等廃止届出書」と読み替えるものとする。

第四章　日本船舶及び船員の確保

（日本船舶及び船員の確保に関連して実施される措置）

第三十条　（略）

第八章　湖、沼又は河川において営む船舶運航の事業

（湖、沼又は河川において営む船舶運航の事業）

第四十二条の十九　（略）

（手数料）

第四十七条　（略）

２・３　（略）

４　第一項及び第二項の規定による手数料は、手数料の額に相当する収入印紙を手数料納付書（第二十二号様式による。）に貼つて納付するものとする。

５　第三項の規定による手数料は、手数料の額に相当する収入印紙を手数料納付書（第二十三号様式による。）に貼つて納付するものとする。

（職権の委任）

第四十八条　海上運送法施行令（昭和三十年政令第二百七十六号。次条において「令」という。）第四条第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる職権（同条第三項に規定する職権を除く。）を行う地方運輸局長は、次のとおりとする。

一　法第十八条第二項（法第十九条の六第二項及び第二十一条の五において準用する場合を含む。）の規定による法人の合併又は分割の認可にあつては、合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業を承継する法人の主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長

二　法第二十二条第一項の規定による登録、法第二十二条第二項において準用する法第十条の三第一項の規定による安全管理規程の設定又は変更の届出、法第二十二条第二項において準用する法第十条の三第三項の規定による安全管理規程の変更の命令、法第二十二条第二項において準用する法第十条の三第五項の規定による安全統括管理者又は運航管理者の選任又は解任の届出、法第二十二条第二項において準用する法第十条の三第七項の規定による安全統括管理者又は運航管理者の解任の命令、法第二十二条第二項において準用する法第十九条第二項の規定による輸送の安全の確保に関する命令、法第二十二条第三項において準用する法第十九条の二の規定による保険契約締結の命令、法第二十二条第二項において準用する法第十九条の三の規定による輸送の安全に関わる情報の整理及び公表、法第二十二条第二項において準用する法第十九条の七第二項及び第三項の規定による事業の登録申請、法第二十二条第二項において準用する法第十九条の八の規定による事業の登録、法第二十二条第二項において準用する法第十九条の十第一項の規定による変更の届出、法第二十二条第二項において準用する法第十九条の十二第一項の規定による承継の確認、法第二十二条第二項において準用する法第十九条の十三第一項の規定による事業の廃止の届出、法第二十二条第二項において準用する法第十九条の十四の規定による登録の取消し等、法第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を法第三十三条において準用する場合を含む。）の規定による事業の開始、変更及び廃止の届出並びに法第三十二条の規定による運送秩序に関する勧告にあつては、主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長

三～五　（略）

（手数料）

第四十七条　（略）

２・３　（略）

４　第一項及び第二項の規定による手数料は、手数料の額に相当する収入印紙を手数料納付書（第十八号様式による。）に貼つて納付するものとする。

５　第三項の規定による手数料は、手数料の額に相当する収入印紙を手数料納付書（第十九号様式による。）に貼つて納付するものとする。

（職権の委任）

第四十八条　海上運送法施行令（次条において「令」という。）第四条第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる職権（同条第三項に規定する職権を除く。）を行う地方運輸局長は、次のとおりとする。

一　法第十八条第二項の規定による法人の合併又は分割の認可にあつては、合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により一般旅客定期航路事業を承継する法人の主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長

二　法第二十条第一項（法第三十三条において準用する場合を含む。）、第二項及び第三項（法第三十三条において準用する場合を含む。）の規定による事業の開始、変更及び廃止の届出、第二十条の二第二項及び第三項において準用する法第十条の三第一項の規定による安全管理規程の設定又は変更の届出、第二十条の二第二項及び第三項において準用する法第十条の三第三項の規定による安全管理規程の変更の命令、第二十条の二第二項及び第三項において準用する法第十条の三第五項の規定による安全統括管理者又は運航管理者の選任又は解任の届出、第二十条の二第二項及び第三項において準用する法第十条の三第七項の規定による安全統括管理者又は運航管理者の解任の命令、第二十条の二第二項及び第三項において準用する法第十九条第二項の規定による輸送の安全の確保に関する命令、第二十条の二第二項及び第三項において準用する法第十九条の二の規定による保険契約締結の命令、第二十条の二第二項及び第三項において準用する法第十九条の二の二の規定による輸送の安全にかかわる情報の整理及び公表並びに第三十二条の規定による運送秩序に関する勧告にあつては、主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長

三～五　（略）

（聴聞等の方法の特例）

第五十一条　地方運輸局長は、法第十条の三第七項（法第十九条の六第二項、第二十条第二項、第二十一条の五及び第二十二条第二項において準用する場合を含む。）、法第十四条第二項、法第十七条（法第十九条の六第二項及び第二十一条の五において準用する場合を含む。）並びに法第二十条第二項及び第二十二条第二項において準用する法第十九条の十四の規定による処分に係る聴聞又は弁明の機会の付与を行うに当たつては、聴聞の期日又は弁明を記載した書面の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）の二十一日前までに行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項又は第三十条の通知をし、かつ、同法第十五条第一項各号又は第三十条各号に掲げる事項を地方運輸局（運輸監理部を含む。）の掲示板に掲示する等適当な方法で公示しなければならない。

第一号様式（第２条、第19条の２の３、第21条、第22条、第23条、第42条の19関係）

（略）

第二号様式（第２条、第42条の19関係）

（略）

第四号様式（第 23 条の 15、第 42 条の 19 関係）

年　　月　　日

運　航　実　績　臨　時　報　告　書

　　殿

（区間）

（期間）

事業者名及び住所

（略）

（注）１　国土交通大臣又は所轄地方運輸局長（内航一般不定期航路事業においては、主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長）において特に必要がないと認めた場合は、記載事項の一部を省略することができる。

２　事業の類型の欄には、本報告書に係る事業（一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業、内航貨客定期航路事業、旅客不定期航路事業又は内航一般不定期航路事業）の別を記載すること。

３　航路名等の欄には、一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業、内航貨客定期航路事業又は旅客不定期航路事業にあっては、許可又は登録を受けた航路の起点、終点の地名を記載し、かつ、起点、終点が同一で経由を異にする２航路を経営する場合は、これを区別できる主要中間寄港地名を記載すること。内航一般不定期航路事業にあっては、起点、終点又は水域を記載すること。

４・５　（略）

６　備考の欄には、自己所有船、傭船（よう）の区別及び予備船にあってはその旨を記載すること。

７～17　（略）

（削る）

（聴聞等の方法の特例）

第五十一条　地方運輸局長は、法第十条の三第七項（法第十九条の三第三項、第十九条の六の三第二項及び第三項、第二十条の二第二項及び第三項並びに第二十一条の五において準用する場合を含む。）、法第十四条第二項及び第十七条（法第十九条の三第三項及び第二十一条の五において準用する場合を含む。）の規定による処分に係る聴聞又は弁明の機会の付与を行うに当たつては、聴聞の期日又は弁明を記載した書面の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）の二十一日前までに行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項又は第三十条の通知をし、かつ、同法第十五条第一項各号又は第三十条各号に掲げる事項を地方運輸局（運輸監理部を含む。）の掲示板に掲示する等適当な方法で公示しなければならない。

第一号様式（第２条、第19条の２、第20条、第22条、第23条の４、第42条の２関係）

（略）

第二号様式（第２条、第42条の２関係）

（略）

第三号様式の二（第 23 条の 15、第 42 条の 2 関係）

年　　月　　日

運　航　実　績　臨　時　報　告　書

　　殿

（区間）

（期間）

事業者名及び住所

（略）

（注）１　国土交通大臣又は所轄地方運輸局長（人の運送をする内航不定期航路事業においては、主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長）において特に必要がないと認めた場合は、記載事項の一部を省略することができる。

２　事業の類型の欄には、本報告書に係る事業（一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業、人の運送をする内航貨物定期航路事業、旅客不定期航路事業並びに人の運送をする内航不定期航路事業）の別を記載すること。

３　航路名等の欄には、一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業、人の運送をする内航貨物定期航路事業、旅客不定期航路事業にあっては、許可を受けた又は届出をした航路の起点、終点の地名を記載し、かつ、起点、終点が同一で経由を異にする２航路を経営する場合は、これを区別できる主要中間寄港地名を記載すること。人の運送をする内航不定期航路事業にあっては、事業の概要を記載すること。

４・５　（略）

６　備考の欄には、自己所有船、よう船の区別及び予備船にあってはその旨を記載すること。

７～17　（略）

第四号様式　削除

第五号様式（第24条関係）

航海命令従事証明書

Certificate of Vessel Engaging in Voyage
under Order of the Japanese Government

この証書が備え付けられた船舶は、日本国政府の命令により航海に従事する船舶であることを証明する。

迅速かつ円滑な航海が図られるべく、この船舶及びこれに乗船している者に対し適切な配慮がなされるよう、関係各位に要請する。

The Japanese government certifies that the vessel equipped with this certificate is engaging in voyage under the order of the Japanese government.

It requests all those whom it may concern to give the vessel and those who are on board proper treatment in order to ensure their prompt and smooth voyage.

（略）

○船員法（昭和二十二年法律第百号）

（書類の備置き）

第十八条　船長は、国土交通省令で定める場合を除いて、次の書類を船内に備え置かなければならない。

一～四　（略）

五　海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二十六条第三項に規定する証明書

（略）

○Mariners Law, Law No.100 of 1947

Article 18 (Obligation to Keep Documents)

1. A master shall, unless otherwise provided by an Ordinance of the Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, keep the following documents on board:

1. ～4. (Omitted)

5. The certificate referred to in paragraph 3, article 26 of the Marine Transportation Law, Law No. 187 of 1949.

第五号様式（第24条関係）

航海命令従事証明書

Certificate of Vessel Engaging in Voyage
under Order of the Japanese Government

この証書が備え付けられた船舶は、日本国政府の命令により航海に従事する船舶であることを証明する。

迅速かつ円滑な航海が図られるべく、この船舶及びこれに乗船している者に対し適切な配慮がなされるよう、関係各位に要請する。

The Japanese government certifies that the vessel equipped with this certificate is engaging in voyage under the order of the Japanese government.

It requests all those whom it may concern to give the vessel and those who are on board proper treatment in order to ensure their prompt and smooth voyage.

（略）

○船員法（昭和二十二年法律第百号）

（書類の備置）

第十八条　船長は、国土交通省令の定める場合を除いて、次の書類を船内に備え置かなければならない。

一～五　（略）

六　海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二十六条第三項に規定する証明書

（略）

○Mariners Law, Law No.100 of 1947

Article 18 (Obligation to Keep Documents)

1. A master shall, unless otherwise provided by an Ordinance of the Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, keep the following documents on board:

1. ～5. (Omitted)

6. The certificate referred to in paragraph 3, article 26 of the Marine Transportation Law, Law No. 187 of 1949.

第六号様式（第20条の３関係）

対外旅客定期航路事業者登録簿

登　録　番　号			
登　録　年　月　日			
氏　名　又　は　名　称			
代表者の氏名（法人の場合）			
住　所			
航路の起点、寄港地及び終点			
係留施設の名称及び位置			
使用する船舶に関する事項	船　舶　の　名　称	総　ト　ン　数	船舶番号又はこれに代わる番号

第六号様式　削除

第七号様式（第21条の５、第21条の６関係）

貨客定期航路事業者登録簿

登　録　番　号			
登　録　年　月　日			
氏　名　又　は　名　称			
代表者の氏名（法人の場合）			
住　所			
航路の起点、寄港地及び終点			
係留施設の名称及び位置			
使用する船舶に関する事項	船　舶　の　名　称	総　ト　ン　数	船舶番号又はこれに代わる番号

第七号様式　削除

第八号様式（第23条の6、第23条の10関係）

一般不定期航路事業者登録簿

登録番号			
登録年月日			
氏名又は名称			
代表者の氏名（法人の場合）			
住所			
航路の起点、寄港地及び終点又は航行する水域			
係留施設の名称及び位置			
使用する船舶に関する事項	船舶の名称	総トン数	船舶番号又はこれに代わる番号

第八号様式　削除

第九号様式（第42条の7の10、第43条、第44条関係）

船　舶　明　細　書

年　月　日現在

船名		国籍	
所有者の氏名又は名称及び住所			
船舶番号		船籍港	
船舶の種類		航行区域	
総トン数		重量トン数	
航海の態様			
船舶職員及び小型船舶操縦者法第23条第1項の承認を受けた者が船舶職員として乗り組んでいる船舶にあってはその旨			
液化天然ガスその他の船舶の燃料として使用する場合に二酸化炭素の排出の抑制に資する物質として国土交通大臣が定めるものを燃料とする船舶にあってはその燃料の種別			

（注）１　船舶の種類の欄には、貨物船、油送船、兼用船、ロールオン・ロールオフ船、液化天然ガス運搬船の別を記載し、貨物船についてはコンテナ船、自動車専用船、鉱石専用船、石炭専用船、その他の別を、油送船については油送船、LPG船、その他の別を併記すること。
２　航行区域の欄には、船舶検査証書により遠洋、近海の別を記載すること。
３　航海の態様の欄には、当該船舶を使用して営む事業（対外旅客定期航路事業、外航貨物定期航路事業、外航一般不定期航路事業又は外航貨物専用不定期航路事業）の別及び運航区間を記載すること。

第十号様式（第20条、第21条の８、第23条の７関係）

（略）

（船員法施行規則の一部改正）

第二条　船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（国土交通省令で定める旅客の輸送の用に供する総トン数二十トン未満の船舶） **第七十八条の二の二の二**　法第百十八条の四の国土交通省令で定める旅客の輸送の用に供する総トン数二十トン未満の船舶は、旅客運送船舶運航事業（海上運送法第二十三条の二に規定する旅客運送船舶運航事業をいう。）の用に供する総トン数二十トン未満の船舶（次条及び第七十八条の二の二の四において「旅客事業用小型船舶」という。）とする。 **附　則** **第三条**　第四十八条の二第一項第一号の規定により所轄地方運輸局長が指定する船舶のうち、離島航路整備法（昭和二十七年法律第二百二十六号）第二条第二項に規定する離島航路事業に従事する船舶その他の船舶（十二人を超える旅客定員を有する小型船又は旅客定員十二人以下の船舶で海上運送法第二条第十三項に規定する自動車航送に従事する小型船に限る。）であって、その運航の維持を図ることにより旅客の利便を確保するためには、当該船舶に乗り組む船員に係る第四十八条の二第二項本文の規定の適用を当分の間猶予することがやむを得ないと所轄地方運輸局長が特に認めるものに乗り組む船員に係る同条の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「次に掲げる」とあるのは「附則第三条に規定する」と、「一月以内の一定の期間とする。ただし、第一号の船員のうち沿海区域又は平水区域を航行区域とする総トン数七百トン未満の船舶で国内各港間のみを航海するもの（以下「小型船」という。）に乗り組むものについては、三月以内の一定の期間」とあるのは「三月」と、同条第二項中「前項各号に掲げる」とあるのは「附則第三条に規定する」と、「十二時間」とあるのは「十四時間」と、「一定の期間」とあるのは「三月」と、同条第三項中「第一項各号に掲げる」とあるのは「附則第三条に規定する」と、「同項の一定の期間」とあるのは「第一項の三月」とする。	（国土交通省令で定める旅客の輸送の用に供する総トン数二十トン未満の船舶） **第七十八条の二の二の二**　法第百十八条の四の国土交通省令で定める旅客の輸送の用に供する総トン数二十トン未満の船舶は、人の運送をする船舶運航事業（海上運送法第二条第二項に規定する船舶運航事業をいう。）の用に供する総トン数二十トン未満の船舶（次条及び第七十八条の二の二の四において「旅客事業用小型船舶」という。）とする。 **附　則** **第三条**　第四十八条の二第一項第一号の規定により所轄地方運輸局長が指定する船舶のうち、離島航路整備法（昭和二十七年法律第二百二十六号）第二条第二項に規定する離島航路事業に従事する船舶その他の船舶（十二人を超える旅客定員を有する小型船又は旅客定員十二人以下の船舶で海上運送法第二条第十項に規定する自動車航送に従事する小型船に限る。）であって、その運航の維持を図ることにより旅客の利便を確保するためには、当該船舶に乗り組む船員に係る第四十八条の二第二項本文の規定の適用を当分の間猶予することがやむを得ないと所轄地方運輸局長が特に認めるものに乗り組む船員に係る同条の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「次に掲げる」とあるのは「附則第三条に規定する」と、「一月以内の一定の期間とする。ただし、第一号の船員のうち沿海区域又は平水区域を航行区域とする総トン数七百トン未満の船舶で国内各港間のみを航海するもの（以下「小型船」という。）に乗り組むものについては、三月以内の一定の期間」とあるのは「三月」と、同条第二項中「前項各号に掲げる」とあるのは「附則第二条に規定する」と、「十二時間」とあるのは「十四時間」と、「一定の期間」とあるのは「三月」と、同条第三項中「第一項各号に掲げる」とあるのは「附則第二条に規定する」と、「同項の一定の期間」とあるのは「第一項の三月」とする。

第九号様式（第42条の7の10、第43条、第44条関係）

船　舶　明　細　書

年　月　日現在

船名		国籍	
所有者の氏名又は名称及び住所			
船舶番号		船籍港	
船舶の種類		航行区域	
総トン数		重量トン数	
航海の態様			
船舶職員及び小型船舶操縦者法第23条第1項の承認を受けた者が船舶職員として乗り組んでいる船舶にあってはその旨			
液化天然ガスその他の船舶の燃料として使用する場合に二酸化炭素の排出の抑制に資する物質として国土交通大臣が定めるものを燃料とする船舶にあってはその燃料の種別			

（注）１　船舶の種類の欄には、貨物船、油送船、兼用船、ロールオン・ロールオフ船、液化天然ガス運搬船の別を記載し、貨物船についてはコンテナ船、自動車専用船、鉱石専用船、石炭専用船、その他の別を、油送船については油送船、LPG船、その他の別を併記すること。
２　航行区域の欄には、船舶検査証書により遠洋、近海の別を記載すること。
３　航海の態様の欄には、当該船舶を使用して営む事業（対外旅客定期航路事業、外航貨物定期航路事業、不定期航路事業）の別及び運航区間を記載すること。

第十号様式（第21条の13、第23条の７関係）

（略）

（港則法施行規則の一部改正）

第三条　港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第二条　次の各号のいずれかに該当する日本船舶は、前条の届出をすることを要しない。 一・二　（略） 三　旅客定期航路事業（海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第四項に規定する旅客定期航路事業をいう。）に使用される船舶であって、港長の指示する入港実績報告書及び次に掲げる書面を港長に提出しているもの イ　（略） ロ　特定旅客定期航路事業（海上運送法第二条第五項に規定する特定旅客定期航路事業をいう。）に使用される船舶にあっては、同法第十九条の六第二項の規定により準用される同法第三条第二項第二号に規定する事業計画（変更された場合にあっては変更後のもの。）のうち航路、当該船舶の明細、運航時刻及び運航の時季に関する部分を記載した書面	**第二条**　次の各号のいずれかに該当する日本船舶は、前条の届出をすることを要しない。 一・二　（略） 三　旅客定期航路事業（海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第四項に規定する旅客定期航路事業をいう。）に使用される船舶であって、港長の指示する入港実績報告書及び次に掲げる書面を港長に提出しているもの イ　（略） ロ　特定旅客定期航路事業（海上運送法第二条第五項に規定する特定旅客定期航路事業をいう。）に使用される船舶にあっては、同法第十九条の三第二項の規定により準用される同法第三条第二項第二号に規定する事業計画（変更された場合にあっては変更後のもの。）のうち航路、当該船舶の明細、運航時刻及び運航の時季に関する部分を記載した書面

（水先法施行規則の一部改正）

第四条　水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令経済安定本部令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（強制水先） **第二十一条**　法第三十五条第一項本文の規定による国土交通省令で定める船舶は、次に掲げる船舶とする。 一・二　（略） 三　海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第三項の定期航路事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行うものを除く。）に使用する船舶	（強制水先） **第二十一条**　法第三十五条第一項本文の規定による国土交通省令で定める船舶は、次に掲げる船舶とする。 一・二　（略） 三　海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第三項の定期航路事業（海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）第一条第二項の外航定期航路事業を除く。）に使用する船舶

（船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令の一部改正）

第五条　船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令（昭和二十六年運輸省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（定義） **第二条**　この省令において「船舶運航事業」、「旅客定期航路事業」、「一般旅客定期航路事業」、「特定旅客定期航路事業」、「対外旅客定期航路事業」、「貨物定期航路事業」、「貨客定期航路事業」、「不定期航路事業」、「旅客不定期航路事業」、「一般不定期航路事業」又は「外国人等」とは、それぞれ法第二条第二項若しくは第四項から第九項まで又は第三十七条の三第一項に規定する船舶運航事業、旅客定期航路事業、一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業、対外旅客定期航路事業、貨物定期航路事業、貨客定期航路事業、不定期航路事業、旅客不定期航路事業、一般不定期航路事業又は外国人等をいう。	（定義） **第二条**　この省令において「船舶運航事業」、「旅客定期航路事業」、「貨物定期航路事業」、「一般旅客定期航路事業」、「特定旅客定期航路事業」、「不定期航路事業」、「対外旅客定期航路事業」、「旅客不定期航路事業」又は「外国人等」とは、それぞれ法第二条第二項若しくは第四項から第六項まで、第十九条の四第一項、第二十一条第一項又は第三十九条第一項に規定する船舶運航事業、旅客定期航路事業、貨物定期航路事業、一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業、不定期航路事業、対外旅客定期航路事業、旅客不定期航路事業又は外国人等をいう。

２　この省令において「内航貨客定期航路事業」、「外航貨客定期航路事業」、「内航一般不定期航路事業」又は「外航一般不定期航路事業」とは、それぞれ規則第一条第一項又は第三項に規定する内航貨客定期航路事業、外航貨客定期航路事業、内航一般不定期航路事業又は外航一般不定期航路事業をいう。

３　（略）

４　この省令において「外航船舶運航事業」とは、本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間において行う船舶運航事業をいう。

５　（略）

（運航実績等の報告）

第三条　船舶運航事業を営む者は、次の表の区分により報告書を提出するものとする。

届出義務者	報告事項	報告書の名称及び様式	提出通数	提出先	提出期限
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
外国人等であって本邦の港と本邦以外の地域の港との間に航路を定めて行う対外旅客定期航路事業又は外航一般不定期航路事業（当該航路の起点、寄港地又は終点が本邦の港にあるものに限る。）を営む者	月末で終わる一月間における運航の実績	外国人等外航旅客船舶運航実績報告書（第二号様式の二）	一通	国土交通大臣	翌々月の末日まで
内航貨客定期航路事業を営む者	年度末で終わる一年間における運航の実績	内航貨客定期航路事業運航実績報告書（第三号様式）	一通	当該航路の拠点を管轄する地方運輸局長	翌年度の四月末日まで
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
内航一般不定期航路事業を営む者	年度末で終わる一年間における運航の実績	内航一般不定期航路事業運航実績報告書（第五号様式）	一通	主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長	翌年度の四月末日まで
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

２　この省令において「内航貨物定期航路事業」、「外航定期航路事業」又は「内航不定期航路事業」とは、それぞれ規則第一条第一項、第二項又は第三項に規定する内航貨物定期航路事業、外航定期航路事業又は内航不定期航路事業をいう。

３　（略）

４　この省令において「外航船舶運航事業」とは、本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間において行なう船舶運航事業をいう。

５　（略）

（運航実績等の報告）

第三条　船舶運航事業を営む者は、次の表の区分により報告書を提出するものとする。

届出義務者	報告事項	報告書の名称及び様式	提出通数	提出先	提出期限
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
外国人等であって本邦の港と本邦以外の地域の港との間に航路を定めて行う旅客定期航路事業又は人の運送をする外航不定期航路事業（当該航路の起点、寄港地又は終点が本邦の港にあるものに限る。）を営む者	月末で終わる一月間における運航の実績	外国人等外航旅客船舶運航実績報告書（第二号様式の二）	一通	国土交通大臣	翌々月の末日まで
内航貨物定期航路事業を営む者	年度末で終わる一年間における運航の実績	内航貨物定期航路事業運航実績報告書（第三号様式）	一通	当該航路の拠点を管轄する地方運輸局長	翌年度の四月末日まで
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
人の運送をする内航不定期航路事業（旅客不定期航路事業を除く。）を営む者	年度末で終わる一年間における運航の実績	不定期航路事業内航旅客輸送実績報告書（第五号様式）	一通	主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長	翌年度の四月末日まで
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

一般旅客定期航路事業（離島航路整備法（昭和二十七年法律第二百二十六号）第三条の規定により航路補助金の交付を受けているものを除く。）又は旅客不定期航路事業を営む者	航路ごと、かつ、事業年度を定めないものにあっては、毎年一月一日から十二月三十一日までの期間）ごとの航路損益計算書	航路損益計算書（第七号様式）	一通	当該航路の拠点を管轄する地方運輸局長	事業年度経過後九十日以内
船舶運航事業（離島航路整備法第三条の規定により航路補助金の交付を受けている旅客定期航路事業及び外航船舶運航事業を除く。）を営む法人	決算期ごとの損益計算書及び貸借対照表	損益計算書及び貸借対照表	一通	主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長	決算期経過後九十日以内
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

2・3　（略）

第一号様式（第３条関係）

年　月　日

（　　）内航旅客定期航路事業運航実績報告書（　年度分）

殿

事業者名及び住所

（略）

（注）　1～6　（略）

7　備考の欄には、自己所有船、傭船の区別及び予備船にあってはその旨を記載すること。

8～15　（略）

一般旅客定期航路事業（離島航路整備法（昭和二十七年法律第二百二十六号）第三条の規定により政府の補助金を受けている旅客定期航路事業及び対外旅客定期航路事業を除く。）又は旅客不定期航路事業を営む者	航路ごと、かつ、事業年度を定めないものにあつては、毎年一月一日から十二月三十一日までの期間）ごとの航路損益計算書	航路損益計算書（第七号様式）	一通	当該航路の拠点を管轄する地方運輸局長	事業年度経過後九十日以内
船舶運航事業（離島航路整備法第三条の規定により政府の補助金を受けている旅客定期航路事業及び外航船舶運航事業を除く。）を営む法人	決算期ごとの損益計算書及び貸借対照表	損益計算書及び貸借対照表	一通	主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長	決算期経過後九十日以内
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

2・3　（略）

第一号様式（第３条関係）

年　月　日

（　　）内航旅客定期航路事業運航実績報告書（　年度分）

殿

事業者名及び住所

（略）

（注）　1～6　（略）

7　備考の欄には、自己所有船、よう船の区別及び予備船にあってはその旨を記載すること。

8～15　（略）

第三号様式（第３条関係）

年　　月　　日

内航貨客定期航路事業運航実績報告書（　年度分）

殿

事業者名及び住所

（略）

（注）　１　（略）

２　航路名の欄には、登録を受けた航路の起点、終点の地名を記載し、かつ、起点、終点が同一で経由を異にする２航路を経営する場合は、これを区別できる主要中間寄港地名を記載すること。

３　（略）

４　備考の欄には、自己所有船、傭船の区別及び予備船にあってはその旨を記載すること。

５～11　（略）

第四号様式（第３条関係）

年　　月　　日

旅客不定期航路事業運航実績報告書（　年度分）

殿

事業者名及び住所

（略）

（注）　１～４　（略）

５　備考の欄には、自己所有船、傭船の区別及び予備船にあってはその旨を記載すること。

６～11　（略）

第三号様式（第３条関係）

年　　月　　日

内航貨物定期航路事業運航実績報告書（　年度分）

殿

事業者名及び住所

（略）

（注）　１　（略）

２　航路名の欄には、届出をした航路の起点、終点の地名を記載し、かつ、起点、終点が同一で経由を異にする２航路を経営する場合は、これを区別できる主要中間寄港地名を記載すること。

３　（略）

４　備考の欄には、自己所有船、よう船の区別及び予備船にあってはその旨を記載すること。

５～11　（略）

第四号様式（第３条関係）

年　　月　　日

旅客不定期航路事業運航実績報告書（　年度分）

殿

事業者名及び住所

（略）

（注）　１～４　（略）

５　備考の欄には、自己所有船、よう船の区別及び予備船にあってはその旨を記載すること。

６～11　（略）

第五号様式（第３条関係）

年　　月　　日

内航一般不定期航路事業運航実績報告書（　年度分）

＿＿＿＿＿＿＿＿殿

事業者名及び住所＿＿＿＿＿＿＿＿

（略）

第六号様式（第３条関係）

使用船舶明細報告書（　　年　　月　　日現在）

年　　月　　日

事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿

担当者名＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿殿

（略）

（注）　１・２　（略）

３　借受契約の種類の欄には、定期傭船、航海傭船、裸傭船、運航受託船の別を記載すること。また、当該借受契約がリース取引に該当する場合であつて、借受契約期間の中途において当該契約を解除することができないもの又はこれに準ずるものについては、傭船保証と併記すること。

４　船舶所有者の欄中、氏名又は名称の欄及び国籍の欄は、届出者との関係の欄に親会社、子会社若しくは関連会社である旨を記載した場合又は借受契約の種類の欄に傭船保証と併記した場合にのみ記載すること。

第五号様式（第３条関係）

年　　月　　日

内航不定期航路事業運航実績報告書（　年度分）

＿＿＿＿＿＿＿＿殿

事業者名及び住所＿＿＿＿＿＿＿＿

（略）

第六号様式（第３条関係）

使用船舶明細報告書（　　年　　月　　日現在）

年　　月　　日

事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿

担当者名＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿殿

（略）

（注）　１・２　（略）

３　借受契約の種類の欄には、定期よう船、航海よう船、裸よう船、運航受託船の別を記載すること。また、当該借受契約がリース取引に該当する場合であつて、借受契約期間の中途において当該契約を解除することができないもの又はこれに準ずるものについては、よう船保証と併記すること。

４　船舶所有者の欄中、氏名又は名称の欄及び国籍の欄は、届出者との関係の欄に親会社、子会社若しくは関連会社である旨を記載した場合又は借受契約の種類の欄によう船保証と併記した場合にのみ記載すること。

（内航海運業法施行規則の一部改正）

第六条　内航海運業法施行規則（昭和二十七年運輸省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
（登録の申請） **第三条**　（略） ２　（略）	（登録の申請） **第三条**　（略） ２　（略）

３　法第四条第一項第五号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　内航貨客定期航路事業（海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）第二条第一項に規定する内航貨客定期航路事業をいう。以下同じ。）又は内航貨物専用定期航路事業（同条第二項に規定する内航貨物専用定期航路事業をいう。以下同じ。）を営もうとする者にあつては、航路の名称、起点及び終点並びに運航回数

二　（略）

４　法第四条第二項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　ニ　五　（略）

六　内航貨客定期航路事業又は内航貨物専用定期航路事業を営もうとする者にあつては、内航貨客定期航路事業又は内航貨物専用貨客定期航路事業の明細（第六号様式による。）

５　（略）

（船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令の適用除外）

第二十二条　法第第三条第一項の登録を受けた者及び同条第二項の届出をした者（内航貨客定期航路事業及び内航一般不定期航路事業（海上運送法施行規則第一条第三項に規定する内航一般不定期航路事業をいう。）を営む者を除く。）は、船舶運航事業者等の提出する定期報告書を提出することを要しない。

第６号様式（第３条、第23条関係）　（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。）

整理番号

内航貨客定期航路事業又は内航貨物専用定期航路事業の明細			
申請者の氏名等			
航路の名称			
運航開始（変更）予定年月日	年　月　日	運航回数	
航路	航路の起点		
	寄港地		
	航路の終点		
	相互間の距離		
船名（予備船を含む。）			
起点、寄港地及び終点における営業所及び代理店の名称及び所在地	起点	営業所名	
		営業所の所在地	
		代理店名	
		代理店の所在地	
	寄港地	営業所名	
		営業所の所在地	
		代理店名	
		代理店の所在地	
	終点	営業所名	
		営業所の所在地	
		代理店名	
		代理店の所在地	

備考

１　氏名等とは、氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名をいう。

２　この明細は、航路ごとに作成すること。

３　法第四条第一項第五号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　内航貨物定期航路事業（海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）第二条第一項に規定する内航貨物定期航路事業をいう。以下同じ。）を営もうとする者にあつては、航路の名称、起点及び終点並びに運航回数

二　（略）

４　法第四条第二項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　ニ　五　（略）

六　内航貨物定期航路事業を営もうとする者にあつては、内航貨物定期航路事業の明細（第六号様式による。）

５　（略）

（船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令の適用除外）

第二十二条　法第第三条第一項の登録を受けた者及び同条第二項の届出をした者（海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第十九条の五第一項の人の運送をする貨物定期航路事業の届出をした者及び同法第二十条第二項の人の運送をする不定期航路事業の届出をした者を除く。）は、船舶運航事業者等の提出する定期報告書を提出することを要しない。

第６号様式（第３条、第23条関係）　（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。）

整理番号

内航貨物定期航路事業の明細			
申請者の氏名等			
航路の名称			
運航開始（変更）予定年月日	年　月　日	運航回数	
航路	航路の起点		
	寄港地		
	航路の終点		
	相互間の距離		
船名（予備船を含む。）			
起点、寄港地及び終点における営業所及び代理店の名称及び所在地	起点	営業所名	
		営業所の所在地	
		代理店名	
		代理店の所在地	
	寄港地	営業所名	
		営業所の所在地	
		代理店名	
		代理店の所在地	
	終点	営業所名	
		営業所の所在地	
		代理店名	
		代理店の所在地	

備考

１　氏名等とは、氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名をいう。

２　この明細は、航路ごとに作成すること。

（外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律施行規則（昭和五十二年運輸省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（定義） **第一条**　（略） 2　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一　（略） 二　海運仲立業　海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第十一項に規定する海運仲立業をいう。 三　（略）	（定義） **第一条**　（略） 2　この省令において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　（略） 二　海運仲立業　海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第八項に規定する海運仲立業をいう。 三　（略）

（貨物利用運送事業報告規則の一部改正）

第八条　貨物利用運送事業報告規則（平成二年運輸省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（運賃及び料金の届出） **第三条**　（略） 2　（略） 3　海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第八項に規定する不定期航路事業（貨物の運送に係るものに限る。）を営む者が行う貨物の運送又は次の各号に掲げる者が行う当該各号に定める貨物の運送に係る利用運送を営む者は、前二項の規定にかかわらず、運賃料金設定（変更）届出書を提出しなくてもよい。 一　海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）第一条第一項に規定する外航貨客定期航路事業又は同条第二項に規定する外航貨物専用定期航路事業を営む者　同令第二十条の九各号に掲げる貨物の運送 二　海上運送法施行規則第一条第一項に規定する内航貨客定期航路事業又は同条第二項に規定する内航貨物専用定期航路事業を営む者　同令第二十一条の四各号に掲げる貨物の運送	（運賃及び料金の届出） **第三条**　（略） 2　（略） 3　海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第六項に規定する不定期航路事業（貨物の運送に係るものに限る。）を営む者が行う貨物の運送又は海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）第一条第一項に規定する外航貨物定期航路事業を営む者が行う同令第二十一条の二十二に掲げる貨物の運送若しくは同項に規定する内航貨物定期航路事業を営む者が行う同令第二十一条の三第一項に掲げる貨物の運送に係る利用運送を営む者は、前二項の規定にかかわらず、運賃料金設定（変更）届出書を提出しなくてもよい。 （新設）

（外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律施行規則の一部改正）

第九条　外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律施行規則（平成九年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（権限の委任） **第三条**　法に規定する国土交通大臣又は観光庁長官の権限で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる地方運輸局長に委任する。 一　（略）	（権限の委任） **第三条**　法に規定する国土交通大臣又は観光庁長官の権限で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる地方運輸局長に委任する。 一　（略）

二　法第九条第三項の規定による計画（当該計画を作成する公共交通事業者等に航空法による本邦航空運送事業者、海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）による輸送施設を設置し、若しくは管理する者（同法による一般旅客定期航路事業及び対外旅客定期航路事業（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするもの並びに日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者が営むものを除く。次条第二項において同じ。）を営む者を除く。）又は航空旅客ターミナル施設を設置し、若しくは管理する者が含まれるものを除く。）の受理　当該計画を作成する公共交通事業者等を代表する者の主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長

2　（略）

（提出の経由）

第四条　（略）

2　公共交通事業者等は、法第九条第三項の規定により、同条第一項の計画（当該計画を作成する公共交通事業者等を代表する者が、海上運送法による輸送施設を設置し、若しくは管理する者（同法による一般旅客定期航路事業及び対外旅客定期航路事業を営む者を除く。）であるものに限る。）を観光庁長官に提出するときは、当該代表する者の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長を経由して提出することができる。

（国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則の一部改正）

第十条　国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則（平成十六年国土交通省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（船舶指標対応措置） **第七条**　（略） 2・3　（略） 4　前項に定めるもののほか、国際航海日本船舶であって国際不定期旅客船（海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第九項に規定する一般不定期航路事業又は貨物専用不定期航路事業に使用する旅客船をいう。以下同じ。）であるもの（以下この条において「国際不定期日本旅客船」という。）が重要国際埠頭施設及び法第三十三条第一項の規定により承認を受けた埠頭保安規程に相当する規程に係る重要国際埠頭施設（以下この条において「重要国際埠頭施設等」という。）に係留される場合における法第六条の国土交通省令で定める措置は、保安確認書（当該国際不定期日本旅客船の船長又はその船舶保安管理者と当該重要国際埠頭施設等の埠頭保安管理者又は埠頭保安管理者に相当する者との間で当該国際不定期日本旅客船及び重要国際埠頭施設等の保安の確保のために必要な措置について協議した結果を国土交通大臣が告示で定めるところにより相互に確認する書面をいう。以下同じ。）の作成及び当該保安確認書において確認された事項の実施とする。 5　（略）	（船舶指標対応措置） **第七条**　（略） 2・3　（略） 4　前項に定めるもののほか、国際航海日本船舶であって国際不定期旅客船（海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第六項に規定する不定期航路事業に使用する旅客船をいう。以下同じ。）であるもの（以下この条において「国際不定期日本旅客船」という。）が重要国際埠頭施設及び法第三十三条第一項の規定により承認を受けた埠頭保安規程に相当する規程に係る重要国際埠頭施設（以下この条において「重要国際埠頭施設等」という。）に係留される場合における法第六条の国土交通省令で定める措置は、保安確認書（当該国際不定期日本旅客船の船長又はその船舶保安管理者と当該重要国際埠頭施設等の埠頭保安管理者又は埠頭保安管理者に相当する者との間で当該国際不定期日本旅客船及び重要国際埠頭施設等の保安の確保のために必要な措置について協議した結果を国土交通大臣が告示で定めるところにより相互に確認する書面をいう。以下同じ。）の作成及び当該保安確認書において確認された事項の実施とする。 5　（略）
別表第一（第三条及び第四条関係） （略）　（略）	別表第一（第三条及び第四条関係） （略）　（略）

（国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第十一条　国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第一（第三条及び第四条関係） （略）　（略）	別表第一（第三条及び第四条関係） （略）　（略）

海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）	第十五条（第十九条の十六第一項、第二十一条の五並びに第二十二条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）
（略）	（略）

別表第二（第五条及び第六条関係）

（略）	（略）
海上運送法	第十五条（第十九条の十六第一項、第二十一条の五並びに第二十二条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）
（略）	（略）

別表第四（第十条及び第十一条関係）

（略）	（略）
海上運送法	第十九条の十七（第二十二条第四項において準用する場合を含む。）
（略）	（略）

（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第十二条　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第百十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（権限の委任） **第二十六条**　法に規定する国土交通大臣の権限のうち、次の表の権限の欄に掲げるものは、それぞれ同表の地方支分部局の長の欄に掲げる地方支分部局の長に委任する。	（権限の委任） **第二十六条**　法に規定する国土交通大臣の権限のうち、次の表の権限の欄に掲げるものは、それぞれ同表の地方支分部局の長の欄に掲げる地方支分部局の長に委任する。

権限		地方支分部局の長
一　法第九条第二項の規定による届出の受理	（略）	（略）
	ロ　法第二条第六号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が同条第五号ホに掲げる者であるものに限る。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）

権限		地方支分部局の長
一　法第九条第二項の規定による届出の受理	（略）	（略）
	ロ　法第二条第六号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものに限る。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）

海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）	第十五条（第二十条の二第四項及び第五項並びに第二十一条の五において準用する場合を含む。）
（略）	（略）

別表第二（第五条及び第六条関係）

（略）	（略）
海上運送法	第十五条（第二十条の二第四項及び第五項並びに第二十一条の五において準用する場合を含む。）
（略）	（略）

別表第四（第十条及び第十一条関係）

（略）	（略）
海上運送法	第十九条の四第五項（第二十条の二第四項において準用する場合を含む。）
（略）	（略）

ハ　法第二条第六号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が同条第五号ホに掲げる者であるものを除く。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長
（略）	（略）
二　法第九条第三項の規定による命令	
（略）	（略）
ハ　法第二条第六号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が同条第五号ホに掲げる者であるものを除く。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）
ニ　法第二条第六号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が同条第五号ホに掲げる者であるものに限る。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長
（略）	（略）
三　法第九条の三の指導及び助言並びに法第九条の七第一項の勧告及び同条第二項の規定による公表	
（略）	（略）
ハ　法第二条第六号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が同条第五号ホに掲げる者であるものに限る。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）
ニ　法第二条第六号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が同条第五号ホに掲げる者であるものを除く。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長
（略）	（略）

ハ　法第二条第六号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものを除く。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長
（略）	（略）
二　法第九条第三項の規定による命令	
（略）	（略）
ハ　法第二条第六号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものに限る。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）
ニ　法第二条第六号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものを除く。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長
（略）	（略）
三　法第九条の三の指導及び助言並びに法第九条の七第一項の勧告及び同条第二項の規定による公表	
（略）	（略）
ハ　法第二条第六号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものに限る。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）
ニ　法第二条第六号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものを除く。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長
（略）	（略）

四　法第二十二条の二第一項の移動等円滑化困難旅客施設の認定並びに同条第二項の認定及び同条第五項において準用する法第十八条第二項の変更の認定	（略）	（略）
	ロ　法第二条第六号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が同条第五号ホに掲げる者であるものに限る。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）
	ハ　法第二条第六号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が同条第五号ホに掲げる者であるものを除く。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長
	（略）	（略）
五　法第二十四条の六第五項の規定による勧告	（略）	（略）
	ロ　法第二条第六号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が同条第五号ホに掲げる者であるものに限る。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）
	ハ　法第二条第六号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が同条第五号ホに掲げる者であるものを除く。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長
	（略）	（略）

四　法第二十二条の二第一項の移動等円滑化困難旅客施設の認定並びに同条第二項の認定及び同条第五項において準用する第十八条第二項の変更の認定	（略）	（略）
	ロ　法第二条第六号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものに限る。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）
	ハ　法第二条第六号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものを除く。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長
	（略）	（略）
五　法第二十四条の六第五項の規定による勧告	（略）	（略）
	ロ　法第二条第六号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものに限る。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）
	ハ　法第二条第六号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものを除く。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長
	（略）	（略）

六　法第二十九条第一項の規定による申請の受理、同条第二項の認定、同条第三項の規定による変更の認定及び同条第五項の規定による認定の取消し	
（略）	（略）
ハ　法第二条第六号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が同条第五号ホに掲げる者であるものに限る。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）
ニ　法第二条第六号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が同条第五号ホに掲げる者であるものを除く。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長
（略）	（略）
（略）	（略）
八　法第三十八条第二項の規定による通知の受理及び同条第三項の規定による勧告	
（略）	（略）
ハ　法第二条第六号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が同条第五号ホに掲げる者であるものに限る。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）
ニ　法第二条第六号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が同条第五号ホに掲げる者であるものを除く。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長
（略）	（略）
（略）	（略）
九　法第三十八条第四項の規定による命令	
（略）	（略）
ハ　法第二条第六号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）

六　法第二十九条第一項の規定による申請の受理、同条第二項の認定、同条第三項の規定による変更の認定及び同条第五項の規定による認定の取消し	
（略）	（略）
ハ　法第二条第六号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものに限る。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）
ニ　法第二条第六号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものを除く。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長
（略）	（略）
（略）	（略）
八　法第三十八条第二項の規定による通知の受理及び同条第三項の規定による勧告	
（略）	（略）
ハ　法第二条第六号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものに限る。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）
ニ　法第二条第六号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものを除く。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長
（略）	（略）
（略）	（略）
九　法第三十八条第四項の規定による命令	
（略）	（略）
ハ　法第二条第六号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）

（移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令の一部改正）

第十三条　移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（定義） **第二条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一～八　（略） 九　旅客船ターミナル　海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）による輸送施設（船舶を除き、同法による一般旅客定期航路事業、対外旅客定期航路事業（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするもの並びに日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者が営むものを除く。第十五号において同じ。）又は旅客不定期航路事業の用に供するものに限る。）であって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。 十～十四　（略） 十五　船舶　海上運送法による一般旅客定期航路事業、対外旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業を営む者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する船舶をいう。 十六　（略） ２　（略）	（定義） **第二条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～八　（略） 九　旅客船ターミナル　海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）による輸送施設（船舶を除き、同法による一般旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業の用に供するものに限る。）であって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。 十～十四　（略） 十五　船舶　海上運送法による一般旅客定期航路事業（日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者が営む同法による対外旅客定期航路事業を除く。）又は旅客不定期航路事業を営む者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する船舶をいう。 十六　（略） ２　（略）

改正後		改正前	
同条第五号ホに掲げる者であるものに限る。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長	一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものに限る。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長
ニ　法第二条第六号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が同条第五号ホに掲げる者であるものを除く。）に係るもの	（略）	ニ　法第二条第六号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものを除く。）に係るもの	（略）
2～4　（略）		2～4　（略）	

（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則の一部改正）

第十四条　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則（平成十九年国土交通省令第八十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（法第二条第十一号の国土交通省令で定める選定の方法） **第九条の二**　（略） ２　（略） ３　実施方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。 一　（略） 二　地域旅客運送サービス継続事業を実施する路線等において現に実施されている一般乗合旅客自動車運送事業又は一般旅客定期航路事業の状況 三～九　（略） （海上運送高度化実施計画の認定の申請） **第二十一条**　法第十九条第一項の規定により海上運送高度化実施計画の認定を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。 一　（略） 二　一般旅客定期航路事業、貨客定期航路事業又は一般不定期航路事業の別 三　（略） ２　（略） （法第二十七条の二第三項の国土交通省令で定める者） **第三十四条**　法第二十七条の二第三項の国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。 一　地域旅客運送サービス継続事業を実施する路線等に係る一般乗合旅客自動車運送事業者又は一般旅客定期航路事業を営む者 二・三　（略） （新地域旅客運送事業の運賃等の公示の方法等） **第四十四条**　法第三十一条第三項の規定による国土交通省令で定める方法は、新地域旅客運送事業のうち、次の各号に該当するものについては、当該各号に掲げる方法とする。 一～三　（略） 四　一般旅客定期航路事業　海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）第七条に規定する方法 五　貨客定期航路事業及び一般不定期航路事業　海上運送法施行規則第二十条の六に規定する方法 ２　（略） （書類の提出） **第四十六条**　（略） ２　前項の申請書又は届出書に係る権限行政庁が地方運輸局長であるときは、その書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる地方運輸局長（以下「所轄地方運輸局長」という。）に提出するものとする。 一　一般旅客定期航路事業及び貨客定期航路事業に係るもの（次号に掲げるものを除く。）　事業計画（貨客定期航路事業にあっては、海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二十条第二項において準用する同法第十九条の七第二項の申請書）に記載された航路の拠点を管轄する地方運輸局長	（法第二条第十一号の国土交通省令で定める選定の方法） **第九条の二**　（略） ２　（略） ３　実施方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。 一　（略） 二　地域旅客運送サービス継続事業を実施する路線等において現に実施されている一般乗合旅客自動車運送事業又は国内一般旅客定期航路事業の状況 三～九　（略） （海上運送高度化実施計画の認定の申請） **第二十一条**　法第十九条第一項の規定により海上運送高度化実施計画の認定を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。 一　（略） 二　国内一般旅客定期航路事業、海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第十九条の六の二に規定する人の運送をする貨物定期航路事業又は同法第二十条第二項に規定する人の運送をする不定期航路事業の別 三　（略） ２　（略） （法第二十七条の二第三項の国土交通省令で定める者） **第三十四条**　法第二十七条の二第三項の国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。 一　地域旅客運送サービス継続事業を実施する路線等に係る一般乗合旅客自動車運送事業者又は国内一般旅客定期航路事業を営む者 二・三　（略） （新地域旅客運送事業の運賃等の公示の方法等） **第四十四条**　法第三十一条第三項の規定による国土交通省令で定める方法は、新地域旅客運送事業のうち、次の各号に該当するものについては、それぞれ当該各号に掲げる方法とする。 一～三　（略） 四　国内一般旅客定期航路事業　海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）第七条に規定する方法 五　海上運送法第十九条の六の二に規定する人の運送をする貨物定期航路事業及び同法第二十条第二項に規定する人の運送をする不定期航路事業　海上運送法施行規則第二十一条の四に規定する方法 ２　（略） （書類の提出） **第四十六条**　（略） ２　前項の申請書又は届出書に係る権限行政庁が地方運輸局長であるときは、その書類は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる地方運輸局長（以下「所轄地方運輸局長」という。）に提出するものとする。 一　国内一般旅客定期航路事業及び海上運送法第十九条の六の二に規定する人の運送をする貨物定期航路事業に係るもの（次号に掲げるものを除く。）　事業計画に記載された航路の拠点を管轄する地方運輸局長

二　一般旅客定期航路事業を経営する法人の合併又は分割に係るもの　合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により一般旅客定期航路事業を承継する法人の主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長

三　一般不定期航路事業に係るもの　主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長

四　（略）

3～5　（略）

6　この省令の規定により地方運輸局長に提出すべき申請書又は届出書であって一般旅客定期航路事業等、内航運送、外航運送又は外国人国際第二種貨物海上利用運送事業のみに係るものは、それぞれ当該事案の関する土地を管轄する運輸支局長又は海事事務所長（当該事案が二以上の運輸支局長又は海事事務所長の管轄区域にわたるときは、当該事案の主として関する土地を管轄する運輸支局長又は海事事務所長）を経由して提出することができる。

7・8　（略）

別表第二（第二十一条及び第二十二条関係）

規定	事項	書類
法第二十条	（略）	（略）
海上運送法第二十条第一項の登録に係る部分	海上運送法施行規則第二十一条第一項各号に掲げる事項	海上運送法施行規則第二十一条第二項各号に掲げる書類
海上運送法第二十条第二項において準用する同法第十九条の十第一項の届出に係る部分	海上運送法施行規則第二十一条の二各号に掲げる事項	
海上運送法第二十二条第一項の登録に係る部分	海上運送法施行規則第二十三条第一項各号に掲げる事項	海上運送法施行規則第二十三条第二項各号に掲げる書類
海上運送法第二十二条第二項において準用する同法第十九条の十第一項の届出に係る部分	海上運送法施行規則第二十三条の二各号に掲げる事項	

二　国内一般旅客定期航路事業を経営する法人の合併又は分割に係るもの　合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により国内一般旅客定期航路事業を承継する法人の主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長

三　海上運送法第二十条第二項に規定する人の運送をする不定期航路事業に係るもの　主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長

四　（略）

3～5　（略）

6　この省令の規定により地方運輸局長に提出すべき申請書又は届出書であって国内一般旅客定期航路事業等、内航運送、外航運送又は外国人国際第二種貨物海上利用運送事業のみに係るものは、それぞれ当該事案の関する土地を管轄する運輸支局長又は海事事務所長（当該事案が二以上の運輸支局長又は海事事務所長の管轄区域にわたるときは、当該事案の主として関する土地を管轄する運輸支局長又は海事事務所長）を経由して提出することができる。

7・8　（略）

別表第二（第二十一条及び第二十二条関係）

規定	事項	書類
法第二十条	（略）	（略）
海上運送法第十九条の五第一項の届出に係る部分	海上運送法施行規則第二十条各号又は第二十条の二各号に掲げる事項	
海上運送法第二十条第二項の届出に係る部分	海上運送法施行規則第二十二条各号又は第二十二条の三各号に掲げる事項	

別表第三の二（第三十五条及び第三十六条関係）

規定	事項	書類
（略）	（略）	（略）
法第二十七条の五第一項	（略）	（略）
海上運送法第七条第一項の届出に係る部分	（略）	（略）
海上運送法第七条第三項の認可に係る部分	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

別表第三の四（第三十六条の十六及び第三十六条の十七関係）

規定	事項	書類
（略）	（略）	（略）
法第二十七条の十九	（略）	（略）
海上運送法第七条第一項の届出に係る部分	海上運送法施行規則第四条各号に掲げる事項	
海上運送法第七条第三項の認可に係る部分	海上運送法施行規則第四条の二第二項各号に掲げる事項	
（略）	（略）	
海上運送法第二十条第一項の登録に係る部分	海上運送法施行規則第二十一条第一項各号に掲げる事項	海上運送法施行規則第二十一条第二項各号に掲げる書類
海上運送法第二十条第二項において準用する同法第十九条の十第一項の届出に係る部分	海上運送法施行規則第二十一条の二各号に掲げる事項	
海上運送法第二十条第二項において準用する同法第十九条の十三第一項の届出に係る部分	海上運送法施行規則第二十一条の三各号に掲げる事項	
海上運送法第二十二条第一項の登録に係る部分	海上運送法施行規則第二十三条第一項各号に掲げる事項	海上運送法施行規則第二十三条第二項各号に掲げる書類

別表第三の二（第三十五条及び第三十六条関係）

規定	事項	書類
（略）	（略）	（略）
法第二十七条の五第一項	（略）	（略）
海上運送法第八条第一項の届出に係る部分	（略）	（略）
海上運送法第八条第三項の認可に係る部分	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

別表第三の四（第三十六条の十六及び第三十六条の十七関係）

規定	事項	書類
（略）	（略）	（略）
法第二十七条の十九	（略）	（略）
海上運送法第八条第一項の届出に係る部分	海上運送法施行規則第四条各号に掲げる事項	
海上運送法第八条第三項の認可に係る部分	海上運送法施行規則第四条の二第二項各号に掲げる事項	
（略）	（略）	
海上運送法第十九条の五第一項の届出に係る部分	海上運送法施行規則第二十条各号又は第二十条の二各号に掲げる事項	
海上運送法第十九条の五第二項の届出に係る部分	海上運送法施行規則第二十一条各号に掲げる事項	
海上運送法第二十条第二項の届出に係る部分	海上運送法施行規則第二十二条各号又は第二十二条の三各号に掲げる事項	

別表第四（第三十八条関係）

海上運送法第二十二条第二項において準用する同法第十九条の十第一項の届出に係る部分	海上運送法施行規則第二十三条の二各号に掲げる事項	
海上運送法第二十二条第二項において準用する同法第十九条の十三第一項の届出に係る部分	海上運送法施行規則第二十三条の三各号に掲げる事項	

別表第四（第三十八条関係）

規定	事項	書類
（略）	（略）	（略）
法第三十五条第一項		
（略）	（略）	（略）
海上運送法第二十二条第一項の登録に係る部分	海上運送法施行規則第二十一条第一項各号に掲げる事項	海上運送法施行規則第二十一条第二項各号に掲げる書類
海上運送法第二十条第二項において準用する同法第十九条の十第一項の届出に係る部分	海上運送法施行規則第二十一条の二各号に掲げる事項	
海上運送法第二十二条第一項の登録に係る部分	海上運送法施行規則第二十三条第一項各号に掲げる事項	海上運送法施行規則第二十三条第二項各号に掲げる書類
海上運送法第二十二条第二項において準用する同法第十九条の十第一項の届出に係る部分	海上運送法施行規則第二十三条の二各号に掲げる事項	

別表第五（第三十九条関係）

規定	事項	書類
（略）	（略）	（略）
法第三十五条第二項		
（略）	（略）	（略）
海上運送法第二十条第二項において準用する同法第十九条の十第一項の届出に係る部分	海上運送法施行規則第二十一条の二各号に掲げる事項	

別表第四（第三十八条関係）

海上運送法第二十条第三項の届出に係る部分	海上運送法施行規則第二十三条各号に掲げる事項	

別表第四（第三十八条関係）

規定	事項	書類
（略）	（略）	（略）
法第三十五条第一項		
（略）	（略）	（略）
海上運送法第十九条の五第一項の届出に係る部分	海上運送法施行規則第二十条各号又は第二十条の二各号に掲げる事項	
海上運送法第二十条第二項の届出に係る部分	海上運送法施行規則第二十二条各号又は第二十二条の三各号に掲げる事項	

別表第五（第三十九条関係）

規定	事項	書類
（略）	（略）	（略）
法第三十五条第二項		
（略）	（略）	（略）
海上運送法第十九条の五第一項の届出に係る部分	海上運送法施行規則第二十条各号又は第二十条の二各号に掲げる事項	

海上運送法第二十条第二項において準用する同法第十九条の十二第一項の確認に係る部分	海上運送法施行規則第二十一条の五第一項において準用する同令第二十条の七第一項各号に掲げる事項	海上運送法施行規則第二十一条の五第一項において準用する同令第二十条の七第二項各号に掲げる書類
海上運送法第二十条第二項において準用する同法第十九条の十三第一項の届出に係る部分	海上運送法施行規則第二十一条の三各号に掲げる事項	
海上運送法第二十二条第二項において準用する同法第十九条の十第一項の届出に係る部分	海上運送法施行規則第二十三条の二各号に掲げる事項	
海上運送法第二十二条第二項において準用する同法第十九条の十二第一項の確認に係る部分	海上運送法施行規則第二十三条の六第一項において準用する同令第二十条の七第一項各号に掲げる事項	海上運送法施行規則第二十三条の六第一項において準用する同令第二十条の七第二項各号に掲げる書類
海上運送法第二十二条第二項において準用する同法第十九条の十三第一項の届出に係る部分	海上運送法施行規則第二十三条の三各号に掲げる事項	

（観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第十五条　観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律施行規則（平成二十年国土交通省令第六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

海上運送法第十九条の五第二項の届出に係る部分	海上運送法施行規則第二十一条各号に掲げる事項	
海上運送法第二十条第二項の届出に係る部分	海上運送法施行規則第二十二条各号又は第二十二条の三各号に掲げる事項	
海上運送法第二十二条第三項の届出に係る部分	海上運送法施行規則第二十三条各号に掲げる事項	

改正後	改正前
（削る）	（法第十五条第一項の国土交通省令で定める事業） **第十二条**　法第十五条第一項の国土交通省令で定める事業は、次に掲げるものとする。 一　海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第十九条の五第一項に規定する人の運送をする貨物定期航路事業又は同法第二十条第二項に規定する人の運送をする不定期航路事業を開始する事業 二　海上運送法第十九条の五第一項に規定する人の運送をする貨物定期航路事業又は同法第二十条第二項に規定する人の運送をする不定期航路事業を変更する事業

（法第十五条の国土交通省令で定める事業）

第十二条　法第十五条の国土交通省令で定める事業は、運航回数を増加させる事業であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一・二　（略）

第十三条・第十四条　（略）

（国土交通省関係文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律施行規則の一部改正）

第十六条　国土交通省関係文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律施行規則（令和二年国土交通省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（共通乗車船券） **第一条**　文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（以下「法」という。）第八条第一項（法第十七条において準用する場合を含む。第四条において同じ。）の規定により共通乗車船券に係る運賃又は料金の割引の届出をしようとする運送事業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を共同で提出しなければならない。 一～六　（略）	（共通乗車船券） **第一条**　文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（以下「法」という。）第八条第一項（法第十七条において準用する場合を含む。第五条において同じ。）の規定により共通乗車船券に係る運賃又は料金の割引の届出をしようとする運送事業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を共同で提出しなければならない。 一～六　（略）
（削る）	（法第十条第一項の国土交通省令で定める事業） **第三条**　法第十条第一項（法第十七条において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める事業は、次に掲げるものとする。 一　海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第十九条の五第一項に規定する人の運送をする貨物定期航路事業又は同法第二十条第二項に規定する人の運送をする不定期航路事業を開始する事業 二　海上運送法第十九条の五第一項に規定する人の運送をする貨物定期航路事業又は同法第二十条第二項に規定する人の運送をする不定期航路事業を変更する事業
（法第十条の国土交通省令で定める事業） **第三条**　法第十条（法第十七条において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める事業は、運航回数を増加させる事業であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一・二　（略） **第四条**　（略）	（法第十条第二項の国土交通省令で定める事業） **第四条**　法第十条第二項（法第十七条において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める事業は、運航回数を増加させる事業であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一・二　（略） **第五条**　（略）

（国土交通省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令の一部改正）

第十七条　国土交通省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令（令和五年国土交通省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定重要設備） **第一条**　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（以下「法」という。）第五十条第一項の主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる特定社会基盤事業の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 一～三　（略）	（特定重要設備） **第一条**　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（以下「法」という。）第五十条第一項の主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる特定社会基盤事業の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 一～三　（略）

改正後	改正前
四　海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第六項に規定する貨物定期航路事業及び同条第八項に規定する不定期航路事業のうち、主として本邦の港と本邦以外の地域の港との間において貨物を運送するもの　貨物の形状、貨物の積卸しの順序その他の事情を総合的に勘案して、船内における貨物の配置計画を一元的に作成する機能を有する情報処理システム	四　海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第四項に規定する貨物定期航路事業及び同条第六項に規定する不定期航路事業のうち、主として本邦の港と本邦以外の地域の港との間において貨物を運送するもの　貨物の形状、貨物の積卸しの順序その他の事情を総合的に勘案して、船内における貨物の配置計画を一元的に作成する機能を有する情報処理システム
五・六　（略）	五・六　（略）

（海上運送法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令の一部改正）

第十八条　海上運送法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（令和六年国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則	**附　則**
（海上運送法施行規則の一部改正に伴う経過措置）	（海上運送法施行規則の一部改正に伴う経過措置）
第三条　改正法附則第三条第六項の規定により第二号許可（改正法第二条の規定による改正後の海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号。次条において「新海上運送法」という。）第二十一条第六項に規定する第二号許可をいう。以下この条において同じ。）を受けたものとみなされた者が、初めて当該第二号許可の更新を申請する場合における第一条の規定による改正後の海上運送法施行規則（次条において「新海上運送法施行規則」という。）第二十二条の二の規定の適用については、同条第二号中「当該更新前の第二号許可（法第二十一条の三第一項又は第二項の許可の更新を含む。）」とあるのは、「海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）附則第三条第五項の規定による認可」とする。	**第三条**　改正法附則第三条第六項の規定により第二号許可（改正法第二条の規定による改正後の海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号。次条において「新海上運送法」という。）第二十一条第六項に規定する第二号許可をいう。以下この条において同じ。）を受けたものとみなされた者が、初めて当該第二号許可の更新を申請する場合における第一条の規定による改正後の海上運送法施行規則（次条において「新海上運送法施行規則」という。）第二十三条の四の二の規定の適用については、同条第二号中「当該更新前の第二号許可（法第二十一条の三第一項又は第二項の許可を含む。）」とあるのは、「海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）附則第三条第五項の規定による認可」とする。

（海上運送法に基づく安全統括管理者資格者証及び運航管理者資格者証に関する省令の一部改正）

第十九条　海上運送法に基づく安全統括管理者資格者証及び運航管理者資格者証に関する省令（令和六年国土交通省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（輸送の安全に関する実務の経験）	（輸送の安全に関する実務の経験）
第三条　法第三十二条の三第一項の国土交通省令で定める輸送の安全に関する実務の経験は、次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。	**第三条**　法第三十二条の三第一項の国土交通省令で定める輸送の安全に関する実務の経験は、次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。
一　総合安全統括管理者試験　次のいずれかの実務の経験	一　総合安全統括管理者試験　次のいずれかの実務の経験
イ　旅客運送船舶運航事業において小型船舶以外の船舶の安全に関する業務に一年以上従事したこと。	イ　人の運送をする船舶運航事業において小型船舶以外の船舶の安全に関する業務に一年以上従事したこと。
ロ　（略）	ロ　（略）
二　（略）	二　（略）
三　小型船舶安全統括管理者試験　次のいずれかの実務の経験	三　小型船舶安全統括管理者試験　次のいずれかの実務の経験
イ　旅客運送船舶運航事業において船舶の安全に関する業務に一年以上従事したこと。	イ　人の運送をする船舶運航事業において船舶の安全に関する業務に一年以上従事したこと。
ロ　（略）	ロ　（略）

（船舶の運航に関する実務の経験）

第十五条　法第三十二条の七第一項の国土交通省令で定める船舶の運航に関する実務の経験は、次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

一　総合運航管理者試験　次のいずれかの実務の経験

イ　旅客運送船舶運航事業の用に供する小型船舶以外の船舶に船長又は甲板部の職員として一年以上乗り組んだこと。

ロ　旅客運送船舶運航事業の用に供する小型船舶以外の船舶の運航の管理に関する業務に一年以上従事したこと。

ハ　（略）

二　（略）

三　小型船舶運航管理者試験　次のいずれかの実務の経験

イ　旅客運送船舶運航事業の用に供する船舶に船長又は甲板部の職員として一年以上乗り組んだこと。

ロ　旅客運送船舶運航事業の用に供する船舶の運航の管理に関する業務に一年以上従事したこと。

ハ　（略）

（試験員の要件）

第二十三条　法第三十二条の十六第二項の国土交通省令で定める試験員の要件は、当該試験員に行わせる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める要件とする。

一　安全統括管理者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務　次のいずれかに該当すること。

イ　旅客運送船舶運航事業の安全統括管理者として三年以上の実務の経験を有する者であること。

ロ　（略）

二　運航管理者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務　次のいずれかに該当すること。

イ　旅客運送船舶運航事業の運航管理者として三年以上の実務の経験を有する者であること。

ロ　（略）

附　則

この省令は、海上運送法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

○国土交通省令第百十号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十九条第二項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十八条第四項の規定に基づき、地方航空局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月二十七日

国土交通大臣　中野　洋昌

地方航空局組織規則の一部を改正する省令

地方航空局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（管制保安部の所掌事務） **第四十四条**　（略） ２～７　（略）	（管制保安部の所掌事務） **第四十四条**　（略） ２～７　（略）

8　東京空港事務所の管制保安部は、第一項から第四項まで及び第六項に規定するもののほか、鹿児島空港事務所の管制保安部は、前各項に規定するもののほか、那覇空港事務所の管制保安部は、第一項から第六項までに規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六　（略）

（削る）

9　新千歳空港事務所の管制保安部は、第一項及び第三項から第七項までに規定するもののほか、大阪空港事務所の管制保安部は、第一項から第五項までに規定するもののほか、福岡空港事務所の管制保安部は、第一項から第七項までに規定するもののほか、電話による航空情報（電話による航空情報であって飛行場管制業務、ターミナル・レーダー管制業務又は着陸誘導管制業務に関連して提供するものをいう。以下同じ。）及び電話による航空路航空情報を除く。）に関する事務（空港出張所の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

10　東京空港事務所の管制保安部は、第一項から第四項まで、第六項及び第八項に規定するもののほか、鹿児島空港事務所の管制保安部は、第一項から第八項までに規定するもののほか、那覇空港事務所の管制保安部は、第一項から第六項まで及び第八項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一　着陸帯、誘導路、エプロン及びランプの運用に関すること。

二　空港等の保安に関すること（土木施設、建築施設及び電気施設（航空保安無線施設、航空通信施設、レーダー及び管制情報処理システム施設を除く。）に関する保守に関するものを除く。）。

11　成田空港事務所の管制保安部は、第一項から第三項まで、第五項及び第七項に規定するもののほか、東京空港事務所の管制保安部は、第一項から第四項まで、第六項、第八項及び第十項に規定するもののほか、国際航空通信施設の工事及び保守に関する事務をつかさどる。

12　那覇空港事務所の管制保安部は、第一項から第六項まで、第八項及び第十項に規定するもののほか、着陸誘導管制業務に関する事務をつかさどる。

13　大阪空港事務所の管制保安部は、第一項から第五項まで及び第九項に規定するもののほか、次条第一号及び第四号に掲げる事務をつかさどる。

8　東京空港事務所の管制保安部は、第一項から第四項まで及び第六項に規定するもののほか、福岡空港事務所及び鹿児島空港事務所の管制保安部は、前各項に規定するもののほか、那覇空港事務所の管制保安部は、第一項から第六項までに規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六　（略）

9　東京空港事務所の管制保安部は、第一項から第四項まで、第六項及び前項に規定するもののほか、鹿児島空港事務所の管制保安部は、前各項に規定するもののほか、那覇空港事務所の管制保安部は、第一項から第六項まで及び前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一　着陸帯、誘導路、エプロン及びランプの運用に関すること。

二　空港等の保安に関すること（土木施設、建築施設及び電気施設（航空保安無線施設、航空通信施設、レーダー及び管制情報処理システム施設を除く。）に関する保守に関するものを除く。）。

10　新千歳空港事務所の管制保安部は、第一項及び第三項から第七項までに規定するもののほか、大阪空港事務所の管制保安部は、第一項から第五項までに規定するもののほか、電話による航空情報（電話による飛行場航空情報であって飛行場管制業務、ターミナル・レーダー管制業務又は着陸誘導管制業務に関連して提供するものをいう。以下同じ。）及び電話による航空路航空情報を除く。）に関する事務（空港出張所の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（新設）

11　成田空港事務所の管制保安部は、第一項から第三項まで、第五項及び第七項に規定するもののほか、東京空港事務所の管制保安部は、第一項から第四項まで、第六項、第八項及び第九項に規定するもののほか、国際航空通信施設の工事及び保守に関する事務をつかさどる。

12　那覇空港事務所の管制保安部は、第一項から第六項まで、第八項及び第九項に規定するもののほか、着陸誘導管制業務に関する事務をつかさどる。

13　大阪空港事務所の管制保安部は、第一項から第五項まで及び第十項に規定するもののほか、次条第一号及び第四号に掲げる事務をつかさどる。

（航空管制運航情報官、航空管制通信官、航空管制官、航空管制技術官、施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官）

第五十六条　（略）

2　（略）

3　東京空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の航空管制運航情報官は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一～七　（略）

4　新千歳空港事務所、大阪空港事務所及び福岡空港事務所の航空管制運航情報官は、第二項に規定するもののほか、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の航空管制運航情報官は、前二項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

5　東京空港事務所の航空管制運航情報官は、第二項及び第三項に規定するもののほか、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の航空管制運航情報官は、前三項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

6～30　（略）

附　則

この省令は、令和七年一月一日から施行する。

○国土交通省令第百十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）及び関係法律の規定に基づき、並びに関係法律を実施するため、建築基準法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月二十七日

国土交通大臣　中野　洋昌

建築基準法施行規則等の一部を改正する省令

（建築基準法施行規則の一部改正）

第一条　建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

別記第五号様式から別記第七号様式まで、別記第十五号様式から別記第十五号の三様式まで、別記第十七号様式、別記第十八号様式、別記第十八号の四様式から別記第十八号の十一様式まで、別記第二十号の二様式から別記第二十二号様式まで、別記第二十三号の二様式、別記第二十四号様式、別記第二十七号様式から別記第二十九号様式まで、別記第三十号の二様式、別記第三十一号様式、別記第三十五号様式から別記第三十五号の三様式まで、別記第三十五号の五様式、別記第三十六号様式、別記第四十二号の三様式から別記第四十二号の六の三様式まで、別記第四十二号の六の五様式、別記第四十二号の六の六様式、別記第四十二号の十二の四様式から別記第四十二号の十二の十一様式まで、別記第四十二号の十四の二様式から別記第四十二号の十六の二様式まで、別記第四十二号の十七の二様式から別記第四十二号の十九の二様式まで、別記第四十二号の二十二様式から別記第四十二号の二十三の二様式まで、別記第四十二号の二十三の四様式及び別記第四十二号の二十三の五様式中「㎡」を削る。

（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第四号中「及び第十三号」を削る。

第四十条に次の一項を加える。

4　第三条第七項の規定は、住宅型式性能認定申請書及びその添付図書の受理について準用する。この場合において、同項中「登録住宅性能評価機関」とあるのは、「登録住宅型式性能認定等機関」と読み替えるものとする。

第四十三条に次の一項を加える。

2　第三条第七項の規定は、型式住宅部分等製造者認証申請書及び型式住宅部分等製造者認証申請添付図書の受理について準用する。この場合において、同項中「登録住宅性能評価機関」とあるのは、「登録住宅型式性能認定等機関」と読み替えるものとする。

第四十七条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第三条第七項の規定は、認証型式住宅部分等製造者更新申請書及び型式住宅部分等製造者認証申請添付図書の受理について準用する。この場合において、同項中「登録住宅性能評価機関」とあるのは、「登録住宅型式性能認定等機関」と読み替えるものとする。

第四十八条に次の一項を加える。

（航空管制運航情報官、航空管制通信官、航空管制官、航空管制技術官、施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官）

第五十六条　（略）

2　（略）

3　東京空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の航空管制運航情報官は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一～七　（略）

4　新千歳空港事務所及び大阪空港事務所の航空管制運航情報官は、第二項に規定するもののほか、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の航空管制運航情報官は、前二項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

5　鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の航空管制運航情報官は、前三項に規定するもののほか、東京空港事務所の航空管制運航情報官は、第二項及び第三項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

6～30　（略）

２　第三条第七項の規定は、認証型式住宅部分等製造者変更届出書の受理について準用する。この場合において、同項中「登録住宅性能評価機関」とあるのは、「登録住宅型式性能認定等機関」と読み替えるものとする。

第四十九条第一項中「製造事業廃止届出書」の下に「（第三項において単に「製造事業廃止届出書」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

３　第三条第七項の規定は、製造事業廃止届出書の受理について準用する。この場合において、同項中「登録住宅性能評価機関」とあるのは、「登録住宅型式性能認定等機関」と読み替えるものとする。

第八十二条中「試験申請書」の下に「（次項において単に「試験申請書」という。）」を、「図書」の下に「（次項において「試験申請添付図書」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

２　第三条第七項の規定は、試験申請書及び試験申請添付図書の受理について準用する。この場合において、同項中「登録住宅性能評価機関」とあるのは、「登録試験機関」と読み替えるものとする。

別記第十一号の四様式、別記第十一号の五様式、別記第三十八号様式、別記第三十九号様式、別記第四十一号様式、別記第四十二号様式、別記第六十号様式、別記第六十一号様式及び別記第六十三号様式中「㊞」を削る。

（国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表第四住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の項中「第三十条第六号」の下に「、第四十一条第一項及び第二項、第四十五条第一項及び第二項並びに第八十三条第一項」を加える。

（長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成二十一年国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

第二号様式、第四号様式、第八号様式、第十号様式及び第十一号様式中「㊞」を削る。

（都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成二十四年国土交通省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

様式第六及び様式第八中「㊞」を削る。

（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）の一部を次のように改正する。

第八十二条の見出しを「（情報通信の技術を利用する方法）」に改め、同条第一項中「認める書類」の下に「の提出」を加え、「当該書類に代えて、」を「所管行政庁の使用に係る電子計算機と提出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織の使用又は」に改め、「もの」の下に「の提出」を加え、同条第二項中「認める書類」の下に「の提出」を加え、「当該書類に代えて、」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関の使用に係る電子計算機と提出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織の使用又は」に、「の提出のうち」を「であって、」に改め、「もの」の下に「の提出」を加え、同条に次の一項を加える。

３　別記様式第二十五による申請書又はその添付図書のうち登録建築物エネルギー消費性能評価機関が認める書類の提出については、登録建築物エネルギー消費性能評価機関の使用に係る電子計算機と提出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織の使用又は当該書類に明示すべき事項を記録した磁気ディスクであって、登録建築物エネルギー消費性能評価機関が定めるものの提出によることができる。

別記様式第三から別記様式第十まで、別記様式第十三から別記様式第二十まで、別記様式第二十三、別記様式第二十四、別記様式第二十六、別記様式第二十八及び別記様式第三十中「㊞」を削る。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

３　この省令の施行の日前に交付されたこの省令による改正前のそれぞれの省令に規定する様式による書類は、この省令による改正後のそれぞれの省令に規定する様式によるものとみなす。

○国土交通省令第百十二号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第六十二条の規定を実施するため、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月二十七日

国土交通大臣　中野　洋昌

航空法施行規則の一部を改正する省令

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
第百五十一条　前条各項の規定により航空機に装備しなければならない救急用具は、点検の内容、方法その他の事項に関し国土交通大臣が定める技術的基準により点検しなければならない。	**第百五十一条**　航空機に装備する救急用具は、次に掲げる期間ごとに点検しなければならない。ただし、航空運送事業の用に供する航空機に装備するものにあつては、当該航空運送事業者の整備規程に定める期間とする。
（削る）	一　落下傘　六十日
（削る）	二　非常信号灯、携帯灯及び防水携帯灯　六十日

（削る）
（削る）
（削る）
（削る）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第三十五号

海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、海上運送法等の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整理等に関する省令を次のように定める。

令和六年十二月二十七日

環境大臣　浅尾慶一郎

海上運送法等の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整理等に関する省令

（自然公園法施行規則の一部改正）

第一条　自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特別地域内における許可又は届出を要しない行為） **第十二条**　法第二十条第九項第五号に規定する環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。 一～二十九の二十八　（略） 二十九の二十九　海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三条第一項の規定により一般旅客定期航路事業の許可を受けた者、同法第二十一条第一項の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者、同法第二十二条第一項の規定により一般不定期航路事業の登録を受けた者又は同法第二十三条第一項の規定により貨物専用不定期航路事業の届出をした者が当該事業を営むために動力船を使用すること。 二十九の三十～三十一　（略）	（特別地域内における許可又は届出を要しない行為） **第十二条**　法第二十条第九項第五号に規定する環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。 一～二十九の二十八　（略） 二十九の二十九　海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三条の規定により一般旅客定期航路事業の免許を受けた者、同法第二十条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第二十一条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。 二十九の三十～三十一　（略）

（自然環境保全法施行規則の一部改正）

第二条　自然環境保全法施行規則（昭和四十八年総理府令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特別地区内における許可等を要しない行為） **第十九条**　法第二十五条第十項第四号の環境省令で定める行為は、次に掲げるものとする。 一～十　（略） 十一　道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであつて次に掲げるもの イ～ト　（略） チ　海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三条第一項の規定により一般旅客定期航路事業の許可を受けた者、同法第二十一条第一項の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者、同法第二十二条第一項の規定により一般不定期航路事業の登録を受けた者又は同法第二十三条第一項の規定により貨物専用不定期航路事業の届出をした者が当該事業を営むために動力船を使用すること。 リ　（略） 十二・十三　（略）	（特別地区内における許可等を要しない行為） **第十九条**　法第二十五条第十項第四号の環境省令で定める行為は、次に掲げるものとする。 一～十　（略） 十一　道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであつて次に掲げるもの イ～ト　（略） チ　海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三条の規定により一般旅客定期航路事業の免許を受けた者、同法第二十条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第二十一条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。 リ　（略） 十二・十三　（略）

三　救命胴衣、これに相当する救急用具及び救命ボート　百八十日
四　救急箱　六十日
五　非常食糧　百八十日
六　航空機用救命無線機　十二月

（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則（平成五年総理府令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（管理地区内における許可を要しない行為） **第二十五条**　法第三十七条第九項第二号の環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。 一～七　（略） 八　道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであって次に掲げるもの イ～チ　（略） リ　海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三条第一項の規定により一般旅客定期航路事業の許可を受けた者、同法第二十一条第一項の規定により旅客不定期航路事業の登録を受けた者又は同法第二十三条第一項の規定により貨物専用不定期航路事業の届出をした者が当該事業を営むために動力船を使用すること。 ヌ　（略） 九～十一　（略）	（管理地区内における許可を要しない行為） **第二十五条**　法第三十七条第九項第二号の環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。 一～七　（略） 八　道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであって次に掲げるもの イ～チ　（略） リ　海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三条の規定により一般旅客定期航路事業の免許を受けた者、同法第二十条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第二十一条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。 ヌ　（略） 九～十一　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、海上運送法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

（自然公園法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　改正法附則第三条第二項の規定により引き続き小型船舶旅客不定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二十一条第一項の許可を受けた者とみなして、第一条の規定による改正後の自然公園法施行規則第十二条第二十九号の二十九の規定を適用する。

２　改正法附則第六条第五項の規定により引き続き人の運送をする不定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を改正法第三条の規定（改正法附則第一条第五号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の海上運送法（以下「新海上運送法」という。）第二十二条第一項の登録を受けた者とみなして、第一条の規定による改正後の自然公園法施行規則第十二条第二十九号の二十九の規定を適用する。

（自然環境保全法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　改正法附則第三条第二項の規定により引き続き小型船舶旅客不定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を海上運送法第二十一条第一項の許可を受けた者とみなして、第二条の規定による改正後の自然環境保全法施行規則第十九条第十一号チの規定を適用する。

２　改正法附則第六条第五項の規定により引き続き人の運送をする不定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を新海上運送法第二十二条第一項の登録を受けた者とみなして、第二条の規定による改正後の自然環境保全法施行規則第十九条第十一号チの規定を適用する。

（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　改正法附則第三条第二項の規定により引き続き小型船舶旅客不定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を海上運送法第二十一条第一項の許可を受けた者とみなして、第三条の規定による改正後の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則第二十五条第八号リの規定を適用する。

２　改正法附則第六条第五項の規定により引き続き人の運送をする不定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を新海上運送法第二十二条第一項の登録を受けた者とみなして、第三条の規定による改正後の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則第二十五条第八号リの規定を適用する。